

財団法人 大学基準協会  
2007 年度 大学評価申請用

点検・評価報告書

大阪歯科大学

## 点検・評価報告書目次

序 章	1
本 章	
大学・学部における主要点検・評価項目	2
1 大学・学部等の理念・目的及び学部等の使命・目的・教育目標	2
1) 現 状	2
2) 点検・評価	3
3) 課題と改善・改革の方策	4
2 教育研究組織	6
1) 目 標	6
2) 現 状	6
3) 点検・評価	6
3 学士課程の教育内容・方法等	9
1) 目 標	9
2) 現 状	9
3) 点検・評価	21
4) 課題と改善・改革の方策	29
4 学生の受け入れ	30
1) 学生の受け入れに関する目標	30
2) 学生受け入れの現状と点検・評価	30
5 教員組織	34
1) 教員組織の整備に関する目標	34
2) 教員組織の全体的な現状	34
3) 教員組織の現状と点検・評価	34
6 研究活動と研究環境	43
1) 目 標	43
2) 現 状	43
3) 点検・評価	46
4) 課題と改善・改革の方策	47
7 施設・設備	48
1) 目 標	48
2) 現 状	48
3) 点検・評価	53
4) 課題と改善・改革の方策	59

8	図書館及び図書・電子媒体等	63
1)	目 標	63
2)	現 状	63
3)	点検・評価	73
4)	課題と改善・改革の方策	76
9	社会貢献	80
1)	目 標	80
2)	現 状	80
3)	点検・評価	80
4)	附属病院の現状、点検・評価と改善・改革の方策	85
10	学生生活	89
1)	目 標	89
2)	現状と点検・評価、改善・改革の方策	89
11	管理運営	95
1)	目 標	95
2)	管理運営に関する全体的な状況	95
3)	現状と点検・評価	95
4)	課題と改善・改革の方策	101
12	財 務	103
1)	目 標	103
2)	現状と点検・評価、改善・改革の方策	103
13	事務組織	111
1)	役割と活動目標	111
2)	現 状	111
3)	点検・評価	114
4)	課題と改善・改革の方策	116
14	自己点検・評価	118
1)	目 標	118
2)	現状と点検・評価、改善・改革の方策	118
15	情報公開・説明責任	121
1)	目 標	121
2)	現 状	121
3)	点検・評価	121
4)	改善・改革の方策	122

大学院	123
1 大学院研究科の使命及び目的・教育目標	123
1) 大学院の目標	123
2) 現 状	123
3) 点検・評価	124
4) 課題と改善・改革の方策	125
2 博士課程の教育内容・方法等	127
1) 目 標	127
2) 現 状	127
3) 点検・評価	135
4) 課題と改善・改革の方策	139
3 学生の受け入れ	141
1) 目 標	141
2) 現 状	141
3) 点検・評価	143
4) 課題と改善・改革の方策	145
4 教員組織	146
1) 目 標	146
2) 現 状	146
3) 点検・評価	149
4) 課題と改善・改革の方策	151
5 施設・設備等	153
1) 目 標	153
2) 現 状	153
3) 点検・評価	155
4) 課題と改善・改革の方策	155
6 学生生活への配慮	156
1) 目 標	156
2) 現 状	156
3) 点検・評価	156
4) 課題と改善・改革の方策	157
7 管理運営	158
1) 目 標	158
2) 現 状	158
3) 点検・評価	159
4) 課題と改善・改革の方策	160
終 章	162

## 序 章

本学は1996年度まで歯学部の専門教育を大阪市中央区の天満橋学舎で、教養教育と一部専門教育は枚方市牧野の牧野学舎で行ってきたが、1997年3月に臨床実習を除く、専門教育と教養教育を同一場所で行うために枚方市楠葉の地に講義・実習棟、研究棟、管理棟等の5棟と講堂からなるアメニティにも優れた新学舎の楠葉学舎を竣成させた。時同じくして天満橋学舎には旧病院の跡地に地上14階地下1階の最新設備を備えた21世紀型の新病院が竣工した。1997年度からは新学舎そして新病院において歯学教育がスタートし、2007年度は移転後10年の節目に当たり、新しい環境での10年間の点検そして評価を行い、今までの長所を把握し、それを伸ばし、欠点を見直し、改善・改革を行う必要がある。

新学舎及び新病院で学部教育が開始された直後の1998年度には大学基準協会の相互評価を受けたが、その当時は天満橋学舎そして牧野学舎での旧環境で行われていた歯学教育、研究そして臨床に対する点検・評価が主であった。その後、約10年が経過し、今日まで種々な改革を行いつつ現在に至ってきたが、現在までに行ってきたことがよかったのかどうか、そして今後どのように歯学教育、研究及び臨床を進めていけばよいのかの方向性を探索することが肝要である。折しも2004年4月からは学校教育法第69条の3第2項及び学校教育法施行令第40条の改正に伴い7年毎に大学としての評価を行い、認証評価を受ける義務が生じている。さらに学校教育法第58条の改正に伴い大学教員の呼称が変更され、助教授が准教授に、助手が助教と助手とになる新しいシステムに2007年4月から移行する中で、本学は教授、准教授、講師、助教の職階を設け、助手は置かないことになり、大学としては新しい道を模索することが急務となっている。2006年は創立95周年であり、2011年には創立100周年を迎える。100周年を前にして今までの総括を行い、新しいステップを踏み出す必要性が痛感される。

少子高齢化に伴い大学全入時代の到来を前にして、今後の高等教育の在り方を真剣に検討しなければ、大学の自然淘汰が起こるかもしれない時期になっている。2007年度は歯学共用試験及び歯科医師臨床研修の本格実施がスタートして2年目に当たる。また、2006年以降の歯科医師国家試験合格者が大学院へ入学するためには歯科医師臨床研修を修了していることが要件となっている。このような状況下で大学として社会貢献や国際化を推し進めるとともに世界に冠たる歯科大学を目指して、21世紀の大学としての発展と充実を図るためにも、在るべき姿を模索する上から認証評価を受けるに至っている。

## 大学・学部における主要点検・評価項目

### 1 大学・学部等の理念・目的及び学部等の使命・目的・教育目標

#### 1) 現 状

(理念・目的等)

##### (1) 理念

本学の理念とは、後述の建学の精神及び教育方針に則り歯科医療に関わる高等教育機関として、教育、研究、診療及び社会的活動等を通して人類の幸福と福祉に貢献する使命を負うことをいう。そのすべての活動は自主独立の精神に貫かれていると同時に、きわめて高い倫理性、社会性並びに公共性が求められることを認識しつつ、本学構成員はその使命達成のために不断に努力しなければならない。

建学の精神とは歯科医療における専門的知識、技能の重要性を自覚させ、旺盛なる研究意欲を醸成し、自らの選んだ道に深い使命感をもつとともに、社会に対する奉仕の人生観を体得させ、さらに健康にして活動力のある情操豊かな人間形成を行うことである。

教育方針として本学では、教育基本法の規定する教育の一般目標と方針に則り、歯学に関する学術を中心として、深く専門領野の学理と技術を教授研究し、歯科医師として必要な知識と技術並びに道徳的理念を授け、応用能力を涵養して調和の取れた人材の養成を目的としている。したがって、本学の学生は歯科医師たる適性の素質を持ち、本学の教育方針に沿い得るものでなければならない。歯科医師として必要な適性とは、次の三つに要約される。能力的な適性（歯科医学の学理と技術を理解し応用できる知能、学力、技能） 人格的な適性（歯科医師としての使命感、社会観、世界観、態度、意思など幅広い人間性）

身体的な適性（歯科医師としての職務を遂行しうる体力と活動力）である。以上の三つの適性はいずれに優劣があるものではなく、どれ一つとして欠かすことのできないものである。

本学では6年一貫教育を通じて、学生のそれぞれの個性を尊重しながら以上の適性を涵養し、発展させ、人間性豊かな歯科医師を養成することを教育の目標としている。

##### (2) 目的

本学の理念に基づき、その使命を果たすべく以下の目的を掲げる。本学構成員はこの目的を尊重し、使命達成のために適正な運営を図るものとする。

##### 教育

- ・ 確かな歯学知識と技能とを身につけ、医療倫理に富んだ歯科医師を養成し社会に送り出す。
- ・ 大学院教育において、歯学研究を遂行する能力の付与並びに歯学全般についての深い知識を教授し、歯学教育・研究における指導者を養成する。

##### 研究

- ・ 歯科医療を支える、広範な分野における研究を積極的に推進し、学理を

- 探究する。そして、その成果を教育並びに診療に反映させる。
- ・学外の研究機関と広く連携し、数多くの研究プロジェクトに参加して研究成果を得る。

#### 診療

- ・最新の歯学知識及び技能による診療を患者に提供する。
- ・病診連携を図り、地域保健を推進する。

#### 社会的活動

- ・社会のあらゆる場面で教員が活動することができ、専攻領域に関する助言を与えられるよう支援する。
- ・大学の諸活動によって得た知識を市民に対して公開講座などの場面で提供し、最新の歯学知識の普及に努める。

### (3) 教育目標

本学の理念・目的に基づき、教育を通して専門知識及び技能を教授するとともに、学生の人格形成に資し、人類の健康と福祉とに貢献できる人材を育むべく、以下の教育目標を掲げる。

歯科医師に必要な基本的知識・基本的技能を体得する。

歯学を学び、また研究する際の基本的な考え方、態度、習慣を体得する。

自ら問題を発見し、解決する積極的な学習態度を体得する。

常に最新の知識・技能を学びつづける生涯自己学習態度を体得する。

感性豊かな人間性と高邁な倫理観・責任感を体得する。

健康の増進、維持、管理に貢献できる知識・技能を体得する。

疾病の診断、予防、治療に全身との関連で応用できる知識を習得する。

ボランティアの心と協調精神を涵養する。

幅広い学問的視野と深い教養を育成する。

科学的根拠に基づいた歯科医療（Evidence Based Dentistry）ができる能力を修得する。

情報社会においてグローバルに活躍できる能力を修得する。

### 2) 点検・評価

本学は、歯科医療に関わる高等教育機関として、教育、研究、診療及び社会的活動等を通して人類の幸福と福祉に貢献することを使命とし、上記に述べた教育目標を設定し、歯学及び歯科医療に携わる高度の能力を有する人材を養成することを目的としている。本学の卒業生のほとんどは、歯科医師あるいは歯学の分野における教育研究者として活躍しており、理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的は適切に合致している。

人材養成等の目的を達成するためには、個々の教員の教育力も向上させることが必要であると考えている。そのためには、それぞれ教員自身がキャリアアップを目指すよう、自助努力するのが基本である。学部の理念・目的・教育目標に沿うように歯科医師を養成するためにファカルティディベロップメント

(FD)によって、大学ぐるみで共通のテーマを掲げて研修し、教育者としての資質の向上を図ることが必要であり、その方針で取り組んでいる。

また、教育課程について、本学においては、全国の同系大学に先駆けて統合型の歯学教育を実現させるべく検討を重ね、カリキュラム 2000 の名の下に 2002 年度から実施し、時代に即した歯科医師の養成に取り組んでいる。

学部の理念、目的、教育目標は本学の存在の根幹に関わる事項である。それらを周知する方法は、広く社会に対して講じる必要がある。それに基づいて本学の諸事業が成立することとなる。したがって、本学の全容を示す役割の「大学入学案内」へ本項目を確実に記載するほか、「ホームページ」上においても理念や教育目標を掲載している。また、新入生ガイダンスにおいて、理念・目的・教育目標とそれを踏まえた教育課程の構成等について説明するとともに、本学学生が正課及び課外活動のあらゆる場面で使用する学年毎の「学修の手引き(シラバス)」に記載し、それらを絶えず認識しつつ行動できるように配慮している。

本学の構成員の活動場面において、その理念、目的、教育目標に日々接していることはきわめて重要である。その意味から、それらが大学入学案内や学修の手引き(シラバス)によって学内外に明示され、絶えず目に触れるように公表されていることは、周知の方法として適切である。このことによってなお一層のこと本学への帰属意識が高まり、自らの行動規範となることが期待できる。

### 3) 課題と改善・改革の方策

#### (1) 優秀な教員組織と効果の上がる教育課程の確立

本学が目指す教育目標、すなわち、確かな歯学知識と技能とを身につけ、医療倫理に富んだ歯科医師を世に送り出す使命の達成に向け、優秀な教員組織と効果の上がる教育課程の確立が必須である。前者については、文部科学省による改正学校教育法並びに改正大学設置基準が 2007 年 4 月から施行されるのに合わせて、本学においても 2006 年 7 月から検討を続けてきた。これまで教員組織に関して改善できてこなかった長年にわたる課題についても、今回の機会に是正することが望ましいとの共通認識の下に協議を重ねた。その結果、本学の教員組織を教授、准教授、講師及び助教の 4 職制とし、新助手は設けないこととした。これらについて、大学学則及び大学院学則に規定した上で、文部科学省に届け出た後に、学内関連規程を整備した。同時に、従来 4 職制から新職制への移行審査についても進めることとし、新たな職制の助教に加えて新講師への該当教員に対する審査を実施した。助教の審査基準として重視したのは、博士の学位を有することとした点である。以上の点を中心にして今回の教員組織見直しについて、学内の全教員に対して 2 回の説明会を開催した。なお、今回の審査基準を満たしていない教員に対しては、一定期間の猶予をもって基準を満たすように移行条件を付して今回の見直しを完了する予定である。

FD については、教員同士が共通のテーマで意見交換し、自らの考えを述べた上で他教員の考え方を聞くことで、専攻は異なるものの、講座の枠を越えての一体感を共有することとなる。また、研修を通じて自らの教育に関して自己点



検・評価することとなり、最終的には学生に対する指導面での好結果につながるものと期待される。今後は、新しい教員組織となったことでもあり、なお一層優秀な教員の養成を目指して、教育、学生生活指導や教員倫理等の種々の面をテーマにした FD を定期的を開催して教員の資質向上に努めていく必要がある。

一方、教育課程については、現行の枠組みに変えてから 4 年余が経過しており、その教育効果の点から改善が必要な課題も明らかになってきている。そのような観点から、見直しを進めていく必要がある。また、時代の変遷につれて新たな教育科目（ユニット）も加味していく時期ともなっている。従来からの必須科目とそれら新しい科目との均衡を保ちながら配置していくことが、本学が目指す教育目標にかなうものと考えられる。

## （２）理念・目的等の周知の方法

従来から進めてきた学内外への周知方法は伝統的な手段として大学入学案内のパンフレット、各学年に配布している学修の手引き（シラバス）によって行い、それはそれで一定の効果が望めるといえる。しかし、近年の情報技術の進歩は目覚ましいものがあり、政府自身が電子政府の掛け声の下に行政のあらゆる面の IT 技術化を推進してきている。また、教育の面でも IT 化が叫ばれて久しい。その手段を有効に活用することで、一層の教育効果が望めるとされる。情報技術は種々の事柄を周知させる方法としても優れた手段である。本学におけるネットワーク構築は、1997 年度に行われた学舎の新築・改築に合わせて全キャンパスにおいて行われた。その際に、大学内外のホームページが作成されて、その中に建学の精神、教育方針、大学の理念、目的、目標を掲載している。その上で、情報通信技術を有効な周知の方法として活用することが必要である。

学部の理念・目的・教育目標等を従来のように活字手段によって、さらには情報通信技術を活用したデジタル手段による複数チャンネルを通じて伝えることで、本学内外における情報共有を進展させられる。このことで、本学が推進しようとする各種事業をより一層スムーズに行えるものと期待できる。

## 2 教育研究組織

### 1) 目 標

歯科の単科大学として必要な教育研究組織を整備し、教育面においては、確かな歯学知識と技能を身につけ、医療倫理に富んだ歯科医師及び歯学教育研究者を養成するとともに、研究面においては歯科医療を支える広範な分野における研究を積極的に推進し、学理を探究する。また、最新の歯学知識及び技能による診療を提供することにより、教育、研究、診療等を通して人類の幸福と福祉に貢献する使命を果たす。

### 2) 現 状

#### (教育研究組織)

本学は、1911年(明治44年)に設立された大阪歯科医学校を母体としている。その後、1917年に大阪歯科医学専門学校となり、1947年の旧制大阪歯科大学を経て、1953年新制の大阪歯科大学として発足した。新制大学としての発足後には、1955年進学課程2年、専門課程4年の6年制となり、牧野学舎において進学課程の教育が、天満橋学舎において専門課程の教育が行われた。1961年には大学院歯学研究科(博士課程)が設置され、1964年に附属歯科技工士養成所、1968年に附属歯科衛生士学校がそれぞれ開設された(両校は、その後大阪歯科大学歯科技工士専門学校、大阪歯科大学歯科衛生士専門学校と校名を変更)。1991年度には、学校教育法・大学設置基準の改正に伴い、6年一貫教育の新カリキュラムの下で教育を行うこととなり、それに呼応する形で1997年3月、枚方市楠葉に新学舎が建設され、学部教育、大学院教育は楠葉学舎で実施することを基本とし、天満橋学舎では臨床教育を実施する体制がとられた。

この間本学は、一貫して歯学に関する学理の探究と歯科医師及び歯学教育研究者の養成に邁進してきた。このことは今後も変わらぬ本学の姿勢である。

本学の教育研究上の基本組織は、学部教育においては歯学部歯学科、大学院教育においては歯学研究科(博士課程)歯科基礎系専攻、歯科臨床系専攻を置くほか、附属施設として、診療及び臨床教育を実施する場としての附属病院、大型教育研究用機器を設置・管理し、共同研究を行う場としての中央歯学研究所、情報科学の教育研究、情報関連機器の管理・運用を担う教育情報センター及び大学として欠かすことのできない図書館が設置されている。

また、併設学校として、大阪歯科大学歯科技工士専門学校、大阪歯科大学歯科衛生士専門学校の2校を設置している。

### 3) 点検・評価

大学歯学部には一般教育系として物理学、化学、生物学、英語、数学、体育、倫理学の7教室と、解剖学講座、口腔解剖学講座、生理学講座、生化学講座、

表 -2 -1 教育研究組織の概略(2006年5月1日現在)

歯学部	在籍学生数	779名	教員数	177名
大学院歯学研究科	在籍学生数	96名	教員数	61名(学部兼任)
附属病院			教員数	28名(講座教員以外)
中央歯学研究所			教員数	10名(学部兼任)
教育情報センター			教員数	1名(学部兼任)
図書館	蔵書数	173,354冊		

併設学校

大阪歯科大学歯科技工士専門学校

本 科	在籍学生数	85名	教員数	18名
専 攻 科	在籍学生数	17名	本科教員兼任	

大阪歯科大学歯科衛生士専門学校

本 科	在籍学生数	76名	教員数	8名
専 攻 科	在籍学生数	9名	本科教員兼任	

口腔病理学講座、細菌学講座、薬理学講座、歯科理工学講座、口腔衛生学講座の9  
 歯科基礎系講座、歯科保存学講座、口腔治療学講座、歯周病学講座、高齢者歯科学  
 講座、有歯補綴咬合学講座、欠損歯列補綴咬合学講座、口腔外科学第一講座、口腔  
 外科学第二講座、歯科矯正学講座、歯科放射線学講座、小児歯科学講座、歯科麻酔  
 学講座の12歯科臨床系講座及び内科学講座、耳鼻咽喉科学講座の2隣接医学系講  
 座を設けており、教授24名、助教授25名、講師51名、助手77名の合計177  
 名の教員が配置され学部の教育研究に当たっている(表 -2 -1)。大学院歯学研究  
 科は歯学部を基礎として設置され、教員は学部との兼任で、専攻の下に教育研究組  
 織の最小単位である歯科基礎系では9専攻科、歯科臨床系では12専攻科(分野)  
 を設けており、教授22名、助教授17名、講師24名の合計61名(講義等のた  
 め臨床医学系の教員を含む。2006年12月1日現在)が配置され大学院の教育研究  
 に当たっている。

附属病院には前記の歯科臨床系及び隣接医学系の診療科以外に口腔診断科、臨床  
 研修教育科(総合診療第1科)、総合診療部診療科(総合診療第2科)、口腔インプ  
 ラント科、眼科の特色ある5診療科を設け、5診療科では病院教授6名、病院助教  
 授7名、病院講師10名、病院助手5名の合計28名の病院教員が配置され、診療  
 と臨床実習の指導に当たっている(大学基礎データ 表19)。なお、入院病床は  
 37床を備えている。

中央歯学研究所には、10施設(形態系研究施設、動物施設、歯科生物学 施設、  
 分析機器施設、組織培養実験施設、画像処理施設、低温実験施設、咀嚼機能研究施  
 設、生体材料研究施設、レーザー実験施設)と中央材料室が設けられ、それらの施

設には大型の研究機器が完備されるとともに、それぞれの施設に管理責任者として10名の教員（兼任）が配置されるほか、研究技術員2名、動物飼育員2名を配置し、研究を支援している。

教育情報センターには、所長（教員兼任）のほか、事務職員が3名配置され、情報関連機器の管理・運用、情報処理機器の利用者に対する支援、外部ネットワークとの接続等の業務を実施している。

図書館は本館（楠葉学舎）と分室（天満橋学舎、牧野学舎）に分かれ、図書173,354冊、学術雑誌2,162種及び視聴覚資料1,454点を擁し、図書館長（教員兼任）のほか、図書館職員7名が配置され、学術情報サービスに努めている。

大阪歯科大学歯科技工士専門学校、大阪歯科大学歯科衛生士専門学校には、それぞれ本科、専攻科が設けられ、歯科医療分野において欠かすことのできない歯科技工士及び歯科衛生士の人材養成が行われている。

このようなことから、歯科の単科大学として必要かつ十分な教育研究組織を備えているものと評価できる。

### 3 学士課程の教育内容・方法等

#### 1) 目 標

本学の教育目標は、教育基本法に規定する教育の一般目標と方針とにより、歯学に関する学術を中心として、深く専門領野の学理と技術を教授研究し、歯科医師として必要な知識と技術並びに道徳的理念を授け、応用能力を涵養して調和のとれた人材を育成することであり、これらは、将来歯科医師として社会で活躍する際に必須の能力を学生に与えるためのものである。現在では、歯科医学生が修得しなければならない歯科医学に関する知識と技能は飛躍的に増え、これらを6年間で体系的にかつ効率的に教授するための方法が求められている。こうした観点から、本学は全学を挙げて新カリキュラムの構築に努力し、2002年に「カリキュラム2000」としてスタートさせた。

このカリキュラムの目的は、2001年3月に報告が出された「21世紀における医学・歯学教育の改善方策について」(医学・歯学教育の在り方に関する調査研究協力者会議)の歯学教育モデル・コア・カリキュラムに対応する内容を包括し、教育方法においても講座間の仕切りをはずす統合的な授業を展開することで、講義内容の重複を避け、学生のスムーズな理解を助けようとするものである。

#### 2) 現 状

##### (1) 教育課程等

##### (学部・学科等の教育課程)

学校教育法第52条に規定されている「大学は、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用能力を展開させることを目的とする」こと、並びに大学設置基準第19条に規定されている「大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする」及び「教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教義及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない」を受けて大阪歯科大学歯学部歯学科を設置している。本学の理念・目的は本章2頁、そして学則第1条に「教育基本法の規定する教育の一般的な目的と方針とに則り、歯学に関する学術を中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の領野における学理技術を教授研究し、歯科医師として必要な知的道徳的及び応用能力を展開させることを目的とする。」と明記している。

本学の教育目的は確かな歯学知識と技能を身につけ、医療倫理に富んだ歯科医師を養成し、社会に送り出すことである。そのために一般教育系、歯科基礎系、歯科臨床系及び隣接医学の内容を教授する教育を行っている。従来、これらの教育は科目別に行っていたが、2001年3月に「21世紀における医学・歯学教育の改善方策について」と題する報告書が医学・歯学教育の在り方に関する調査研究協力者会議

から提出され、それを受けて統合型カリキュラムを組み、態度教育、基礎科学教育、生命科学教育、健康科学教育、情報科学教育、英語教育、教養教育及び臨床教育の8コースにわたる編成とした。これに基づいて歯科医師を養成する教育、すなわちカリキュラム2000と銘打っている。

学部・学科等の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系性についてはカリキュラム2000で明確にしている。すなわち、歯科医学生が修得しなければならない広範な知識と技能を効率的に教授するために、全学を挙げて新カリキュラムの構築に努力し、2002年に「カリキュラム2000」をスタートさせた。現代における歯科学生に必要な知識と技能を再編成し、基礎科学教育・生命科学教育・臨床科学教育では従来の講座間の仕切りをはずした統合的なカリキュラムを組むことで、授業内容の重複を避けるとともに、学生の系統的な理解を助ける教科として編成した。各教科には単位制を取り入れるとともに、歯科の単科大学であることから学年制を加味して進級を決定している。また、教養教育には多くの選択科目を取り入れることにより、学生の多様性に応じた自主的な学習能力の向上を目指している。

教育課程のフレームワークは、以下のとおりである。

#### 態度教育

本学が歯科の単科大学であるところから、入学直後に動機付け学習のために早期臨床体験学習として附属病院での1週間の見学実習、社会福祉施設体験学習として1週間の介護施設見学実習を行っている。さらに態度教育として歯科医学概論、医療人間学、人権論を第1学年で学習させ、専門に対する意欲と社会的倫理性の涵養を図っている。第4学年では講座・教室への研究室体験実習を行って、自分の進路を考え、専門分野を選択する一助としている。態度教育のコマ数は、121コマ(9単位)である。

#### 基礎科学教育

近年、特に多様化した中等教育により、多くの新入生について今後歯科医学を学ぶ上で当然持つべき科学的常識と学力が不足している。こうした弱点の克服と歯科医学を学ぶ上で不可欠な科学的素養を涵養するために「医療人のための基礎科学」83コマ(5.5単位)を第1学年の前期に開講している。内容は歯科医学での発展を前提とした生物学、物理学、化学、環境学の統合講義であり、加えて今後の教科の理解に不可欠な基礎的微積分学と統計学の基礎概念の把握である。

#### 生命科学教育

生命科学教育には従来の解剖学、口腔解剖学、生理学、生化学、薬理学、細菌学、歯科理工学、歯科放射線学、生物学、物理学、化学の各講座・教室が担当していた教科を含み、第1学年の後期から第2学年末にかけて開講している。生命科学教育

には、講義を中心とした知識教育(26単位)と、実習を中心とした技能教育(18.5単位)とがあり、学生の理解がスムーズに進むように時間割上で相互の配置が考慮されている。生命科学教育として668コマ(44.5単位)を配している。

#### 健康科学教育

健康科学教育には、従来の病理学、細菌学、歯科理工学、口腔衛生学の各講座が担当していた歯科基礎医学系の教科、歯科保存学、口腔治療学、歯周病学、高齢者歯科学、有歯補綴咬合学、欠損歯列補綴咬合学、口腔外科学第一、口腔外科学第二、小児歯科学、歯科矯正学、歯科放射線学、歯科麻酔学の各講座が担当していた歯科臨床医学系の教科及び内科学、耳鼻咽喉科学の各講座が担当していた臨床医学系の教科、附属病院病院教員が担当している眼科学、それ以外に兼任教員が担当している小児科学、精神科学、法医学・法歯学、皮膚科学の隣接医学領域が含まれる。これらの領域は、学士教育課程の中核をなす部分で、実習を含めて第3学年と第4学年に充てられ、合計890コマ(59単位)となっている。

#### 情報科学教育

歯科医療及び日常の学生生活において情報機器を便利な道具として使いこなす知識と技能を習得する。学生生活においても、大学並びに附属病院には多くの情報機器が導入されており、毎日の学習に関連する情報も本学のウェブサイトで多く提供されている。情報教育は第1学年と第4学年に合計45コマ(3単位)で行われる。

#### 英語教育

英語力は、今後の社会や学問の国際化に対処するための必要不可欠なコミュニケーション手段と考え、基礎英語90コマ(6単位)、応用英語90コマ(6単位)を配している。基礎英語は第1学年と第2学年に、応用英語は第3学年と第4学年に授業を行っており、学生は、基礎英語を4単位、応用英語を4単位修得しなければならない。

#### 教養教育

教養教育は、第1学年と第2学年で行っており、その内容は、外国語系、人文社会・人間科学系、自然科学系からなっている。外国語系の科目は、中国語、ドイツ語、フランス語であり、学生はこのうちから最低一つを履修する。コマ数は各30コマ(2単位)である。人文社会・人間科学系には、「身体活動と健康」、「体育実技」、「心理学」、「社会学」、「文学」、「情報機器を使った発表技法」、「医療人のための文章表現」、自然科学系には「代数学」、「オペレーションズ・リサーチ」、「化学からのおくりもの」があり、合計211コマ(14単位)を第1学年、第2学年にかけて実施している。教養教育は学生の選択制となっており、学生は最低8単位を履修しなけ

ればならない。第3学年、第4学年にも各領域の科目が12単位分準備されており、6単位が必修になっている。

なお、単位にはカウントされないが、第1学年前期に、高校での物理学、化学、数学・Cの未履修者のための「初学者のための物理学」、「初学者のための化学」、「初学者のための数学」が計31コマ開講されている。

以上の態度教育、基礎科学教育、生命科学教育、健康科学教育、情報科学教育、英語教育、教養教育によって教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育を行っている。

### 臨床教育

臨床教育は、登院式前の臨床直前講義・実習、プレクリニック・臨床見学、臨床実習教育及び総括教育とからなっており、第5学年及び第6学年において行われている。臨床実習教育では、保存系、補綴系の領域における各種症例毎にミニマムリクワイアメントを設定し、臨床実習期間内に完了することを義務付けている。他の診療科については、一定期間、当該診療科に学生を配属することで実習を行っている。臨床実習教育の直前には、臨床直前講義(8単位)、臨床直前実習(2単位)、プレクリニック臨床見学(2単位)を行って円滑な臨床実習への導入に努めている。

臨床実習の最後には、その時点までの知識を整理するために全科にわたる総括教育(10単位)を行っている。臨床教育は合計62単位である。

「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育授業科目として前述の態度教育、生命科学教育、健康科学教育、臨床教育を行うことによって確かな歯学知識と技能とを身につけ、医療倫理に富んだ歯科医師の養成を行っている。また、「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するために前述の福祉施設体験実習を含む態度教育、教養教育、英語教育、基礎科学教育を行い、歯科医師にとって必要な確かな判断力と患者様に優しさを持って接し、慈悲の心を持った歯科医師の養成を行っている。さらに、「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」を図るために英語教育では、基礎英語を第1学年と第2学年に配し、初級会話・リスニングについてLL教室を使用して行い、英語の基礎教育の徹底を図っている。応用英語については第3学年と第4学年で授業を行い、中級会話・リスニング、上級会話・リスニングの授業を行い、上級会話はネイティブスピーカーが講師となっている。英語以外は第二外国語としてドイツ語、フランス語、中国語の授業が行われ、歯科基礎英語とともに選択必修となっている。

教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育授業科目・一般教養授業科目・外国語科目等の量的配分に関しては、前述の態度教育、基礎科学教育、生命科学教育、健康科学教育、情報科学教育、英語教育、教養教育、臨床教育の8コース、33ブロック、143ユニットに分け、授業時間配分比でみると、態度教育



科目 4.4%、基礎科学教育科目 2.7%、生命科学教育科目 21.7%、健康科学教育科目 28.8%、情報科学教育科目 1.5%、英語教育科目 3.9%、教養教育科目 6.8%、臨床教育科目 30.2%である。以上を総括すると、専門教育（生命科学教育、健康科学教育、臨床教育）は 80.7%であり、一般教養・英語教育は 19.3%である。

基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制については態度教育、基礎科学教育、生命科学教育、健康科学教育、情報科学教育、英語教育、教養教育、臨床教育の 8 の各コースにはコース責任者を配置し、コースの中にブロックがあり、そのブロックの下にユニットがある。ブロック責任者は配置していないが、これはコース責任者が兼ねている。ブロックの中に各ユニットがあり、ユニット責任者が配置され知識教育、技能教育を統括し、出欠の管理、成績評価を担当している。

#### （カリキュラムにおける高・大の接続）

後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために、単位の対象外であるが、第 1 学年前期に、高校での物理学、化学、数学・C の未履修者のために「初学者のための物理学」、「初学者のための化学」、「初学者のための数学」が計 31 コマ開講されている。

#### （カリキュラムと国家試験）

卒業の要件は、臨床実習が完了し、第 6 学年の 8 月から 12 月にかけて行う学士試験 1 及び 2 に合格することである。学士試験 1 は 4 回に分けて行っている。学士試験 2 は最終の卒業試験となり、これに合格した者が卒業資格を得て、歯科医師国家試験を受験できる。各学士試験の終了後、それぞれの問題について解説するとともに、総括講義を行い、学士試験 2 の問題の解説、総括講義をもって講義等は終了する。その後は、研究室に来て質問ができる態勢をとり、メールによっても学生からの質問を受け付け、回答している。歯科医師国家試験受験者率は 2004 年が 97.6%、2005 年が 97.7%、2006 年が 95.7% である。歯科医師国家試験の合格者数及び合格率は、2004 年が 78 名で 65.0%、2005 年が 97 名で 77.6%、2006 年が 95 名で 86.6% と向上を見せている。なお、受験率、合格者数、合格率は現役の受験生の資料である。

#### （医学系のカリキュラムにおける臨床実習）

本学の臨床実習は総合診療方式で行い、1 年間を通じて担当する患者について、初診から終診までの経過を体験できる。臨床実習は、第 5 学年の学生が出席する 7 月上旬の登院式に始まり、臨床講義、臨床実習、総合講義が第 6 学年における 7 月下旬まで行われる。天満橋学舎の附属病院本館 8 階総合診療室において、各科（保存修復科、歯内治療科、歯周治療科、高齢者歯科、補綴咬合治療科）の専門教員による合同的診療が行われる。なお、口腔外科的処置は、必要に応じて患者を口腔外

科診療室に誘導し、診療を受ける。口腔外科はさらに班別研修期間を設定しており、口腔外科診療室に出向いて実習する。矯正歯科、小児歯科、歯科放射線科、歯科麻酔科及び口腔診断科は特科実習と称し、それぞれの診療室で臨床実習を行う。また、臨床研修教育科（総合診療第1科）で見学実習を行う。

臨床実習は、朝の臨床講義終了後、各配属の診療室において点呼することから始まり、午後4時頃まで行う。その後、午後4時から総合講義が1時間実施される。それらの講義では、各科のテーマに従って講義や症例提示などが行われる。

臨床実習はそれぞれ担当各科教員の指導により行われ、所定の期間内に各科の要求課題を完了しなければならない。臨床実習成績は、学生が担当した患者について総合的に評価する。臨床実習の必要課題については各科ごとに判定するが、各課題は診療行為の定められたステップで指導教員のチェック等が必要である。

#### （履修科目の区分）

態度教育、基礎科学教育、生命科学教育、健康科学教育、情報科学教育、臨床教育の6コースに関する科目は全てが必修となっている。必修の単位数は121である。これに対して英語教育（基礎英語、応用英語）の単位数16のうち8単位と選択教養教育（ドイツ語、フランス語、中国語）、人文社会・人間科学系（心理学、社会学等）、自然科学系（代数学、オペレーションズ・リサーチ、化学）の単位数32のうち14単位が選択であり、合計22単位である。6年間における必修と選択の単位比率はそれぞれ89.3%と10.7%である。

#### （授業形態と単位の関係）

態度教育、基礎科学教育、生命科学教育、健康科学教育、情報科学教育、英語教育、教養教育、臨床教育の8コースにおける履修形態は講義、演習、実験、実習、実技のいずれかである。履修形態の差異によらず、すべて1コマの授業時間は80分であり、授業コマ数によって単位計算を行っている。すなわち5～10コマのユニットを0.5単位、13～17コマのユニットを1単位、20～25コマを1.5単位、28～32コマを2単位とし、技能教育（演習、実験、実習）については14～16コマを1単位としている。

#### （単位互換、単位認定等）

国内外の大学等との単位互換及び大学以外の教育施設等での学修や入学前の既修得単位の認定は行っていない。卒業所要総単位は205単位で、態度教育、基礎科学教育、生命科学教育、健康科学教育、情報科学教育、英語教育、教養教育、臨床教育の8コースにおける科目の認定単位である。大学以外では福祉施設体験学習を行っているが、これは態度教育の一つのユニットであるので、態度教育の中で単位として算定している。

(開設授業科目における専・兼比率等)

全授業科目中、態度教育(歯科医学概論、医療人間学、人権論、研究室体験実習で121コマ(9単位)では人権論の講義以外は専任教員が担当している。基礎科学教育(生物学、物理学、化学、環境学、基礎的微積分学、統計学)はすべて専任教員が担当している。生命科学教育(従来、解剖学、口腔解剖学、生理学、生化学、薬理学、細菌学、歯科理工学、歯科放射線学、生物学、物理学、化学の各講座・教室が担当していた教科)668コマ(44.5単位)はすべて専任教員が担当している。健康科学教育では、従来の病理学、細菌学、歯科理工学、口腔衛生学の各講座が担当していた歯科基礎医学系の教科、歯科保存学、口腔治療学、歯周病学、高齢者歯科学、有歯補綴咬合学、欠損歯列補綴咬合学、口腔外科学第一、口腔外科学第二、小児歯科学、歯科矯正学、歯科放射線学、歯科麻酔学の各講座が担当していた歯科臨床医学系の教科と内科学、耳鼻咽喉科学の各講座の担当の臨床医学系教科、附属病院病院教員による眼科学はすべて専任教員が担当し、それ以外のユニットである外科学、小児科学、精神科学、法医学・法歯学、皮膚科学は兼任教員が担当している。情報科学教育科目のすべては専任教員が、英語教育の一部、教養教育のうちドイツ語、フランス語、中国語、心理学、社会学、文学、源氏絵を読む、メディア論は兼任教員が担当している。開設授業科目のうち、専門教育では124科目のうち専任教員が116科目(93.5%)を担当しており、教養教育では33科目のうち専任教員が15科目(45.5%)を担当し、全体では専任教員が157科目のうち、131科目(83.4%)を担当している。なお、科目はユニットのことを示す。

兼任教員が担当しているのは教養教育科目34科目のうち6科目(ドイツ語2科目、フランス語2科目、中国語2科目)や英語教育科目6科目のうち2科目及び隣接医学5科目(外科学、小児科学、精神科学、法医学・法歯学、皮膚科学)である。

(生涯学習への対応)

歯科医師の生涯研修として研修医制度及び同窓会が主体となっていて行っているポストグラデュエイトコースが設けられている。研修医は単年度更新で主治医にはなれないが、病院内で指導医のもと患者様の診療に携わることができ、新しい技術や技能を身につけることができ、臨床にも活用できるように医療の質の向上をもたらししている。一方、ポストグラデュエイトコースでは、数日間の講義や実技講習を受けることによって新しい知識や新技術、新技能を習得し、直ちに臨床に応用可能である。また、専攻生制度は生涯学習への一つであり、研究を行い、博士(歯学)の学位が取得できる制度である。

(2) 教育方法等

各学年に指導教授を配し、その下部にそれぞれ助言教員を置いている。助言教員は一人当たり20名の学生を担当し、指導教授の指導のもとで成績や授業への出席

状況等について学生に直接、助言を行っている。

カリキュラム2000では、第1学年と第2学年に行う基礎科学教育と生命科学教育、及び第3学年と第4学年に行う健康科学教育において、一つの教科(ユニットと呼ぶ。)で複数領域の教員が授業を行う、いわゆる統合講義が実施されている。これは、講座別の積み重ね型教育手法による教育内容の重複等の弊害をできるだけ少なくし、テーマ別、症例別の講義体系を目指すものである。

また、1日の時間割の組み方について従来の1コマ90分の授業時間を10分減じて80分とし、最後に5コマ目として50分のコマをつくり、補講や補習に充てることで教育効果を上げる工夫を行っている。定期試験に不合格で再試験を受ける学生に対しては、この5時限目に補講時間を設け、必ず補講を受けることを義務付けて不足分の知識を補うことにしている。最近、一部の授業についてはVTRによる授業収録システムを導入しており、これを学内LANで配信することで、学生が個別に復習や欠席授業の補習に使えるよう便宜を図っている。

#### (教育効果の測定)

教育上の効果を測定する方法は以下のとおりである。教育効果の判定は主に定期試験の成績で行っている。学内で蓄積される試験問題の適正化を図るため、試験前に問題を各ユニットの担当教員で検討するとともに、試験問題としての適否を検討する全学的な委員会(ブラッシュアップ委員会)を設置して、多くの優れた試験問題を再利用可能な大学の財産として蓄積している。

定期試験を受けるためには、学生にとって開講される講義のコマ数のうち2/3以上の出席が必要である。講義コマ数の1/3以上欠席した場合には、次年度に欠席コマ数分を受講した後、学生は初めて当該ユニットの定期試験を受験できる。定期試験に不合格の学生に対しては、各ユニットについて2回の再試験が行われる。この場合、学生は再試験前に行われる補講の受講を義務付けられており、不受講の場合は受験資格を与えられない。

各学年の進級の基準は次のとおりである。第1学年から第3学年では、各学年での総単位数の4/5以上の単位を修得していなければ上の学年に進級できない。また、第4学年から第5学年への進級には、それまでのすべての講義と実習の単位の修得が必要となる。また、第5学年で共用試験を行っているが、共用試験に不合格の場合は登院できず、第5学年の年度末までの期間は特別のカリキュラムを組むことにしている。登院した学生は、年度末に進級を受けることになっている。以前は、臨床実習が継続中であることから第5学年から第6学年への進級のための障壁は設定されていなかったが、2006年度からは、前記のように学生に継続的な勉学の習慣を付けさせるため進級試験を行うことになった。

本学には、教育に関する最高議決機関として教授会があり、その下部組織として、教育内容を検討するとともに、学業評価を設定し、教務全体を運営する部門として

教務部委員会が設置されている。教務部委員会の下部組織としてカリキュラム委員会が置かれている。教務部委員会では、本学の教育目標、整備目標に合致した教育内容の具体案を作り、これをカリキュラム委員会がより具体的な時間割としてまとめ、最終的には教授会で承認されて実施されることになる。カリキュラムに対する教育効果と問題点の把握についてはカリキュラム委員会が行っている。実施したカリキュラム2000に関して学生と担当教員に対するアンケート調査を全学規模で過去2回実施し、カリキュラム上でいくつかの改正を行った。2007年度はカリキュラム2000による教育を受けた最初の学生が卒業する年であるので、全学的な教育効果の検証と問題点を把握する活動が期待される。なお、本学の教育環境の改善を行う部門として、学長直轄の諮問機関として「教育改善検討委員会」が別に設置されている。この委員会は、教育組織の現状を把握した上で、改善すべき点があれば学長に具申するためのものである。具申があれば、学長は教務部委員会に検討を命じることになる。現在までに、各ユニットにおける修得単位数の不均衡の是正、学生アンケートによる授業内容の改善並びに臨床ガイドラインの作成などの活動を行っている。

教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立状況は次のとおりである。本学の歯学に関する学術を中心として、深く専門分野の学理と技術を教授研究し、歯科医師として必要な知識と技術並びに道徳的理念を授け、応用能力を涵養して調和のとれた人材を育成することである。しかし、結果として歯科医師国家試験の合格率は100%ではないので、教育効果についてはユニット会議を開催し、協議を重ねている。

教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みとしてカリキュラム委員会を中心として教育効果がさらに一層上がるようにカリキュラムの検討や学修の手引き（シラバス）の作成、進級基準の見直しを行っている。また、ユニット試験の不合格者に対しては補講を行ってから、再試験を実施しているので、教育効果の程度や目標の達成度が学生の再試験結果によって判定できる。

卒業生の進路状況については、卒業生は歯科医師国家試験に合格すれば、2006年以降は合格者全員が義務として歯科医師臨床研修を受けることになっている。研修修了後、大半の者は開業医になるか、あるいは病院や診療所に勤務医として働いている。また、研修修了者の約10～20%の者が大学院へ進学している。

#### （厳格な成績評価の仕組み）

履修科目登録の上限設定について本学では必修科目が89.3%を占め、選択科目が10.7%となるので、履修科目の登録は選択科目に限定される。選択科目について完全に学生の希望通りには選択できないが、選択科目数はすべての学生に共通した数で、第1学年から第4学年までの選択科目数の総数は34科目でそのうち14科目を履修しなければならない。

成績評価法及び成績評価基準は各学年に配布している学修の手引き（シラバス）に記載されている。ユニット試験は多肢選択問題と筆記試験を課している。多肢選択問題は試験全体の半数になるように設定している。多肢選択問題の導入は、CBT試験や歯科医師国家試験に精通するためである。

成績評価について60点以上の成績を合格とし、試験の成績やレポート、実習の成果を総合的に判断してユニット責任者のもとで行っている。各ユニットの成績を基に教務部委員会で検討し、教授会で最終の審議を行っている。

各年次及び卒業時の学生の質を確保するために各学年における進級及び卒業の評価基準は学生に配布している学修の手引き（シラバス）に記載しているが、前記の進級要件を満たしていない学生は留年となる。特に第6学年に課せられる試験は歯科医師国家試験問題を想定した多肢選択問題であるので、結果の判定は極めて厳格である。

#### （履修指導）

履修指導の基本は、各学年の学修の手引き（シラバス）に詳細に記載されている。学修の手引き（シラバス）の最初の部分には、建学の精神と本学の教育方針を掲げるとともに、教育目標、カリキュラムの視点、カリキュラム構成、各学年の履修ユニット一覧、各年の学年暦を掲載している。各ユニットの説明（授業目標、講義内容、成績評価方法、コマ毎の授業内容、教科書・参考書名）大学における各種規則、学生生活に関する規則などについても詳細に記載されている。学生は学修の手引き（シラバス）を見ることにより、学年全体の学習目標、各ユニットの学習目標と構成、また、現在はどこを履修し、何が重点なのか分かるようになっている。

各学年の履修指導は主に各学年の指導教授が行っている。また、学生と一対一で対応しているのは助言教員である。助言教員は、各学年毎に置かれ、助教授・講師クラスの教員6名で担当し、一人当たり20名程度の学生の指導を行う。学生は、履修に関する疑問から個人的な問題まで助言教員に相談することができる。また、助言教員は、学生と教務学生課、教務部委員会、学生部委員会、各ユニットの責任者や担当者との連絡係をも兼ねることになる。

オフィスアワーの制度化の状況について一時オフィスアワーを活用して各教授に第2学年の学生を割り当て、テーマに基づいてProblem Based Learning (PBL) を行っていたが、現在ではオフィスアワー制度を採用していない。その理由の一つは各学年に設けている指導教授及び助言教員の機能が十分に生かされていることに基づく。

留年者に対する教育上の配慮措置として教務部長、各学年の指導教授、助言教員が中心となって留年者に対応している。留年者の既修得単位は認めているが、学習の効果の点から、留年者に単位修得している科目についても再履修するように指導している。

#### (教育改善への組織的な取り組み)

学生の学習の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置として学年指導教授及び助言教員が年度初めや父兄会の前に数回会議をもち、学生指導の在り方や教育について意見交換を行い、教育指導方法の在り方を検討している。

学修の手引き(シラバス)の作成と活用状況としては各ユニットについての一般目標(GIO)及び行動目標(SBOs)を設定し、それを掲載した学修の手引き(シラバス)を作成して学生に配布し、学生が日常的に持参して参考とするように指導している。

学生による授業評価については、本学では現時点で教員に対する教育上の個人評価が、まだ行われていない。現在、教員評価実施について具体的に検討しているので、その中で、学生による授業評価を取り入れる方針である。

ファカルティディベロップメント(FD)活動に対する組織的取り組みについては、2000年度にFD委員会が設置され、それ以降、年に数回、定期的開催されている。内容として「教員教育はどうあるべきか」、「意義と方法」、「実践と効果、教育(業績)評価について」、「チュートリアルについて」、「ワークショップの実態と効用、卒前教育と卒後教育の連関」、「OSCE客観的臨床能力試験」、「歯科医学教育者のためのカリキュラムプランニング」、「学業評価を正確に行うための試験問題の作成」である。年度毎に少なくとも1回はFD研修会を開催し、教員の教育力の改善、向上を図っている。FD研修会のテーマはその時々の特ピックに焦点を絞り、外部講師に依頼し、研修会を開催しているので、ほとんどすべての教員が一度はFD研修会に参加している。

#### (授業形態と授業方法の関係)

授業形態と授業方法に関して、とりわけ授業形態の中で知識教育と技能教育の両者は歯学教育に欠かすことのできない教育である。特に技能教育は臨床に入る前の技術の習得に必要であり、その裏打ちが知識教育の内容になる。知識教育では教科書、プリント及び視聴覚教材を駆使して学生の理解を確認しながら講義を行っている。座学によって習得した知識を実際に活用するとともに、知識をより一層確実なものにするために実習形態に基づく技能教育では自ら体験することによってその効果を上げている。

マルチメディアを活用した教育の導入については160名収容の第1～5大講義室には液晶プロジェクター、書画カメラ、電動スクリーン、天井モニター、PC画像出力端子、ビデオ装置、スライドプロジェクター、情報コンセントが、第1、2、4実習室には書画カメラ、天井モニター、電動スクリーン(第2実習室を除く。)PC画像出力端子、ビデオ装置、顕微鏡カメラ装置(第1実習室を除く。)情報コンセントが設置されている。第7～9実習室には書画カメラ(第9実習室を除く。)天井モニター、電動スクリーン(第9実習室を除く。)PC画像出力端子、ビデオ

装置、情報コンセントが、そして第3、5、6実習室には情報コンセント及びスクリーンが設置され、マルチメディアを活用できる環境にあり、学生の理解を図る工夫を整えている。また、第1～6小講義室では情報コンセントがあり、移動式の液晶プロジェクターも使用可能である。さらにコンピュータ室及びマルチメディア(MM)教室にはパソコン端末を学生の数だけ揃えてあり、CBT試験に対応できる態勢を整え、MM教室では英会話・リスニング対応型となっている。

「遠隔授業」について後述のように本学では2004年から同系の大学である愛知学院大学歯学部、東京歯科大学、日本大学松戸歯学部と遠隔授業の試みを行っているが、単位認定等を行っていない。

### (3) 国内外における教育研究交流

国内の大学との交流についてはインターネット環境とIT関連機器の急速な発展により、今日では比較的簡単な装置でインターネット回線を利用した遠隔授業が行えるようになった。本学では2004年から同系の大学である愛知学院大学歯学部、東京歯科大学、日本大学松戸歯学部と遠隔授業の試みを行っている。遠隔授業の目的は、単に他大学の授業内容を学べるだけでなく、即時に相手大学の教授や学生とコミュニケーションがとれるということで、これにより、知識の交換だけではなく、大学の雰囲気までもが伝わり、受講した学生からは好評を得ている。他大学との遠隔授業は、学生の興味を引くことが多く、他大学の様子を知ること、教育効果が期待できる。ただ、大学間の授業時間の調整、授業内容などについて事前に十分な打ち合わせが必要で、今後は詳細な方法はもとより、目的、効果などを相談して進めていく予定である。

国際化への対応と国際交流の推進に関して、本学は当初、中国を中心として行ってきたが、国際化の観点から順次、アジア、オセアニアそしてアメリカの各大学と交流協定を締結している。本学が最初に国外の大学と学術交流を結んだのは1981年5月、上海第二医科大学(現、上海交通大学口腔医学院)であり、その後、学術交流協定校が増加し、表3-1に示すように本学は現在、4か国8大学と学術交流協定を結んでいる。中国とは5大学と学術協定を結び、いずれも相互視察から始まり講義及び実習指導、講座単位での共同研究へと発展してきている。その間1998年には上海において上海第二医科大学との間で「上海-大阪歯科医学学術大会」を開催し、中国から100名、日本から75名が参加している。日中間の交流では現在までに中国から229名、日本から259名の教員が共同研究等の交流を通じて日中を往来し、その成果として共同研究による研究論文数は48編、学会発表演題数は52題にのぼっている。

シドニー大学とは、1996年8月に学生交流を通して相互理解を深めることを目的とする合意書を取り交わし、5年毎の更新を経て現在に至っている。合意書により、3年生以上の学部学生を対象に期間を2週間と定めて相互訪問を実施し、現在



まで、本学から 103 名が訪問し、シドニー大学からは 8 名の学生が本学を訪れている。

表 3-1 学術交流協定締結校

協定締結年	提携大学	内 容
1981 年	上海第二医科大学（現,上海交通大学口腔医学院）	学術交流
1996 年	広州第一軍医大学（現,南方医科大学）	学術交流
1996 年	華西医科大学（現,四川大学華西口腔医学院）	学術交流
1996 年	西安第四軍医大学	学術交流
1996 年	北京医科大学口腔医学院（現,北京大学口腔医学院）	学術交流
1996 年	シドニー大学	学生交流
2001 年	慶熙大学校歯科大学	学術交流
2004 年	コロンビア大学	学術交流

表 3-2 本学とシドニー大学歯学部 of 学生交流

事 項 年 度	本学	シドニー大学	シドニー大学	本学
	研修期間	参加学生	研修期間	参加学生
2003 年度	8/6 ~ 8/19	11 名 (2 名)	1/7 ~ 1/20	3 名
2004 年度	8/5 ~ 8/18	12 名 (3 名)		
2005 年度	8/9 ~ 8/21	15 名 (3 名)	1/16 ~ 1/27	2 名

注：（ ）内は本学引率教員数

慶熙大学とは、これまで講座間レベルの交流にとどまっていたが、2005 年にカリキュラムの一環として 1 週間程度、学生の受け入れの依頼があり、本学としても 2007 年度からの受け入れを検討しているところである。

コロンビア大学とは、2004 年 7 月に学術交流協定を締結し、翌年、コロンビア大学で開かれた協定書締結記念式典並びに「インプラントセミナー2005」に本学から 40 数名が出席した。インプラント研修セミナーを 2 年毎に交互に開催することを確認している。

国際レベルでの教育研究交流に関して、開始当初は中国との間で行われ、人的交流が主であったが、次第に交流の質が問われるようになり、研究の質の向上を図り、交流を緊密化する方向を目指している。

### 3) 点検・評価

#### (1) 教育課程等

現在では、歯科医学生が修得しなければならない歯科医学に関する知識と技能は飛躍的に増え、これらを 6 年間で体系的にかつ効率的に教授するための方法が求め

られている。こうした観点から、本学は全学を挙げて新カリキュラムの構築に努力し、2002年に「カリキュラム2000」としてスタートさせた、このカリキュラムは、2001同年3月に報告が出された「21世紀における医学・歯学教育の改善方策について」の歯学教育モデル・コア・カリキュラムに対応する内容を包括し、教育方法においても講座間の仕切りをはずす統合的な授業を展開することで、講義内容の重複を避け、学生のスムーズな理解を助けるカリキュラムを目指したものである。学校教育法第52条の大学の目的及び本学の教育目的の「確かな知識と技能を身に付け、医療倫理に富んだ歯科医師を養成し社会に送り出す。」ことに合致しており、また、当時抱えていた歯学教育の困難性と社会からの歯科医師養成に関する質の要求に対応する適切なものであったと考えられる。

前述したように、新カリキュラムは態度教育、基礎科学教育、生命科学教育、健康科学教育、情報科学教育、英語教育、教養教育、臨床教育の8コースからなり、33ブロック、143ユニットに分かりやすく整理・分類し、各学年の学修の手引き（シラバス）に授業・実習の予定、内容、評価方法を記載して、学生に周知している。時間比率から見ると、態度教育4.4%、基礎科学教育2.7%、生命科学教育21.7%、健康科学教育28.8%、情報科学教育1.5%、英語教育3.9%、教養教育6.8%、臨床教育30.2%である。教育を通して専門知識及び技能を教授するとともに、学生の人格形成に資し、人類の健康と福祉に貢献できる人材を養成するために設定した本章3頁に記載の教育目標をカリキュラム上で具現化しており、また、各分野のバランスも適切と認められる。

態度教育では入学の早い時期から歯科医学を学んでいく上での動機付けと歯科医師として必要な感受性と道徳性を会得し、社会の中での歯科医師の位置付けを学び、また、基礎科学教育では科学としての歯科医学を学んでいく上で必要な基礎科学の知識を総合的に学ぶことになる。共にカリキュラムの中で時期的にも体系的にも工夫された位置付けがなされている。

生命科学教育、健康科学教育、臨床教育は歯科医学教育の根幹をなすところであり、歯学教育モデル・コア・カリキュラムを含む、各ユニットの内容とその構成は十分な時間をかけて検討され、時間数の配分も含んで十分な考慮が払われている。

英語教育では今後の社会や学問の国際化に対処するための必要不可欠なコミュニケーション力の養成を目的として、外国人講師の採用とLL装置を活用したカリキュラムが組まれており、学生のより一段の能力向上を目指し、カリキュラム全体上での位置付けと時間的な配慮は十分であると考えられる。第2外国語としてドイツ語、フランス語、中国語を教養教育での1科目として選択制で第1学年と第2学年に配置している。教育効果と学生の受け取り方は必ずしも肯定的なものばかりではなく、検討課題の一つである。

教養教育のユニットの中で「医療人のための文章表現」のみが必修科目となっているが、人文・社会系科目であって、歯科医学教育では必須と思われる「心理学」

「社会学」が選択科目のままでいいのか現在議論を進めている。

#### （カリキュラムにおける高・大の接続）

高等学校での未履修科目に対するリメディアル教育の一貫として、単位にはカウントされないが、第1学年の4月から6月にかけて、「初学者のための物理学」、「初学者のための化学」、「初学者のための数学」が開講されている。まじめな受講者には好評で、効果的な科目であるが、単位と無関係となると一番必要な未履修者が嫌って受講しない場合があり、正式な単位として認めるなどの制度上の改善も要望されている。

#### （カリキュラムと国家試験）

第5学年7月から第6学年の7月までに行われる臨床教育において、総合講義を実施していることや、第6学年の8月から行われる総括教育の効果もあって、卒業生の歯科医師国家試験の合格率は、2004年65.0%、2005年77.6%、2006年86.6%と向上を見せている。

#### （医学系のカリキュラムにおける臨床実習）

過去、附属病院の来院患者数については極めて恵まれた状態にあったが、最近の患者数の減少に伴い臨床実習のミニマムリクワイアメントの引き下げや臨床実習形態の再考が必要となっている。臨床教育の最終段階で予定した体系化された総括教育は旧カリキュラムの学年に早期に実施した。

臨床教育は、第5学年の7月から第6学年の7月まで行われる。この臨床実習教育は、各臨床科が担当する臨床実習教育と関連講義とからなっている。関連講義は、毎日の臨床実習開始前の午前8時45分から30分間の臨床講義と終了後の午後4時から5時までの総合講義とからなる。臨床実習と関連講義の組合せにより、臨床実習で得た情報を関連講義で整理して、理解する仕組みを目指している。

第6学年の8月からは、総括教育が準備されている。これは、6年間の学習の総まとめと、歯科医師国家試験対策にもなっている。国家試験の過去問題と新規に作成した問題を中心に、国家試験に類似した形で試験を行い、その後、各講座が分担して試験問題の解説と弱点補強の講義を行っている。このような試験・講義の組合せは、合計4通り行い、そして最終的に卒業試験で卒業資格を与えている。

#### （履修科目の区分）

歯科医学教育に必要な態度教育、基礎科学教育、生命科学教育、健康科学教育、情報科学教育、臨床教育については全ての科目が必修となっている。英語教育については第1学年と第2学年で基礎英語・応用英語12単位のうちの8単位選択となっており、教養教育では両学年で外国語系(ドイツ語、フランス語、中国語)6単位、

人文社会・人間科学系(心理学、社会学等)17単位、自然科学系(代数学、オペレーションズ・リサーチ、化学)3単位、計26単位のうちの8単位が選択になっている。第3、4学年の教養教育では、歯科基礎英語、人文社会・人間科学系、自然科学系の科目が13単位準備されており、6単位を選択することになる。

現在、歯科医学生が修得しなければならない歯科医学に関する知識と技能は飛躍的に増え、必修科目が多くを占めざるを得ない中で、新カリキュラムにおいて学生の選択の幅を少しでも広げようとしていることは評価できる。

#### (授業形態と単位の関連)

各授業科目の授業方法は、講義、演習、実験、実習、実技のいずれかによる、あるいはこれを併用して行うものとしている。また、各授業科目の単位計算方法については、授業時間80分を1コマとし、講義ユニットについては5～10コマのユニットを0.5単位、13～17コマのユニットを1単位、20～25コマを1.5単位、28～32コマを2単位とし、技能教育については14～16コマを1単位としている。これを基準として各ユニット試験に合格した場合に単位認定している。これらの単位計算方法は妥当であると考えられる。

#### (開設授業科目における専・兼比率等)

開設授業科目のうち、専門教育では124科目のうち専任教員が116科目(93.5%)を担当しており、教養教育・英語教育では33科目のうち専任教員が15科目(45.5%)を担当しており、専任、兼任の比率は適切である。

#### (生涯学習への対応)

歯科医師の生涯研修として研修医制度の支援・運営及び同窓会が主体となって行っているポストグラデュエイトコースに講師を派遣し、支援を行っている。また、研究を行い、博士(歯学)の学位が取得できる制度を設け、卒業生の生涯学習のニーズに応じている。現時点ではこれらについての問題点はない。

## (2) 教育方法等

### (教育効果の測定)

新カリキュラムの実施により、主に生命科学教育、健康科学教育で実施している統合講義は、講義内容の重複を避け、教育効率を上げるために行っており、コマ数の削減と授業の効率化に役立つこととなったが、最近、ユニット内の担当教員間の連絡不足から、講義間の連携がうまくいっていない部分が見られることが分かった。同理由で、必修問題作成時に教授できていない分野があることも判明した。理由はユニット分担者間の連絡不足、ユニット責任者の監視不足に起因していることが分かり、ユニット分担者会議の開催などで連絡を強化する方策を講じた。

カリキュラムに対する教育効果と問題点の把握は、教務部委員会の下にあるカリキュラム委員会で行っている。2007年度はカリキュラム2000で学んだ最初の学年が卒業を迎える年度になり、全学的な教育効果の検証と問題点を把握する活動が期待される。

詳しい調査と分析はまだできていないが、新カリキュラムにより教育効果が上がっていると思われるのは、成績上位の2/3の学生である。夕方5コマ目の活用による補習・補講の強化を試みているが、学生間の成績格差は大きく、成績不振の学生に対しては十分な教育効果を上げるに至っていない。成績不振の学生に対しては、効率的な教育手法が必ずしもよい効果をもたらすとはいえず、勉学に対する学生の基本習慣と意識の変革が先ず必要で、学生指導上今後の大きな課題と考えている。

成績優秀な学生と成績不振の学生を共通の授業で効率的に教育できるのかという問題は悩み深い。理解力の異なる学生に対する効果的な教育手法の開発が望まれるところであるが、大学では教員全員の熱意と努力による方法しかないのかもしれない。なお、授業収録した内容について学内LANを利用して配信し留年者の教育に使用したが、こうした取り組みは良好な結果が得られ、受講者にもおおむね好評であった。

教養教育や英語教育での選択科目について、本学のような小規模大学ではどうしても開講できる科目が限られ、また科目によっては受講希望者が多いため対処しきれず、不本意に第2希望や第3希望の科目に回らざるを得ない学生が多く、実施上の課題を残している。

学部学生は、6年以上在学して所定ユニットの205単位以上修得し、厳しい卒業試験(学士試験1と学士試験2とからなる。)に合格して、初めて卒業資格を得ることとなる。2005年度では卒業資格を得たもののうち86.0%の学生が歯科医師国家試験に合格している。また卒業生の進路状況は大学基礎データ表8に示すとおり、2003年度には13.3%が本学大学院へ進学し、それ以外は大学で努力目標となっている1年間の研修医として活動している。2004年度には15.8%が本学大学院へ進学し、それ以外は研修医となっている。2005年度は、歯科医師臨床研修が義務化されたため、その年度の国家試験合格者は全員が研修を受けることになったので、その年度の卒業生は大学院へ進学できないことになった。

(厳格な成績評価の仕組み)

各学年の進級の基準は、第1学年から第3学年では、各学年での総単位数の4/5以上の単位を修得していなければ上の学年に進級できない。また、第4学年から第5学年への進級には、それまでの講義と実習の単位の修得が条件となる。従来第5学年から第6学年への進級は、臨床実習が継続中であることから障壁は設定されていなかったが、2006年度からは、学生に継続的な勉学の習慣を付けさせるため、進級試験を行うことになった。

各ユニットの単位認定は、出席状況、小テスト、授業中の課題、宿題、学期末テストなどを総合して判定している。これらの成績評価方法、成績評価基準は、各ユニットの責任者で行っているが、学修の手引き（シラバス）に詳細に掲載し明確にしておき、学生は十分理解している。

学生は205単位以上修得した後、歯科医学を総括した内容の学士試験1と学士試験2の卒業試験に合格しなければ卒業できない仕組みとなっており、歯科医学の学部教育を十分理解した者のみに卒業資格を与えている。

#### （履修指導）

各学年の履修指導は主に各学年の指導教授が行っている。また、学生と一対一で対応しているのは助言教員である。助言教員は、各学年毎に置かれ、助教授・講師クラスの教員6名で担当し、一人当たり20名程度の学生の指導を行う。学生は、履修に関する疑問から個人的な問題まで助言教員に相談することができる。また、助言教員は、学生と教務学生課、教務部委員会、学生部委員会、各ユニットの責任者や担当者との連絡係をも兼ねることになる。

上記の学年指導教授、助言教員が十分機能しており、特別なオフィスアワーの制度は設けていない。しかし、楠葉学舎と天満橋学舎の両キャンパスに分かれていることから、特に学生の臨床系教員との交流が得にくくなっており、さらに工夫が必要と考えている。

留年者に対する指導は、本学が単位制をとっていることもあり、先ず当該学年における必要単位を修得することを中心に指導している。単位不足の教科については関係講座が特別講義を行い、また、学生が直接関係講座へ出向いて質問できるよう、教務部委員会で配慮している。

#### （教育改善への組織的な取り組み）

教育改善の柱となるのは、大学の教育に関するあらゆる情報を詳細に記載した学修の手引き（シラバス）で、学生にとってのガイドラインとなるばかりではなく、大学にとっても教育改善を考える際の土台となる。

各ユニットについては、コース名、ブロック名、ユニット名、ユニット責任者、ユニット分担者、単位数、コマ数及びその教科の一般目標（GIO）が記載されている。さらに、その教科の教科書、参考図書についても記載されている。

学修の手引き（シラバス）において、学生が毎日直接参考にするのは授業計画である。これには、当該教科の授業あるいは実習の回数・日時、テーマ、行動目標（SBOs）、学習方略（LS）、授業担当者、歯学教育モデル・コア・カリキュラム及び国家試験出題基準相当科目並びに評価法が記載されている。この学修の手引き（シラバス）については、ユニット分担者、ユニット責任者、学年指導教授、学生からの意見などを教務部委員会で検討し、毎年改善を図っている。

2004年4月に第1学年と第2学年終了の全学生に対して受講したカリキュラムについてのアンケートを実施した。カリキュラム全体構成では各ユニットの時間数配分の不適切な点を指摘した意見が多数寄せられ、その後、全体的な検討を経て、各ユニットへの時間数配分の再編成と試験期間などの行事日程表の調整を行った。各ユニットの教科内容と担当教員に対する学生の評価には厳しいものもあった。評価内容は各担当教員に伝達し、教育改善の資料とした。2007年4月には第3学年と第4学年修了の全学生に対するアンケート調査を実施して改善を図る予定である。

教員としての継続的な教育・研修を受けてこなかった本学の教員スタッフを、教員としての能力を向上させるために、1999年からFDが年に1回か2回、定期的で開催されるようになった。内容としては、「教員教育はどうあるべきか」、「意義と方法」、「実践と効果、教育（業績）評価について」、「チュートリアルについて」、「ワークショップの実態と効用、卒前教育と卒後教育の連関」、「OSCE（客観的臨床能力試験）」、「歯科医学教育者のためのカリキュラムプランニング」などについての研修で、その後、「学業評価を正確に行うための試験問題の作成」についての研修を全教員対象に重点的に行っており、これは全国CBT問題採択率の大幅向上という結果を得ている。FDは具体的な研修成果とは別に、教員の意識改革、連帯性の強化にも大いに寄与しており、講座間の連携を密にし、本学での歯科医学全体の境界問題の正確な把握にも役立っている。

#### （授業形態と授業方法の関係）

知識教育では教科書、プリント及び視聴覚教材を駆使して学生の理解を確認しながら講義を行っている。座学によって習得した知識を実際に活用するとともに、知識をより一層確実なものにするために実習形態に基づく技能教育を行い、自ら体験することによってその効果を上げているので、問題は生じていない。

本学は、IT環境としては比較的進んだ状況にあるといえる。各ユニットの授業でPCを利用したプレゼンテーションが新キャンパス発足当時の1997年から行われ、さらに最近では前述の収録授業のウェブ配信、インターネットによる歯科系他大学と連携した遠隔教育の試み、学内メールによる学生の各種相談業務を行っている。また、遠隔授業では、附属病院の診療風景をリアルタイムに教室に送信し、授業に直接利用する環境が整っている。本学は全ての学生にコンピュータの所持を義務付けていないが、学生はコンピュータ実習室や図書館などで収録された授業を閲覧できる。2007年からはVPN装置が導入され、学生は各家庭からインターネットを通じて、こうしたサービスを受けることができる。

#### （3）国内外における教育研究交流

本学が最初に国外の大学と学術交流を結んだのは1981年5月、上海第二医科大学（現、上海交通大学口腔医学院）との学術協定締結であった。その後1985年に

「国際学術交流委員会」が設置され、国際学術交流委員会規程を制定した。規程の第1条には、委員会設置の目的を「本学の国際学術交流を円滑、適切に推進し、大学等相互の教育、研究の充実、発展を図るため」と規定している。また、第6条には審議事項として、海外留学等の助成に関することや海外の大学との提携に関すること等、国際学術交流の促進に関することを審議すると定めている。本学はこの規程に基づき、国際交流の推進と教育・研究の発展及び国際化のための助成を行っている。2005年には、本学は学生及び教職員の国際化・国際交流の進展を図るため、国際学術交流委員会を国際交流部委員会に昇格させ、これまでの活動に加え海外研修員の助成審査、学生の国際交流等にも力を入れている。

本学の国際学術交流に関わる助成は、国際交流部委員会規程第8条において審議事項として具体的に規定されており、運用にあたっては助成基準の内規が制定されている。教員の海外派遣に関しては、外国留学制度、学会等での研究発表における海外出張費補助及び短期の共同研究における海外出張費補助などがある。また、外国の教員・研究者の受け入れに関しても、共同研究における外国研究者の受け入れ及び外国からの研究者招聘について交通費及び宿泊費を助成しており、本学の国際学術交流における助成制度は他の大学と比較しても充実しているといえる。また、国際交流部委員会規程の一部が2006年に改正され、若手教員を対象として長期に外国の大学等へ派遣する教員海外研修制度が設けられた。この制度は、優秀な若手教員に集中して専門研究に専念させるとともに国際的視野を広げさせ、本学の教育研究の国際化を推進するための中核となる人材を養成することを目的とするものである。

海外派遣及び出張については、教員は研究論文発表等の一定条件を充たしていれば、年1回海外に赴く機会が保証されている。海外出張の目的は、学会での研究発表が大半を占め、出張先は欧米に集中している。一方、中国、韓国、台湾など協定締結校及び関連校への派遣も少なくない。海外旅費の出所については、大学からの助成金によるものが過半数を占め、次に自費、科学研究費、相手方の招聘等による先方負担となっている。問題点としては、ここ数年助成対象者が固定化されており、一部の限られた者だけがこの制度を利用しているということである。

外国人研究者の受け入れについても、共同研究及び講演等での研究者の招聘に関して助成制度が明文化されており、充実しているといえる。ただし、現在のところ協定に基づく、中国からの共同研究者が大半を占めており、また長期の場合は講座レベルの受け入れにとどまっている。

本学の国際交流助成により毎年、50名以上の教員が研究発表及び共同研究等により海外へ出張しているが、大学が国際化していくためにはできるだけ多くの教員が海外での研究発表、共同研究等を通して国際交流の経験を積み、コミュニケーション能力を高めるとともに、研究成果を英文論文として公表していくという方向性を確立することが重要である。また、多くの教員が海外での経験を積むことや外国



人研究者及び留学生を受け入れることが人材養成面で活かされると同時に国際交流を発展させることができると考えられる。国際交流部委員会では、今後の国際学术交流事業について、教員の海外研修の推進、英文論文数の増大、国際交流助成金のさらなる有効活用、締結校との学生の海外研修の推進、本学卒業生の海外研修事業の推進、外国人学生の受け入れの推進、中国若手教員の人材育成の協力という7項目を指針として定めている。

#### 4) 課題と改善・改革の方策

歯学教育を取り巻く環境の変化は著しいものがある。2001年3月に「21世紀における医学・歯学教育の改善方策について」(医学・歯学教育の在り方に関する調査研究協力者会議)の報告書が出され、本学ではいち早く、その報告書の歯学教育モデル・コア・カリキュラムに対応する内容を包括する「カリキュラム2000」を2002年にスタートさせた。2007年度は、当該カリキュラム実施後初めての卒業生を輩出する時期となる。

2006年度からはCBT及びOSCEが、本格的に導入され、また、2005年度の歯学部の卒業生からは、卒業後の臨床研修が必修となっている。

このように歯学教育の改善、歯科医師の能力向上のための大きな改革が同時に進行していることを踏まえ、これらの導入結果を十分分析しつつ、改善・改革方策を検討していく必要があると考えている。

## 4 学生の受け入れ

### 1) 学生の受け入れに関する目標

現在の歯科医学教育は、「記憶」を中心とした知識教育から「問題解決型」の教育に変わってきている。そこで、本章3頁に記載している本学の教育目標に基づき、自ら問題を発見し、解決する積極的な学習態度を体得しようとする姿勢の入学者が望ましいことになる。また、歯科医学という領域で将来活躍するということから、学生に対して自らの選んだ道に深い使命感を持つとともに、社会に対する奉仕的人生観を体得させることも、きわめて重要である。このため、学力試験その他の試験を組み合わせ合わせた適切な入学者選抜を実施するとともに、入学定員(160名)に対し、私立歯科大学協会の申し合わせにより20%減の128名が入学しているので、本来の入学定員に即した入学者数160名の確保が望まれる。

### 2) 学生受け入れの現状と点検・評価

#### (学生募集方法、入学者選抜方法)

本学では、以下に記載のように推薦入試と一般入試によって学生募集を行っている(表4-1、2)。推薦入試では、高等学校長の推薦書、調査書とともに、小論文、面接によって歯科医学生として必要な能力、適性などがあるかどうかを判定している。推薦入試の募集方法は、21世紀の歯科医学、歯科医療を担うべき優秀な歯科医師を養成することを目的として、広く全国的な視野に立って公募している。

表 4-1 推薦入試の概要

募集人員：28名

出願資格：次の条件を満たす者

- ・当該年度3月高等学校(中等教育学校の後期課程を含む)卒業見込みの者
- ・調査書の全体の評定平均値が3.8以上の者で、高等学校長が推薦する者  
(ただし、推薦できる人数は1校1名以内とする)

出願期間：11月初旬の12日間程度

試験期日：11月下旬

試験科目：小論文及び面接

選抜方法：高等学校長の推薦書、調査書とともに、小論文、面接等により、歯科医師としての必要な能力、適性等を総合して判定

合格発表：12月中旬

表 4-2 一般入試の概要

募集人員：100名

受験資格：高等学校(中等教育学校の後期課程を含む)を卒業した者及び当該年度3月卒業見込みの者  
通常の課程による12年の学校教育を修了した者及び当該年度3月

修了見込みの者

外国において学校教育における12年の課程を修了した者

文部科学大臣の指定した者

高等学校卒業程度認定試験（大学入学資格検定を含む）に合格した者及び合格見込みであることが証明される者

願書受付：1月中下旬の20日間

試験期日：2月初旬

試験科目：外国語「英語、英語、リーディング」、

数学「数学、数学、数学A、数学B」、

理科「物理・物理、化学・化学、生物・生物」の3科目のうち1科目を試験場で選択、

その他「小論文及び面接」

選抜方法：調査書、学力試験、小論文、面接等により、歯科医師として必要な能力、適性等を総合して判定

合格発表：2月中旬

本学では上記に述べたとおり、推薦入試と一般入試の複数の入学者選抜方法を採用しているが、これは、受験生に複数の受験機会を与えるとともに、多様な入試の実施により優秀な学生の確保をねらいとするものであり、推薦入試では高校の調査書と面接、小論文の結果を、一般入試では学力試験と小論文、面接の結果を重視して選抜している。推薦入試によって本学に入学した学生の成績を追跡調査すると、平均的な成績を取っているところから、推薦入試の募集方法及び選抜方法は適切であると判断している。

（入学者受け入れ方針等）

現在の歯科医学教育は、「記憶」を中心とした知識教育から「問題解決型」の教育に変わってきている。目標にも示したとおり、自ら問題を発見し、解決する積極的な学習態度を体得しようとする姿勢の入学者が望ましいことになる。また、歯科医学という領域で将来活躍するということから、学生に対して自らの選んだ道に深い使命感を持つとともに、社会に対する奉仕的人生観を体得させることも、きわめて重要である。

このような入学者の受け入れ方針は、「教育を通して専門知識及び技能を教授するとともに、学生の人格形成に資し、人類の健康と福祉に貢献できる人材を育む」との教育目標に合致するものとする。

また、推薦入試においては高等学校長の推薦書、調査書のほか、一般入試においては学力試験のほか、それぞれ記述式の小論文試験及び面接を課し、入学者の考え方の論理性、感性を見ているが、これらは判定の重要な要素となり、これらの入学者選抜方法は入学者受け入れ方針にかなっている。

### （入学者選抜の仕組み）

入学者選抜の企画・実施は入試委員会が担当している。入試委員会は教授会の下に置かれ、委員は学長が委嘱し、入学試験の計画及び準備に関する事項、合否判定の資料の作成に関する事項、その他入学試験に必要な事項を審議している。出題委員、採点委員、面接委員及び入試監督員等は、別に学長が委嘱している。

推薦入学試験は小論文と面接を実施しているが、面接は受験生が2 関門を通過する形式で行っている。

一般入試は第1 日目に学力試験と小論文、第2 日目に面接を実施している。面接は8 会場を設営し、受験番号順に午前9 時、11 時の2 回に分けて集合させ、指定の面接場で面接を受けさせる。学力試験では試験開始30 分を経過した段階で入試問題を、掲示板に開示している。

学力試験及び小論文の試験問題の印刷・保管に当たっては、入試委員会委員である教務部長と教務学生課職員が立会い、試験当日まで厳重に密閉して保管される。また、試験の実施に先立ち、試験監督員を集めての監督要領の説明会及び面接委員を集めての面接要領の説明、面接採点の方法等の打ち合わせ会がそれぞれ開催されている。

試験終了後は、採点委員が答案を採点するが、受験番号や氏名がわからないようにマスキングをして採点を行った上で、その後、教務部長立会いの下で教務学生課職員が集計している。集計結果は、受験者が特定できないよう得点順に並べられ、入試委員会、教授会に示され最終的な合否の判定が行われている。

合格者発表は正規合格者と補欠は序列順に発表し、正規合格者の辞退が決定した時点で合格通知を行っている。

このように、入学者選抜試験は、客観性を確保するため厳重に管理された体制で実施されている。また、調査書、学力試験、小論文、面接等により、歯科医師として必要な能力、適性等を総合して判定するとの選抜方法を踏まえ、各試験科目等の点数が示された上で合否の判定が行われており適切である。

### （入学者選抜方法の検証）

本学では推薦入試と一般入試を行っている。推薦入試は11 月に一般入試は2 月に例年行っている。推薦入試は評定平均値が3.8 以上の者で高等学校長の推薦書に基づき、面接を行い、歯科医師になる志の高い学生を採用している。一般入試は英語、数学、理科（一科目の選択）の学力試験のほかに面接を行い、成績の優秀な医療倫理に富んだ志の高い者を入学させているので、現在行っている入学者選抜方法は適切性、妥当性であり、それを絶えず検証しているので現時点では問題は発生していない。

(定員管理)

本学学則上、歯学部の入学定員は160名、収容定員は960名であるが、歯科医師需給問題に係る日本私立歯科大学協会の申し合わせにより、平成元年度から募集人員は、この入学定員から20%削減した128名で、学生募集を行っている。したがって、本学歯学部では学生募集人員1学年128名、学部全体768名で定員管理を行っている。

まず、新入生の学生募集段階においては、募集人員128名丁度の入学者しか認めないこととしている。入学後、退学者、留年者の出現により定員とは異なる実員となることが実情である。

2006年5月1日現在の状況は、表-4-3のとおり、募集人員128名に対する入学者数の比率は100.0%、学部全体768名に対する在籍学生数の比率は101.4%で、適切と評価できる。

表-4-3 募集人員等に対する入学者数等の比率

募集人員	128名	入学者数	128名	比率	100.0%
学部全体定員	768名	在籍学生数	779名	比率	101.4%

(編入学者、退学者)

本学では編入学制度は設けていない。退学者については近年の推移をみると、漸増していることと、退学者の低学年化が見られる。これは、入学者が自己の志望と異なる大学(学部)での勉学に興味を見出せないこと、高等学校での非選択科目の授業について行けないこと、大学での環境に精神的に耐えられないことなどの要因が考えられる。この状況について入学者選抜を通じて改善できるかどうかは、不明である。入学後の精神的ケア、非選択科目の補習授業などを行っているが、現在、十分に解決するに至っていない。

## 5 教員組織

### 1) 教員組織の整備に関する目標

本学は歯科の単科大学として、歯学及び歯科医療に携わる高度の能力を有する人材を養成することを目的としている。この目的を達成するため、歯科基礎系、歯科臨床系の主要な分野に教員を適切に配置するとともに、高等教育機関として幅広い学問的視野と深い教養を育成するため、隣接医学の分野並びに人文科学、自然科学及び外国語等の分野の教員を適切に配置する。

### 2) 教員組織の全体的な現状

本学の理念・目的に基づき、専門知識及び技能を教授するとともに、学生の人格形成に資し、人類の健康と福祉とに貢献できる人材を育てるための教育を行い得るよう専任教員を配置する必要がある。このため、一般教育系においては倫理学、物理学、化学、生物学、数学、英語、体育の7教室を設け、歯科基礎系では解剖学、口腔解剖学、生理学、生化学、口腔病理学、細菌学、薬理学、歯科理工学及び口腔衛生学の9講座を、歯科臨床系では歯科保存学、口腔治療学、歯周病学、高齢者歯科学、有歯補綴咬合学、欠損歯列補綴咬合学、口腔外科学第一、口腔外科学第二、歯科矯正学、小児歯科学、歯科放射線学及び歯科麻酔学の12講座、及び隣接医学では内科学、耳鼻咽喉科学の2講座を設け、高度の教育研究能力を有する専任教員を配置している。専任教員の配置人数は、表 5-1 に掲げるとおり教授26名、助教授23名、講師51名、助手77名の合計177名である。

また、専任教員の授業負担を補完あるいは関連する幅広い分野の教育を行うため、講師（非常勤）をお願いしている。これらの講師（非常勤）数は411名である。

### 3) 教員組織の現状と点検・評価

#### (教員組織)

本学部の教育上の主要な目的は、確かな歯学知識と技能とを身に付け、医療倫理に富んだ歯科医師を養成することであり、歯学部歯学科の1学科で構成され、入学定員は160名である。なお、日本私立歯科大学協会の申し合わせにより実際の学生募集人員は20%減の128名に縮減している。

大学設置基準では、歯学関係における学部の専任教員数は、入学定員160名、収容定員960名の場合113名が必要とされ、そのうち教授の数は18名以上、教授、助教授、講師の合計数は36名以上必要とされている。そのほか、大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数は14名以上必要とされている。

本学部の歯学系専門分野の教員数は、教授21名、助教授16名、講師45名、助手72名の合計154名であり、一般教育系、隣接医学の分野の教員は23名であり、全体では教授26名、助教授23名、講師51名、助手77名で合計177名であり（大学基礎データ 表19、表 5-1）であるので、大学設置基準を十分満た

している。

表 5-1 教員配置状況(2006年12月1日現在)

講座・教室名		教授	助教授	講師	助手	合計
一般 教育 系	倫理学		1			1
	物理学	1	1	1		3
	化学	1		1		2
	生物学	1			1	2
	数学		1			1
	英語	1	1			2
	体育			1		1
歯 科 基 礎 系	解剖学	1	1	2	2	6
	口腔解剖学	1		2	2	5
	生理学	1			4	5
	生化学	1	1	2	2	6
	口腔病理学	1	1	2	2	6
	細菌学	1	1	2	2	6
	薬理学	1	1	1		3
	歯科理工学	1	1	2	2	6
	口腔衛生学	1	1	2	2	6
歯 科 臨 床 系	歯科保存学	1	1	2	4	8
	口腔治療学	1		3	5	9
	歯周病学	1		3	4	8
	高齢者歯科学	1	1	3	5	10
	有歯補綴咬合学	1	1	3	5	10
	欠損歯列補綴咬合学	1	1	3	5	10
	口腔外科学第1	1	1	3	5	10
	口腔外科学第2	1	1	2	4	8
	歯科矯正学	1	1	3	5	10
	小児歯科学	1	1	2	6	10
	歯科放射線学	1		1	3	5
	歯科麻酔学	1	1	2	3	7
医 学	内科学	1	1	2	2	6
	耳鼻咽喉科学		1	2	2	5
合計		26	23	51	77	177

なお、歯科系及び隣接医学の講座については、2005年度以降教授の公募が進めら

れ、2006年12月現在では口腔治療学講座、歯周病学講座の教授が充足し、教授が欠員となっている講座は耳鼻咽喉科学講座のみとなっている。

一般教育系においては、倫理学、物理学、化学、生物学、数学、英語、体育の7分野に、専門教育においては、歯科基礎系の9分野（解剖学、口腔解剖学、生理学、生化学、口腔病理学、細菌学、薬理学、歯科理工学、口腔衛生学）、歯科臨床系の12分野（歯科保存学、口腔治療学、歯周病学、高齢者歯科学、有歯補綴咬合学、欠損歯列補綴咬合学、口腔外科学第一、口腔外科学第二、歯科矯正学、小児歯科学、歯科放射線学、歯科麻酔学）隣接医学については内科学、耳鼻咽喉科学に、それぞれ専任教員が配置されている。また、臨床教育の場である病院には、前記の歯科臨床系の診療科以外に口腔診断科、臨床研修教育科（総合診療第1科）総合診療部診療科（総合診療第2科）口腔インプラント科、眼科の各診療科も設けられ、専任の病院教員が配置されている。

本学歯学部専任教員数は177名であり、専任教員の授業負担を補完あるいは関連する幅広い分野の教育を行うため依頼している講師（非常勤）数は411名である。一見、講師（非常勤）数が非常に多く見えるが、多数になっているのは基礎系、臨床系講座の専門分野に関連する領域であり、開設授業科目における担当科目数で見ると、専門教育では124科目のうち専任教員が116科目（93.5%）を担当しており、教養教育では33科目のうち専任教員が15科目（45.5%）を担当しており、専任、兼任の比率は適切である。

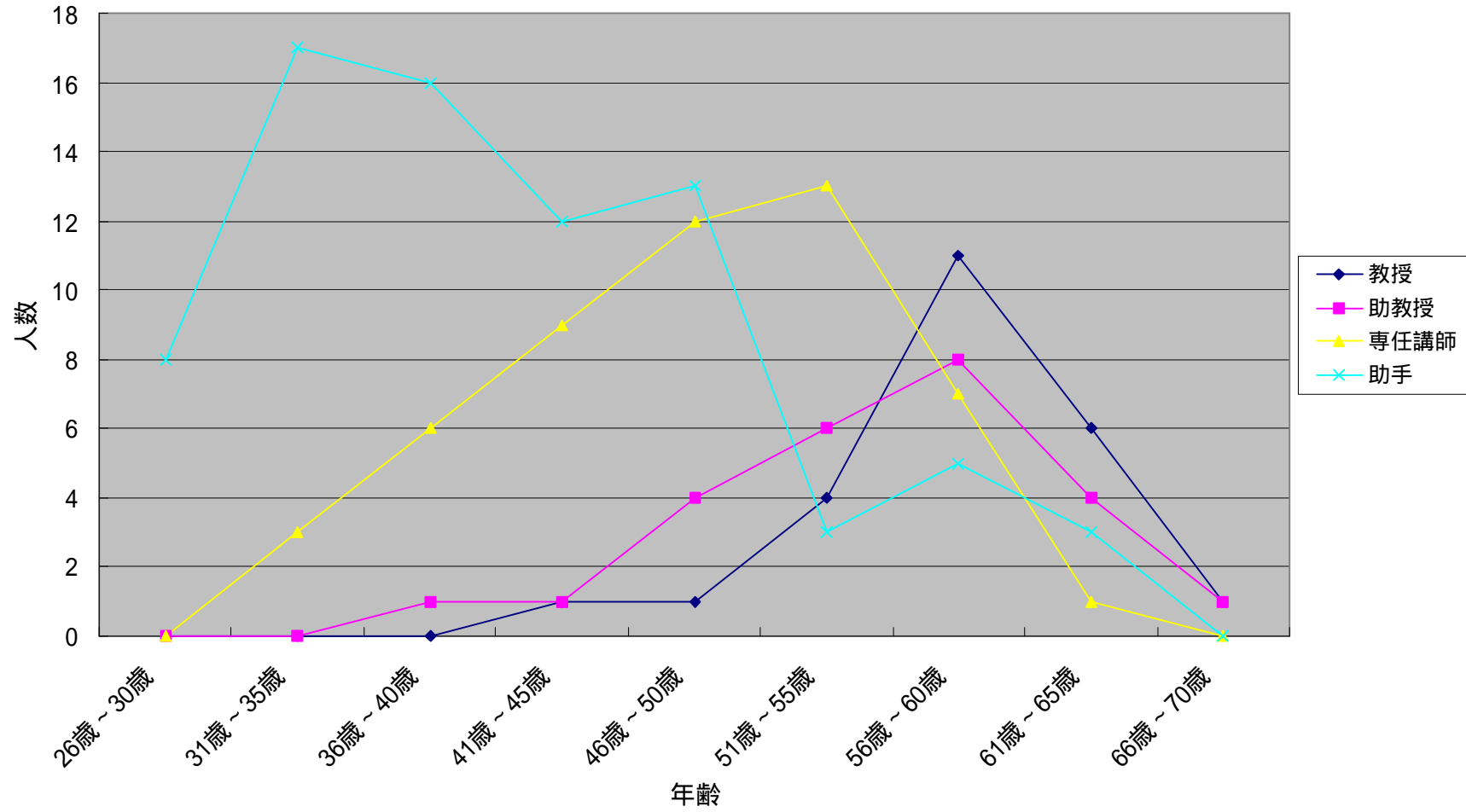
専任教員の年齢構成は、教授では41歳から50歳が2名（8%）、51歳から60歳が15名（63%）、61歳から67歳が7名（29%）である。助教授では36歳から40歳が1名（4%）、41歳から50歳が5名（20%）、51歳から60歳が14名（56%）、61歳から67歳が5名（20%）であり、講師では31歳から40歳が9名（18%）、41歳から50歳が21名（42%）、51歳から60歳が20名（39%）、61歳から67歳が1名（2%）である。助手では26歳から30歳8名（10%）、31歳から40歳が33名（43%）、41歳から50歳が25名（33%）、51歳から60歳が8名（10%）、61歳から67歳が3名（4%）である（図 -5 -1）。なお、本学の定年は67歳である。

教授では51歳から60歳が、助教授では51歳から60歳が、講師では41歳から50歳が、助手では31歳から40歳がピークをなしており、全体としてはバランスが取れているといえる。ただ定年を67歳としていることや講座と職種ごとに定員を設けていることもあって、高年齢の講師や助手が存在することが問題であり、現在定年の見直しを検討している。

教育に関しては、教授会の下に諮問機関として教務部委員会が置かれ、その下にカリキュラム委員会、ブラッシュアップ委員会、CBT委員会、OSCE委員会等が設けられ、教育課程全般及び講義から基礎実習、臨床実習、国家試験問題にわたる種々の事項について、検討し、連絡調整が行われている。それらの委員会での審議決定内容については、教授会にも報告され、各講座・教室の教員に連絡されている。



專任教員年齡構成



教育現場と教務部委員会とを結ぶ組織としては、各学年を管理する「学年指導教授」が置かれ、その下部組織として「助言教員」が配置されて、直接学生と連絡できるようになっている。この場合、学年指導教授は教務部委員会の委員も兼ねている。

2002年に開始した新カリキュラムは、3つの柱すなわち①知識教育、②歯科医師に必要な技能教育、③歯科医師の人間性、使命感、責任感及び患者に奉仕する歯科医師の養成のための教養教育・態度教育などを中心に構成され、8コースすなわち、態度教育、基礎科学教育、生命科学教育、健康科学教育、情報科学教育、英語教育、教養教育、臨床教育が設けられている。さらに、それらの下にブロック並びに数多くのユニットを設けることとしたため、一般教育系の教員と歯学専門分野の教員が共同で授業を行う必要も生じた。そこで、これらのコース、ブロック、ユニットごとに責任者を配置し、各部門を統括する方法を取っている。現在のところ8コース、33ブロック及び143ユニットに分けられ、それぞれの責任者のもとに運営されている。各教科の講義・実習・試験・補習などは、各ユニット担当者で行われ、ユニット責任者がこれを統括している。ユニットの上部構造であるコース及びブロックの責任者は、教務部委員会あるいはカリキュラム委員会に所属しているので、情報の流れはよいが、ユニット責任者からの情報が滞る傾向がある。そのため、定期的なユニット分担者会議、ユニット責任者会議の開催を義務付けるとともに、各部門からユニット責任者を通じて教務部委員会へ定期的に報告することを義務付けるシステムを構築中である。

#### （教育研究支援職員）

本学では、各講座・教室等には教育研究支援職員は配置していない。一般教育における物理学、化学、生物学の実験実習における事前準備や後片付けについて、大学庶務課の職員が支援するほかは、各講座等の教員が業務を分担している。情報処理関連教育については、教育情報センター職員が支援している。

#### （教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続き）

教員の募集・任用は、教員任用規程、教授候補者選考規程、教授候補者資格審査に関する申し合わせ事項、助教授の選出に関する申し合わせ事項に基づき行われている。助教授、講師、助手については、当該講座の教授からの申請に基づき、教授会で受け付け、総務部委員会で審議し、再度教授会に諮って決定し、最終的に理事会で決定される。

一方、教授については公募を原則とし、教授会で選出された委員で構成する選考委員会がその都度設置され、公募要領の決定から応募者の書類選考を行い、応募者のプレゼンテーションを実施し、最終的に2ないし3名の候補者に絞って教授会上申し、教授会で決定する仕組みとなっている。

大学教員の職制及び職務内容について、学校教育法の一部改正が行われ、2007

年4月1日から施行される。本学では、この改正への対応について、2006年7月から教員組織検討小委員会を設けて慎重な検討を行った。その結果、歯学分野の特性を踏まえ、現行の講座制を引き続き維持すること、教員の職制は教授、准教授、講師、助教の4職制とすること、教授、准教授、講師の職務はほぼ現在のものを踏襲するが、助教については自ら教育研究を行うことを主たる職務とすると位置付けること、助教の資格基準について、博士の学位又はこれと同等以上の教育研究能力を有し、かつ教育研究上の業績と指導能力を有する者とし、2007年4月1日から新職制へ移行する準備を整えた。新職制への移行に際して、講師、助教については、改めて資格審査を行い、移行後の教育研究に支障が生じないように配慮した。教員の選考基準は、教員任用規程において次のとおり定め、明確にしている。

#### 教員任用規程 抜粋

第2条 教員は次の各号に該当する者から選考する。

- (1) 大阪歯科大学（以下「本学」という。）の教員となることができる者は、本学の建学の精神を遵守し、本学の発展に真に寄与する高潔な人格と識見及び私立大学の教員としての自覚を有し、教育、研究、臨床に情熱を持つ者でなければならない。さらに、高度の教育・研究能力及び業績、専門学会並びに社会的活動などにおける実績を有していなければならない。
- (2) 国家試験による免許取得が可能な学部の卒業者は、当該免許有資格者が望ましい。

第3条 教授となることのできる者は、前条及び次の各号の一に該当する者であることとする。

- (1) 大学において教授の経歴のある者
- (2) 基礎系及び臨床系教授は、博士の学位と大学において助教授又は専任講師の経歴を有する者で、教育研究上の業績と指導能力が認められ、継続した10年以上の教育研究の経歴がある者
- (3) 一般教育系教授は、研究上の業績が前号に準じ、かつ、教育研究上の指導能力があると認められ、継続した10年以上の教育研究の経歴がある者又は専門分野において、特に優れた知識、業績及び経験を有する者

第4条 助教授となることのできる者は、第2条及び次の各号の一に該当する者であることとする。

- (1) 大学において助教授の経歴のある者
- (2) 基礎系及び臨床系教授は、博士の学位と大学において専任講師又は助手の経歴を有する者で、教育研究上の業績と指導能力が認められ、継続した5年以上の教育研究の経歴がある者
- (3) 一般教育系教授は、研究上の業績が前号に準じ、かつ、教育研究上の指導能力と継続した5年以上の教育研究の経歴があると認められた者又は専門分野において、特に優れた知識、業績及び経験を有する者

第5条 講師となることのできる者は、第2条及び次の各号の一に該当する者であること

とする。

- (1) 基礎系及び臨床系講師は、博士の学位と教育研究上の業績と指導能力が認められ、継続した3年以上の教育研究の経歴がある者
- (2) 一般教育系講師は、研究上の業績が前号に準じ、かつ、教育研究上の指導能力と継続した3年以上の教育研究の経歴がある者又は専門分野において、特に優れた知識、業績及び経験を有する者

第6条 助手となることのできる者は、第2条及び次に該当する者であることとする。

- (1) 学士の学位を有し、教育研究上の業績と指導能力が認められる者

#### (教育研究活動の評価)

教員の個人評価に関しては現在、教員評価ワーキンググループを設置し、教育、研究、臨床における評価項目の策定を進めている段階であるので、現時点では教育研究活動の評価方法は未整備である。しかし、講座、専攻科、教室単位における評価は講座・教室・専攻科の研究に関する評価基準に基づき行っている(表 -5-2)。すなわち、研究に関しては科学研究費の応募及び採択状況、論文公表状況、学会発表状況に応じて点数化し、算定している。また、社会活動については学会の役員、大会の開催状況、特許の取得と活用状況等に応じて点数化し、算定している。当該年度の2年前の資料を基に研究及び社会活動における合計点数を算出し、5段階評価を行い、研究費の傾斜配分を行っている。

教員評価はまだ未整備であるが、現在ワーキンググループを設置して鋭意評価基準の策定を行っているので、近い将来教員の個人評価が確定できると予測できる。研究費の傾斜配分については業績基準に基づいて行っているが、基準設定において不公平感も見られるので、基準の見直しを現在行っているところである。研究の活性化をさらにもたらすように基準の策定に努力している。特に論文数も然ることながら研究の質を評価するようにしないと、外部研究資金はなかなか獲得できない。研究の質を高く評価し、研究意欲を醸成するように評価基準を改定する方向である。

教員の選考基準は教員任用規程、教授候補者選考規程、教授候補者資格審査に関する申し合わせ事項、助教授の選出に関する申し合わせ事項に明記されている。すなわち、教授候補者資格については大阪歯科大学の教授としてもふさわしい人格識見を持ち、教育及び研究活動に耐え得る健康状態を有し、一般教育系教授候補者は、教育研究歴を通じて権威ある学術雑誌に掲載された教育研究に関する学術論文又は著書を相当数有する者、基礎系教授候補者は、レフェリーシステムのある学術誌に、投稿中を含め、20編以上の原著論文(うち5編以上は欧文論文とする。)を有し、一貫して継続した研究業績がある者、臨床系教授候補者は、レフェリーシステムのある学術誌に、投稿中を含め、20編以上の原著論文(うち5編以上は欧文論文とする。5編以内の臨床論文を含めることができる。)を有し、10年以上の臨床経験があり、選考臨床分野での卓越した診断及び治療能力とそれらの実績を有し、認定

(表 -5-2)

## 講座・教室・専攻科の研究に関する評価基準 (17.6.22)

区分	評価項目	評価内容	評価点数	
・1	科学研究費申請	1) 講座定員の全員が申請	2点	
		2) 80%～99%申請	1点	
・2	科学研究費補助金	採択1件に付 (ただし、本学で代表者として申請した者)	5点	
・3	学内助成金(研究費)のみ	採択1件に付	0.2点	
・4	公表論文・学会発表(査読制度のあるプロシーディングを含む)			
	専門学会誌	1) 原著・総説 1件に付	英文	7点
			邦文	3点
			JODU	2点
			歯科医学	1点
	専門学会誌症例報告	2) 英文1件に付 3) 邦文1件に付		0.5点
				0.3点
	専門学会発表	4) 国際学会1件に付 5) 国内学会1件に付		0.3点
				0.2点
	専門学会発表症例報告	6) 英文1件に付 7) 邦文1件に付		0.2点
			0.1点	
1)～7)の合計点数を講座定員数+大学院生3年生・4年生の実数で除した値とする。なお、専門学会誌の原著・総説について、インパクトファクターのついている雑誌については、その点数を別途加算する。				
・1	助成金	1) 民間の財団からの助成	4点	
		2) 委託研究費	3点	
		3) 治験・業者からの寄付金	2点	
・2	学会主催	1件に付	2点	
・3	学会活動	1) 理事長・会長	3点	
		2) 常任理事	2点	
		3) 理事、日本歯科医学会・日本医学会 およびその専門分科会評議員	1点	
・4	副次的産物	1) 特許申請	1点	
		2) 特許登録	2点	
		3) 特許が使用された場合	5点	
・5	特別講演の演者	1件に付	3点	
	シンポジスト	1件に付	2点	
	公開講座等の演者	1件に付	1点	
・6	受賞	1件に付	3点	
・7	社会的活動	1) 公的機関の委員長	2点	
		2) 委員	1点	
・8	特筆すべきポイント	産学連携等の成果実績		
・9	その他、当面は大学院委員会で検討する。			

医、専門医、指導医のうち、いずれかを1資格以上を有する者であり、海外での研究、教育、臨床の経験が1年以上で公的又は私的機関からの研究助成又は褒賞を受けていることが望ましいと申し合わせ事項に明記されている。以上のことによって教育研究能力や実績を教授選考基準に反映させている。今後はさらに教育研究の国際化を視野に入れた選考基準を考慮しなければならない。

基礎系及び臨床系助教授は他大学において助教授の経歴のある者、若しくは博士の学位を有し、教育研究上の業績と指導能力があると認められ、継続した5年以上の教育研究歴がある者、一般教育系助教授は教育研究上の指導能力と継続した5年以上の経歴があると認められた者又は専門分野において特に優れた知識、業績及び経験を有する者、講師は基礎系及び臨床系並びに一般教養系の講師としての前述の要件と継続した3年以上の教育研究歴がある者、助手は学士の学位を有し、国家試験による免許取得が可能な学部卒業生は当該免許有資格が望ましいとされている。

以上のことは大学教員として具備すべき必要条件であり、各職階における教員としては妥当な基準であると考えられ、教育研究能力・実績が教員任用に当たって配慮されている。

#### (大学と併設専門学校との関係)

本学には大阪歯科大学歯科技工士専門学校(以下、「歯科技工士専門学校」という。)及び大阪歯科大学歯科衛生士専門学校(以下、「歯科衛生士専門学校」という。)が併設されている。各専門学校の固有の教員数は歯科衛生士専門学校では8名、歯科技工士専門学校では18名である。歯科衛生士専門学校には本学の教授15名、助教授13名、講師15名、助手8名が、歯科技工士専門学校には本学の教授22名、助教授8名、講師8名、助手5名が講師(非常勤)として各専門科目の講義・実習を担当している(2006年5月現在)。

歯科衛生士専門学校及び歯科技工士専門学校は牧野学舎に位置し、大学のある楠葉学舎に京阪電車で一駅の近接した立地条件であるので、大学教員は本務に支障の無い範囲で講義・実習を担当できる状況にある。また、基礎実習については楠葉学舎も利用して行っている。

## 6 研究活動と研究環境

### 1) 目 標

個人研究費は学内の研究費を当てにするのではなく、外部の競争的研究資金を全員が獲得する気構えが必要である。学内資金には限度があるため、専任教員の半数は外部資金を獲得する必要がある。研究の成果を社会に還元し、社会に役立てる研究を目指す。そのためには絶えず研鑽を積み、研修の機会を増やし、世界から研究者を招聘し常に研究の質の向上と発展に努めるとともに、海外へ出かけ講演をすることが目標である。

### 2) 現 状

#### (1) 研究活動

##### (研究活動)

大学・大学院教員の使命は教育研究活動とともに後継者の養成を図ることである。学部教員の多くは大学院を兼担しているので、学部教育、大学院教育を行いながら、研究活動も行っている。その中で研究成果を上げ、論文を公表している。各個人の研究は主として専攻科の研究室単位でなされている。学部教員と大学院教員は兼担であるので、学部の研究成果と大学院の研究成果はほぼ一致する。学会発表数が多いが、論文となると数が少なくなっている。研究は学会発表だけでなく、論文として公表されて初めて完結するし、文献として引用されるためには論文を公表しなければならないが、それが等閑になっている。論文を公表しないで、易きにつく傾向がある。論文等研究成果の公表については、国内の和文誌及び英文誌並びに国際英文誌に掲載されている(表 -6-1)。

表 -6-1 和文誌、英文誌における公表論文数

	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
歯科医学	31	21	39	26	26
その他和文誌	33	38	47	37	51
小計	64	59	86	63	77
JODU	16	18	18	18	22
その他英文誌	56 (34)	47 (30)	59 (29)	52 (26)	49 (27)
小計	72 (34)	65 (30)	77 (29)	70 (26)	71 (27)
総計	136 (34)	124 (30)	163 (29)	133 (26)	148 (27)

その他英文誌の( )内は impact factor の付与された雑誌数

#### (教育研究組織単位間の研究上の連携)

本学には附置研究所として中央歯学研究所が設置されている。同研究所は組

織的に大学に所属し、大学教員、学部と兼担である大学院教員、大学院生、専攻生等が利用願いを提出して承認を得たのち、利用できるシステムとなっている。基本的には就業時間内の利用であるが、時間外でも届出によって利用可となっている。その研究所は楠葉学舎の3号館の地下1階から地上3階までのフロアーに設置されており、その中に10施設（形態系研究施設、動物施設、歯科生物学施設、分析機器施設、組織培養実験施設、画像処理施設、低温実験施設、咀嚼機能研究施設、生体材料研究施設、レーザー実験施設）と中央材料室が設けられている。それらの施設には大型の研究機器が完備されている。これらの施設設備の管理は中央歯学研究所委員会が掌理しており、関連のある施設をグループに分け、施設長が配置されている。研究室単位では研究施設や装置については高額な物は購入できないので、大学全体として共同利用の形で利用できるように配慮されて機器設備が整備され、多くの研究に活用されている。

## （2）研究環境

### （経常的な研究条件）

研究環境の中で経常的な研究条件について、特に研究費に関しては大学から支給されるのは研究室単位であり、配分は一律ではなく、当該年度の2年前の各研究室の研究業績、社会貢献等について講座・教室・専攻科の研究に関する評価基準（表 5-1）に応じて傾斜配分されている。それに基づいて各研究室で研究が行われているが、研究者としては外部の競争的研究資金を獲得して研究するのが、本来の研究の在り方である。専任教員177名で一人当たり換算すると研究費はAについては170万円強で、Bについては115万円弱である（大学基礎データ 表29）。2005年度の国外留学者は3名であり、国外留学費用は一人当たり170万円強、出張旅費は国外が65件で平均約10万円、国内が355件で平均約9万円である（大学基礎データ 表30）。

国内の出張旅費は教授から助手まで一律に8万円の予算で計上されている。その他の大学の共同研究、学術研究助成金及び寄付による口腔インプラント研究の費用を合わせて3,500万円弱で22件の研究が採択されている（大学基礎データ 表31）。

学内及び学外からの研究費の総額は2003年度及び16年度には3億7,000万円強の研究費があったが、2005年度には3億1,000万円強になっている。特に学内の研究費は2003年度から2004年度にかけて約3,000万円減少している（大学基礎データ 表32）。これは大学の予算削減による。外部資金については科学研究費が2003年度には約7,000万円、2004年度には約8,200万円であったが、2005年度には約5,600万円に減少している。受託研究費も2003年度と比較して2005年度には約1,000万円の減少である。逆に奨学寄附金は2003年度



には150万円であったのが2005年度には430万円に増加している(大学基礎データ 表32)。しかし、全体的に見ると2003年度に比較して2005年度では約15%の減少である。また、科学研究費の採択率が極端に低下している。これは申請件数が増加したことによる相対変化である。申請件数は2003年度から2005年度にかけて102件から144件へと増え、約14%増加しているが、採択率は12.7%から6.3%へ激減している(大学基礎データ 表33)。申請母数は増加したが、採択件数がさらに減少した結果である。学外研究費(科学研究費及びその他の学外研究費)に対する教員(専任教員177名)一人当たりの研究費に換算すると40万円強である(大学基礎データ 表34)。

教員研究室の整備状況については、室数は個室が39、共同が94室で総面積は約4,660平方メートルで、1室あたりの平均面積は個室が約26平方メートル、共同が約38平方メートル、個室率は専任教員(177名)一人当たり22%で、教員一人当たりの平均面積は約26m<sup>2</sup>であるので、研究を行う上では十分な広さを確保している。

教員の研究時間は学部学生の教育、診療時間及び管理等と関連があり、一概に同じ研究時間は確保できていない。大学学部の講義時間は教授が最高28.0時間、最低1.0時間で平均5.4時間、助教授が最高52.3時間、最低0.6時間で平均8.7時間、講師が最高51.7時間、最低0.1時間で平均12.8時間である(大学基礎データ 表20)。特に臨床系専攻科の教員は附属病院での日常業務と楠葉学舎での学部学生の講義そして研究とかなりハードな時間の割り振りをしないと全てをこなすことは困難である。附属病院と学部研究室との移動に1時間弱かかる物理的ハードルを越えなければならない。学部での講義は1コマであるのが一般的であるので、学部への移動日に合わせて研究するとか方法はいくらかでも見い出すことはできるし、研究は一人で行う部分とグループで行う部分があるので、そのバランスを取りながら研究する術を会得すれば敢えて研究時間を確保させる方途を考慮する必要もなくなる。要するに研究者個人の気の持ちようによって研究時間は確保できるとはいえ、講義時間や診療時間の配分はそれぞれの当該部署で考慮されている。

本学では大学院が設置されているので、大学院特別講義、大学院セミナーがあり、中央歯学研究所におけるセミナーも開催されている。これらの講義やセミナーでは国内のみならず国外の著名な研究者を招聘して講演会を開催しているので、研究に関する研修の機会は確保されている。また、ODUセミナーが通算250回を超え、学内の研究者の講演が行われている。

学内の共同研究費は大阪歯科大学共同研究助成規程によって規定され、制度化されている。年当たり数件が採択され、研究費は総額が約3,000万円である。なお、研究成果は国際誌よりも学内誌に発表される場合が多い状況である。

### 3) 点検・評価

#### (1) 研究活動

##### (研究活動)

論文等研究成果の公表については、国内の和文誌及び英文誌並びに国際英文誌に掲載され、英文論文は増えているとはいえ、国際英文誌でなく、国内特にJODUに掲載される傾向が強い。研究の質を確保する上から言えば、国際英文誌に掲載するのが筋であるが、国際化を謳う以上、国際英文誌を目指すのが望ましい(表 -6-1)。

論文発表に関しては研究費の獲得とも関連があり、ある程度、研究費がないと研究ができない。とはいえ、研究は一人でできるものではなく、チームを組む必要がある。それは研究の規模、研究の質にも関連するが、外部の競争的研究資金を確保するには研究成果の発表を国際英文誌にどれだけ行っているかが重要である。学内で共同研究に費やしている研究費は大学から支給される通常の研究費と異なり額が大きい。それだけ研究に特化できる額であるので、国際英文誌に掲載すべきである。研究機器に関しては大型のものは中央歯学研究所に設置され、活用されているが、耐用年数に近いものとか、旧式であるものとかがあるので、順次新しい機器の購入が望まれるが、それには大学の予算化が必要である。予算化には限度があるので、できるだけ助成金を受けるように、全員が自覚を持って研究への情熱を傾ける努力をするべきである。

#### (2) 研究環境

##### (経常的な研究条件の整備)

教員研究室の整備に関しては別に問題はなく、研究を行う上で十分なスペースが確保されている。研究を行うのはスペースの問題ではなく、研究者の心がけである。

教員の研究時間の確保に特別の制度化は不要である。大学人である以上、教育・研究そして臨床系の教員であればさらに診療が付いて回るのは当然である。これらの業務の中で時間をやり繰りするのが普通であって、時間の確保のための方途を制度化するのは甘えである。

研究活動に必要な研修機会として外部の講師を招聘して定期的に行われているのは年1回の大学院セミナーと中央歯学研究所が主催する年3回の講演会である。国内で活躍している研究者を演者として招聘して行われている。その他に不定期ではあるが、外国の研究者が来学したとき等に合わせて大学院専攻科からの申請によって大学院特別講義が開催され、大学院生のみならず研究者全てが参加できるシステムが組み立てられている。科学的な講演とは別に外部の競争的研究資金の獲得に向けての研修会も開催している。特に教員である以上、最低

限、科学研究費を申請する必要がある。科学研究費の申請率について 2005 年度は 81% (144/178) であり、新規の採択率は 6.3% である。申請件数が増えているが、採択率が悪い状況である。外部の競争的研究資金は文部科学省・日本学術振興会だけでなく、多くの省庁が研究費を公募しているし、民間団体も募集している。これらの情報をいかに収集するかが鍵である。情報の収集については事務組織の努力に負うところが大きい。事務組織の情報収集機能を充実させ高める必要がある。また、本学独自の取り組みとして ODU オープンセミナーがある。1989 年 6 月から継続している教育・研究をテーマとした発表会である。2006 年末ですでに通算 250 回を重ねてきた。これまで基礎系の研究室が交代でその運営母体となって昼食時に開催されてきている。

#### 4) 課題と改善・改革の方策

論文等研究の成果に関しては教員一人ひとりが研究に対する自覚を涵養し、科学の進歩を支え、社会に貢献するという気構えを持つように絶えず研修会等を開催し、全教員が努力するように働きかけている。科学研究費の申請に当たっては全教員が申請し、外部資金を獲得するように研究の質を上げる方向で申請については 2006 年度から講習会を開催し、指導を強化している。学部の研究機関との連携を深め新しい技術を導入し、研究の質の向上に努める。研究に力を入れるには規程面での整備も必要である。研究の質を高め、研究の発展を推進するように教員の人事評価を始め、規則作りが求められるが、これについては現在、ワーキンググループが設置され、鋭意検討中である。

## 7. 施設・設備

### 1) 目標

歯科医学に関する活発な教育研究を実施するための施設・設備を整備するとともに、キャンパス・アメニティを整え、学生が気持ちよく勉学に励むことができるよう教育研究環境を整備する。

### 2) 現状

#### (施設・設備等の整備)

1997年4月に、大阪府中央区に所在する天満橋学舎の機能の一部を、枚方市楠葉の楠葉学舎に移転し、天満橋学舎の附属病院の旧棟を解体し、新たに病院棟を建築した。現在では、楠葉学舎、天満橋学舎、大阪府枚方市牧野に牧野学舎(運動場及び体育施設等、大阪歯科大学歯科技工士専門学校及び大阪歯科大学歯科衛生士専門学校の校舎)の3キャンパスに分散している。このほか長尾校地に運動場を設けている。

校地面積・校舎面積ともに大学設置基準の規定を十分充足している(大学基礎データ表36、表-7-1)。

表-7-1 本学の校地面積

楠葉学舎	33,378.47 <sup>m</sup> <sup>2</sup>
牧野学舎(宇山校地を含む)	52,928.28 <sup>m</sup> <sup>2</sup>
天満橋学舎	5,729.08 <sup>m</sup> <sup>2</sup>
長尾校地	35,814.00 <sup>m</sup> <sup>2</sup>
合計	127,849.83 <sup>m</sup> <sup>2</sup>

#### 楠葉学舎

枚方市楠葉花園町にある楠葉学舎(1997年3月竣工)は、大阪と京都を結ぶ京阪電車の樟葉駅から徒歩7~8分の距離に位置する。

楠葉学舎は、大学歯学部と大学院歯学研究科の教育研究を行うメインキャンパスであり、学生は教育の大半をこのキャンパスで受けることとなる。校地面積は、33,378<sup>m</sup><sup>2</sup>で、校舎面積は9,748<sup>m</sup><sup>2</sup>である。

1号館(延面積8,097<sup>m</sup><sup>2</sup>)は、地上5階地下1階で研究室(16室)と講義室(10室)、実習室(5室)を配置している。2号館(延面積6,943<sup>m</sup><sup>2</sup>)は、補綴学及び保存学の実習室(2室)と研究室(5室)がある。3号館(延面積7,862<sup>m</sup><sup>2</sup>)は、中央歯学研究所、教授室及び研究室(17室)がある。中央歯学研究所には、地下1階から地上3階までに10施設(形態系研究施設、動物施設、歯科生物学施設、分析機器施設、組織培養実験施設、画像処理施設、低温実験施設、咀嚼機能研究施設、生体材料研究施設、レーザー実験施設)と中

央材料室が設けられ、先進の研究設備を導入し、研究者の共同利用施設の機能を備えている。なお、1号館、2号館に置かれている講義室・実習室には書画カメラ、RGB 出入力装置などのマルチメディア設備が配備されている。

4号館(延面積 6,734 m<sup>2</sup>)には、1階に学生教育施設としてのコンピュータ実習室(パソコン端末 96 台、96 名収容)、LL 教室(LL 装置 50 台、50 名収容)、福利厚生施設の食堂(座席数 265 席)、2階に購買部(文具類、書籍、食堂関連売店)、学生自習室(2室)がある。2階から4階までは、歯学・医学等の特色ある蔵書 173,548 冊を誇る図書館と史料室がある。図書館には閲覧室(座席数 222 席)の他、AV 室(8 席)、研修室(3室)、研究個室(3室)を設けている。

エントランスホールをはさんで5号館(延面積 2,874 m<sup>2</sup>)は、1階に法人・大学事務部事務室、2階に教育情報センターと同事務室、プレゼンテーションルーム、3階に会議室(大会議室 1 室、小会議室 2 室)、4階には会議室(中会議室)と理事長室、学長室、名誉教授室となっている。

また、700 席(車椅子 5 席を含む)のキャパシティを有する講堂(延面積 1,980 m<sup>2</sup>)があり、大学・大学院、歯科技工士専門学校、歯科衛生士専門学校の入学式や卒業式、大学祭や公開講座などの諸行事に利用されているほか、歯科医学関係学会のメイン会場あるいは地方公共団体(枚方市)との共催事業の会場としても利用されている。

#### 牧野学舎

牧野学舎は、大学としては体育の授業の実施とクラブ活動のために主に使用している。牧野学舎には、進学課程の授業で使用されていた本館(延面積 3,256 m<sup>2</sup>)、体育実技や学生の課外活動に利用される体育館(延面積 3,152 m<sup>2</sup>)、グラウンド(10,045 m<sup>2</sup>)、クラブ部室とセミナー室のある ODU アネックス(延面積 2,541 m<sup>2</sup>)、法人傘下の専修学校である歯科技工士専門学校(2 年制)の校舎(延面積 3,765 m<sup>2</sup>)、歯科衛生士専門学校(2005 年度から 3 年制に改組)の校舎(延面積 2,539 m<sup>2</sup>)がある。

牧野学舎の本館は、1929 年に建設されたもので、以前は進学課程の授業が行われていた教室と一般教育系研究室として使用されていたが、現在は会議室、事務室、守衛室として一部居室が使用されているのみである。この建物は 2005 年 1 月 10 日付で<登録有形文化財>として、国の文化財登録原簿に登録され、このことは新聞紙上にも取り上げられた。

グラウンドは、カリキュラムの関係上、課外活動に時間的な制約を受ける学生諸君に配慮して、照明設備を施し午後 9 時まで利用できるようになっている。また、専用トラクターによりグラウンドのほぼ全範囲にわたって定期的に整備が行われている。

2003 年枚方市長を通じ、地域の活性化と住民の親睦を目的に施設開放の要望

が出され、枚方市、牧野本町南自治会、本学が協議し、近隣住民（枚方市牧野本町の老人クラブ「南寿会」）の活動に対してグラウンドの一部を開放している。

このほか、相撲の土俵、弓道場（黎明館）、テニスコート（4面）が整備されている。

表 -7-2 天満橋学舎 附属病院の各フロア配置

本館の各フロア - 配置	
1階	エントランスホール
2階	口腔診断科、薬剤科、総合受付、医事課
3階	放射線科
4階	口腔外科
5階	内科、人間ドック、中央臨床検査室、小手術室
6階	高齢者歯科、耳鼻咽喉科、眼科
7階	補綴咬合治療科
8階	総合診療室
9階	保存修復科、歯内治療科、歯周治療科
10階	矯正歯科、口腔インプラント科、予防歯科
11階	小児歯科、障害者歯科、歯科麻酔科・麻酔科、ペインクリニック
12階	中央手術室、中央滅菌材料室
13階	病棟（37床）
14階	レストラン
南館の各フロア - 配置	
1階	学生控え室、書籍・文具店等
2階	総合診療第1科、総合診療第2科
3階～6階	医局
7階	法人事務室
西館の各フロア - 配置	
1階	守衛室、事務室
2階、3階	総合診療第1科
4階	口腔外科
M4階	病院長室、図書室
5階	臨床講義室
6階	技工部
7階	会議室
8階	歯科衛生士専門学校

### 天満橋学舎

天満橋学舎は、診療を行う附属病院としての機能と、学生の臨床教育の実施

場所として整備されている。天満橋新病院棟（本館と呼称、1997年3月竣工、建築面積2,234㎡、延面積28,360㎡）は、地上14階地下3階、患者様用立体駐車場（65台）を完備した21世紀の歯科医療に相応しい病院である。本館の外來診療スペースは、患者様と医師のオープンコミュニケーションと患者様のプライバシーの両立に配慮し、個別の診療チェアをローパテーションによってブースにした環境となっている。大型診療設備として、新鋭のMRI（磁気共鳴影像装置）とCT（コンピュータ断層撮影装置）が整備されている。14階には院内・院外者用のレストランが設置されている。

新病院等の新築に伴い、既存棟を西館、南館として内装を改修整備した。南館（延面積4,119㎡）には、診療科長室、医局室などの附属病院施設、法人関係諸室（理事長室、学長室）会議室を設けている。西館（延面積7,083㎡）は、臨床講義室、図書館（分室）、ゼミ室などの学部学生、臨床研修歯科医の共用スペース、一部診療科（総合診療第1科、同第2科）病院事務部事務室など、臨床教育が適切に行い得るよう整備されている（表72）。

また、学生・教職員、本学卒業生などの利用を目的とした福利厚生施設「ODUウェルネス・ホール」（2001年6月竣工、延面積2,344.70㎡）がある。

このように、楠葉学舎・牧野学舎のある枚方市は、大阪湾岸内陸の内懐となる場所に位置し、海風の影響を受けやすい地形であり、瀬戸内式気候に属し、自然環境に恵まれている。また天満橋学舎は、大阪府中央区にあり、学生の通学、患者様の通院等に極めて便利な場所に位置する。

教育情報センターは、本学における教育、研究及び業務の向上を資することを目的として、1997年4月に設置された組織である。情報関連機器の管理・運用、情報処理機器の利用者に対する支援、外部ネットワークとの接続等を主な業務としている。

全学的な学内LANが構築されて9年が経過し、現在の対外接続は、SINET（国立情報学研究所・大阪大学サイバーメディアセンター）へ1.5Mbpsの専用線接続の他にKDDIのインターネット専用線接続4Mbpsのマルチホーム接続を実施している。外部接続については、学内LAN構築以来、過去5回（楠葉学舎・天満橋学舎間の接続も含む。）の環境改善を実施し現在に至っている。一方、学内通信設備の更新事業を行い、1996年に構築された天満橋学舎の基幹ネットワークは2004年にATM接続（155Mbps）からイーサネット接続（1Gbps）に、1997年に構築した楠葉学舎の基幹ネットワークは2005年にATM接続（155Mbps）からイーサネット接続（10Gbps）にそれぞれ更新を完了し、学内のすべての情報コンセントまで100Mbpsの通信が可能になった。

ネットワークを介した教育・研究活動の情報化の試みは、学内LAN構築当初から多く行われ、インフラ整備と呼応する形で改善がなされている。2002年に

TV 会議システムを導入、2003 年度から進められているサイバー・キャンパス事業（遠隔同時授業）、2004 年度には講義収録コンテンツの学内ネットワークでの配信を目標に講義の VTR 収録を開始し、2005 年 9 月から学内での配信を開始した。

情報教育の利用施設として、楠葉学舎にコンピュータ実習室（96 名収容）とマルチメディア教室（50 名収容）が整備され、基礎情報科学及び歯科情報科学などの情報教育、並びに初級・中級英会話、リスニングなどの英語教育に利用されている。その他、医療統計学や各種学術情報収集などの必要に応じた授業や小テストなど、他の学科目においても多く利用されている。

楠葉学舎においては、これらの教室の他に、学生が利用できる端末として図書館に開放端末 19 台があり、端末数は必要を満たしている。一方、天満橋学舎においては、附属病院での臨床教育が主であるとはいえ、情報機器が整備された教室がなく、開放端末 6 台の部屋と図書館分室での数台の端末の利用に限られている。両学舎とも管理上の問題から学生の利用時間が限られたものとなっており、今後の課題となっている。

講義室・実習室には一部の教室を除いて書画カメラ、ビデオ映像、RGB 出力装置などの AV 設備が施されているが、ここ数年で液晶プロジェクタの更新は行ったが、その他の設備は、ほとんどが新学舎建設当時のものであり、授業での IT 活用という面からも再整備が必要である。

学内の講座・研究室並びに事務室には、100 Mbps の情報コンセントが用意されているので、教職員はネットワーク接続申請書の提出を行い、学内ネットワークに接続できる。その他、学外（自宅等）からのアクセス方法として、楠葉学舎に PPP 接続装置を置き、学外からの接続を可能にしている。天満橋学舎の PPP 接続のアクセスポイントは、機器の老朽化のため、2006 年に廃止した。現在、インターネットから学内ネットワークに接続できる SSL-VPN 装置の 2006 年度導入に向けて検討を行っている。

教育情報センターの業務は、ネットワークの運用・管理が中心をなしているが、パソコンなどの情報機器の設定や取り扱いなど、学内全体に向けてのヘルプデスクの業務を担当している。また、コンピュータ実習室やマルチメディア教室をはじめとする講義室・実習室の AV 機器の操作支援、情報機器を使用した授業のサポート、システム開発、各部署での情報化に向けた計画・提言などを行っている。

教育情報センターの管理運営委員は、教育情報センター所長が推薦した各講座・教室の教員、事務職員から選出した委員と教育情報センター事務室職員で構成されており、教育情報センター事業の計画・立案・運用を行っている。

教育情報センター所長は、センターを代表して教授会や役職者会議に出席しており、また両学舎でのセンターの恒常的な業務は、教育情報センター事務室



の5名（専任職員3名、外部委託2名）で行っている。管理運営委員会の下部機関として、ネットワーク小委員会、教育・研究系小委員会、システム開発小委員会、情報化検討小委員会を設置している。しかし、システム開発小委員会及び情報化検討小委員会については、センター事業の進展に伴い、その役割の再検討が必要となっている。

施設・設備等の社会への開放については楠葉学舎のテニスコートや学内食堂、枚方市長尾のグラウンドを対象に行っている。楠葉学舎のテニスコートは、平日17時から20時、休日は9時から20時の時間帯に利用料500円/時間で使用可能である。徴収している利用料金は夜間照明の電気代やコートの整備費用に充当しているが、大学の持ち出し超過となっている。学内食堂は、11時30分から14時まで開放しているが、学生の利用が集中する時間帯（12時以降）を避け、市民に利用してもらうように配慮を願っている。長尾グラウンドについては、本学教職員の紹介によって高校野球部や地域の野球・ソフトボールチームなどが利用できるようになっている。なお、長尾グラウンドは無料で開放し、利用料は徴収していない。また、本学が「学園都市ひらかた推進協議会」のメンバー校であることから枚方市主催の各種事業に会場として楠葉学舎講堂を提供している。

利用状況は次のとおりである。

#### 学内食堂利用者数

	営業日数	延べ利用者数
2004年度	226日	2,527人
2005年度	232日	2,128人

#### 長尾グラウンド及び楠葉学舎テニスコート開放日数

	グラウンド	テニスコート
2004年度	316日	104日
2005年度	261日	111日

### 3) 点検・評価

各キャンパスとも教育研究目的を達成するため以下に述べるとおり、十分な施設・設備が整備されていると評価できる。

#### 楠葉学舎

校地面積は、33,378 m<sup>2</sup>であり、大学設置基準の面積の2倍以上であり、学生生活には十分な環境の中にあると評価できる。しかも距離的に大阪市と京都市のほぼ中間という枚方市楠葉は、交通アクセスの点から学舎の位置としては格

好の地域といえる。

近年の教育研究における情報化の進展はめざましいものがあり、本学では1997年の学舎移転時期からそのことに着目し、情報基盤整備に力点を置き、学内LANの充実を進めてきた。小講義室に情報コンセント、大講義室には、ビデオプロジェクター、AV機器を完備し、マルチメディア教育の支援設備は万全である。学生が多くの時間を過ごす小講義室、大講義室や図書館、厚生施設等は、質と量ともに充実している。

一方、中央歯学研究所に各種大型研究設備を配備した10にもものぼる歯科医学関連研究施設を置き、共同利用施設として研究に活用されている点は評価できる。大型機器としては、1998年度にはハイテク・リサーチ・センター整備事業によりタンパク質構造機能解析システム、高処理能分光光度計システム、細胞シグナル測定設備一式、血流モニタ設備一式及び咀嚼機能検査設備一式、また、私学助成を受けて2001度に生体分子タンパク質精製システム、2002年度に口腔疾患の分子生物学的解析システム、2004年度に超高分解能電界放出形走査電子顕微鏡、2005年度にマイクロフォーカスX線CT装置が導入され、年次を重ねるごとに研究を支える機器が重点的に整備され、本学の歯科医学研究体制の充実度を顕しているものと評価できる。

#### 牧野学舎

校地面積は、表 -7-1にあるように、52,928 m<sup>2</sup>であり、体育実技、課外活動には十分な環境を有していると評価できる。

本館は、1929年の建設であり、屋上防水、配管等の老朽化が目立っており、定期的な保守・点検と必要に応じた改修が必要である。登録有形文化財としての登録を機に外観を損なわない補修工事にも配慮する必要がある。

道路に面した植栽、構内の卒業記念樹の管理などには、相当の費用が発生しているが、年次ごとに点検を行い、近隣住民の迷惑にならないように可能な限り配慮している。

#### 天満橋学舎

大阪市中央区に附属病院が1935年に開設以来、大阪市の地域歯科医療の中心として、社会貢献を果たしてきた。そして、地域医療の場、学部学生及び臨床研修歯科医の教育の場として、1934年に本館を新築し設備の拡充に取り組んできた。2006年度から実施された歯科医師臨床研修制度に向けて、本学附属病院のモットーである‘患者さんとのラポール(信頼関係)の確立’を基調に施設・設備の更新を行っている。

施設・設備の改修では、厳しい予算の制約の中で各年度の工事計画を立案し、以下の工事を逐次行い、病院運営に支障のないように努めている。

#### 《主な整備工事等》

2002年度 西館空調設備改修工事

- 2003 年度 西館空調設備更新工事
- 2005 年度 本館エアシューター改修工事（第一期）
- 2006 年度 本館エアシューター改修工事（第二期）、本館医療ガス設備整備工事、西館吸引設備更新工事

なお、3 学舎間の交通アクセスは、京阪電車で行われているが、京阪牧野には、普通列車しか停車せず時間的に不便さは否めない。授業（体育実技等）や課外活動などの際、交通アクセスの方法を今後検討する必要がある。

学内ネットワークは、機器の故障に起因する多少の障害はあるもの、特に問題なく本来の性能で機能している。管理・運用についても障害の頻度は少なく、発生する障害も設置しているネットワーク監視装置でその早期発見が可能で、迅速な対応がなされている。

外部からの不正アクセスを防止する為のファイアウォールも十分に機能しており、悪意のある外部からの攻撃を防御し、ネットワークの安全強化に威力を発揮している。ネットワーク監視装置のログ解析を開始しており、外部からの不正アクセスの把握に非常に有効である。ただ、ログの量が膨大であるために細かな通信内容のチェック・分析ができておらず、分析用ツールの導入など、より効果的な改善策を検討中である。

コンピュータ・ウイルスの脅威は、監視ソフトウェア（2005 年に InterScan から WebShield に更新）の導入により、ウイルスメールはほとんどが排除され、学内での感染は未然に防がれている。コンピュータ・ウイルスの削除件数は、月に約 1,000 件から 2,000 件と幅はあるものの依然として多く、2005 年度では、年間 17,265 件に達している。

個人情報保護法の施行に伴って、情報機器の安全対策の強化が求められ、利用者の安全面に対する認識が高まっている反面、学内全体の対策となるとまだまだ問題が多い。ログインの際のユーザ認証、基本ソフト（OS）の更新、ウイルス対策ソフトの導入並びに導入後のパターンファイルの更新、各種製品に含まれる脆弱性への対応など、各利用者の安全面での具体的な対策は総じて非常に不十分である。学内ネットワークの安全性を高めるためにもさらなる啓蒙・教育活動が必要である。

2004 年度から学部学生と大学院生に Web メール（GraceMail）が利用できる環境を提供している。自宅や外出先からも大学のメールアドレスが利用できることになったことに加え、転送機能を活用することで携帯情報端末（携帯電話等）でも利用できる利点があり、大学からの緊急連絡や教員とのコミュニケーションにも利用できる。大学と学生を結ぶ教育ツールとしての効果を期待していたが、現状では大学全体の利用方策が明確にされないまま、学生の個人的な

利用に止まっており、目に見える形での導入効果が現れていない。

教職員には Web メールを利用できる環境はないが、自宅など学外からアクセス方法として楠葉学舎に PPP 接続のアクセスポイントを設置している。インターネットの普及につれユーザは減少しているが、学外からの大学内へのアクセス手段がこれに限られているため、利用者は限られるが重宝されている。現在、PPP 接続を廃して、安全面を考慮しながらインターネットから学内ネットワークに接続できる SSL-VPN 装置の導入を計画している。高速通信が可能であることと、自宅等にインターネット環境があれば通信費が発生しないことなど、より効果的な学外からの通信環境の改善が図れるものと期待を寄せている。

2004 年から導入したポリコム社の TV 会議システムは、サイバー・キャンパス・コンソーシアム (CCC) の遠隔合同授業で利用しているほか、他大学との症例報告会や学内オープンセミナー、その他各種会議などで利用されている。他大学との遠隔合同授業では、各大学との授業時間割の調整、単位取得、単位互換など解決すべき課題が多く、又、担当教員の負担も多い。学内での利用では、教室と診療室などの「大学(講義室)」と「病院(臨床現場)」との連携、「楠葉学舎」と「天満橋学舎」との連携など学内での取組みも重要となる。

コンピュータ実習室とマルチメディア教室の日々の運用・管理は、教室の使用状況の把握から機器のメンテナンスに至るまでセンター事務室で行っている。現在、昼休みの時間帯のみを学生に開放しているが、コンピュータ実習室やマルチメディア教室のパソコンでは、サーバにおいて個々の学生毎に確保されている固有の記憶容量が利用できるため、昼休み以外であっても利用の希望は多い。また、本年から共用試験 CBT システムの学習に利用できるシステムが導入されることから、この面での要望も増えてくることと考えられる。今後は学生が自由に利用できるオープンスペースとして環境整備が求められている。

現在、学外向けホームページ及び学内ホームページの更新は教育情報センターが担っている。しかし、実際は内容の更新というより Web サーバの管理・運用が主な業務である。内容の更新では、大学全体の広報活動を担う全学的な組織を設けて検討している。

社会に開放される施設・設備の整備状況については、以下のとおりとなっている。楠葉学舎は、テニスコートと学内食堂の開放を行っている。また、枚方市長尾に校地があり、グラウンドとして、地域の高校野球部、野球・ソフトボールチームなどに利用されている。楠葉学舎のテニスコートは、平日 17 時から 20 時、休日は 9 時から 20 時の時間帯で、コートの整備費用や夜間照明の電気代のため若干の利用料を徴収しているが、問題なく利用され、利用者からの苦情は出ていない。

学内食堂は、11 時 30 分から 14 時まで開放しているが、学生の利用が集中する時間帯を避け、市民が利用しているので、問題は生じていない。

なお、本学が「学園都市ひらかた推進協議会」のメンバー校であることから枚方市主催の各種事業に会場として楠葉学舎講堂を提供している。長尾グラウンドについては、本学教職員の紹介が必要であり、利用料は徴収していない。

上記の開放施設については、概ね利用者の感想は好評であり、「開かれた大学」として地域住民への対応は十分であると評価できる。

## (2) キャンパス・アメニティ等

教務部委員会においては教育研究の面から、学生部委員会においては、学生生活及び課外活動の面から、学内食堂管理運営委員会においては食堂運営の面から、キャンパス・アメニティ形成について審議する体制をとっており、それらの審議結果を受けて、施設課が、教務学生課及び総務課の協力を得て、環境整備に取り組んでいる。楠葉学舎には、勉学の疲れを癒せるよう学生の眼にやさしい緑豊かな中庭を配し、春には桜、秋には萩などの四季折々の花々が咲き、地元住民からも好評を得ている。なお、1999年に大阪府から「緑の景観賞」を受賞している。これらのことから、キャンパス・アメニティ形成・支援のための体制は機能しているといえる。

学生の学習環境については、休日も利用可能な学生自習室（定員26名×2室、使用時間8時から21時）、時間外実習室を設けており、また、本館（楠葉学舎）図書館には研究個室（3室）、グループ学習室（2室）、研修室（4室）、LRC（Learning Resources Center）、AVブース4席、オープン端末12台などが完備されている。

学内食堂はカフェテリア方式であり、同施設内にベーカリーコーナーもあり、自家製のパンの販売が行われている。この食堂は、学生とともに教職員の福利厚生施設でもあり、学内食堂管理運営委員会の意見を受け、総務課が教務学生課と協議して、栄養のある低廉なメニューの提供に努めている。

学生の体育関係施設としては、楠葉学舎には、テニスコート2面とバスケットコート1面があり、牧野学舎に体育実技や課外活動用のグラウンドとテニスコート、クラブ室（体育系・学芸系）、トレーニング室、セミナー室を擁する福利厚生棟としてのODUアネックスがある。

このように、学生の自学自習の場、課外活動の場、軽微な運動施設や食堂が身近に整備されていることは評価できる。

先にも述べたように体育授業は、距離的に公共交通機関を使用しているが、授業終了後の時間的制約の中で課外活動が行われており、特に体育系クラブの活動時間が少ない中で学生諸君が奮闘している。設備面でグラウンドには夜間照明設備を完備し、極力課外活動ができやすい環境を作り出す工夫を行っていることも評価できる。

学内食堂については、メニューの充実やサービスの向上に向けて「利用者ア

ンケート」を実施して各種要望の把握に努め、学内食堂管理運営委員会を通じて業者と折衝して可能な限りの対応を行っているが、なお学生の要望に十分応えていない面が見られる。今後の運営のあり方を十分検討する必要がある。

天満橋学舎は、主として附属病院の施設であることから、患者様の緊張感を和らげるような概観デザイン、インテリアを採用し、従来の「大学病院」というイメージを払拭することが心がけられている。

楠葉学舎については、以下の環境に配慮した取組みを行っている。省エネルギー・省資源の取組みとして1997年の楠葉学舎建設時にリサイクル建材や地域の自然素材など環境負荷の少ない建材の使用を行ったほか、ヒート・ポンプ（水や空気などの低温の物体から熱を吸収し送り出す装置）、省エネルギー型空調設備、照明器具の導入や室内の換気に特段の配慮を行い、また、学舎内の各所に自然光を取り入れやすい設計を行った。

自然・地域環境の取組みとして大学建物、敷地内の緑化等により、ヒートアイランド現象の緩和を行い、また、従来からの地盤や地形を生かした造成によって学舎を建設することで、隣接するマンション、住宅地のアメニティに配慮している。

牧野学舎については、体育関係施設と歯科技工士専門学校、歯科衛生士専門学校があるが、学部学生、専門学校生の課外活動の場でもあり、体育系クラブの活動が夜間に及ぶ関係から、近隣住民に対する配慮としてグラウンド照明時間帯を午後9時までと限定している。また、地域の災害避難場所に指定されており、台風等の自然災害において地元住民の避難所として利用されている。

以上のように、楠葉学舎については、特に問題はなく改善の必要性はない。2004年5月1日から学舎内の全面禁煙を実施した。引き続き、周辺地域の環境に配慮したキャンパス充実のために惜しまぬ努力を行う。牧野学舎については、建設年次の古い建物が多く、壁面や屋上防水工事などの改修工事を検討している。天満橋学舎については、附属病院施設ということから、従来から全館禁煙であり、今後とも患者様の快適な環境を維持していきたい。

#### （利用上の配慮）

楠葉学舎の各建物は、耐震・免震構造を採用し、手摺、スロープ、エレベーターを設置し、バリアフリー化を図り、5か所に身障者用トイレも設置している。天満橋学舎の附属病院本館は、不特定多数の外来者への配慮として、バリアフリー設備（スロープ、手摺、11か所の身障者用トイレ）が施されている。また、身障者の患者さん用に守衛室横の診療室へのアクセスが容易な場所に駐車場を確保している。このように、身体障害者への配慮は適切になされている。

#### (組織・管理体制)

施設管理は、楠葉学舎においては施設課が主管し、中央監視室において適切に処理している。一部外部業者によるアウトソーシングを活用している。業務面は、施設課の技術職員が空調機器の調整や換気のリモートコントロールを行っている。施設・設備の保守・点検の実施状況は表 I-7-3～5に掲げるとおりである。

警備については、楠葉学舎、牧野学舎及び天満橋学舎でそれぞれ警備会社に依頼して、24時間の警備体制をしいている。楠葉学舎、牧野学舎及び天満橋の構内清掃は清掃業者に委託している。

防災体制は、3学舎に自衛消防隊が教職員により組織され、その隊長には、楠葉学舎は学長が、天満橋学舎は附属病院長が、牧野学舎は歯科技工士専門学校長が当たっている。年1回学内関係者を集め、所轄消防署の立会いのもと自衛消防訓練を実施している。

施設・設備の衛生・安全を確保するためのシステムとしては、空気環境測定、給排水の管理などは、施設課主管で委託業者により行われ、特定建築物立入検査が四条畷保健所により実施されている。

本学における教育、研究、診療活動で発生する一般廃棄物及び産業廃棄物(感染性廃棄物を含む)については、廃棄物処理委員会が、3学舎共通の『廃液・廃棄物等取扱いの手引き』を作成して、実験系廃液、有害物質、感染性廃棄物の適正処理の徹底を図り、2000年に第5版の改訂を行っている。

このように、施設管理については、キャンパスの管理に関する外部委託へ比重が高まっているが、施設課が主体となって、施設・設備の維持管理を適切に行っているが、施設に関する総合的な改善計画が策定されていない。施設・設備について計画的な改善改修が行われるよう、計画を策定することが課題となっている。

また、施設・設備の安全衛生に関しては、施設課により空気環境測定などが行われるとともに、消防訓練も適切に実施されている。廃棄物の処理についても適切に実施されている。

#### 4) 課題と改善・改革の方策

##### (1) 3キャンパス間の交通アクセスの改善

3キャンパス間の交通アクセスは京阪電車により行われている。京阪樟葉は特急停車駅となったものの、京阪牧野には普通列車しか停車せず時間的に不便さは否めない。大学だけの力で対処するには限りがあるが、体育の授業や課外活動などの際の交通アクセス方法を今後検討する必要がある。

表 -7-3 楠葉学舎における設備の保守・点検一覧（2005 年度分）

低温実験室冷凍設備	年 4 回（低温実験施設）
エレベータ設備	月 1 回（全館）
自動扉設備	年 4 回（5 号館、4 号館）
防災設備	年 2 回（全館）
ボイラー設備	年 3 回（全館） 給湯及び空調用
廃水処理設備	月 2 回 水質分析 実験排水 21 項目月 1 回 12 項目年 3 回
環境衛生作業	害虫駆除月 1 回（食堂） 空気環境測定年 6 回（事務室、食堂、図書館、実習室等）
中央監視盤	年 1 回（全館）
舞台機構設備	年 4 回（構造・解剖実習室）
熱源設備	年 4 回 ガス吸収式 5 台、空冷ヒートポンプ 4 台（全館）
空調自動制御設備	年 2 回 熱源周り（全館、電子顕微鏡室等空調系）
固液分離機	年 3 回
非常用自動発電設備点検	法定点検 年 1 回（全館）
高受水層清掃水質検査	法定点検、清掃年 1 回、水質検査年 2 回、簡易水道検査年 1 回
特殊建築物調査	法定調査、調査報告 2 年に 1 回（全館）
ばい煙測定検査	法定点検 年 2 回 ボイラー 3 台、ガス吸収式 3 台
電気設備点検	法定点検 年 1 回（全館）
圧力容器検査整備	法定点検 年 1 回
エアコンプレッサー設備点検	年 1 回（2 号館 7・8・9 実習室）
セントラルバキューム設備点検	年 1 回（2 号館 7・8・9 実習室）
噴水設備点検	年 1 回
空調フィルター取替	年 2 回
ホルマリン濃度測定	年 1 回（解剖学実習室）
安全キャビネット点検	年 1 回（細菌学研究室）

## （2）施設・設備の改修・改善計画の策定

施設・設備は、老朽化に応じ、適切に更新される必要があり、改修・更新の優先順位を考慮して、学園の教育・研究・診療等の諸活動に支障を来さないようにしなければならない、そのため、施設・設備の改修・改善の総合的な計画を策定する必要がある。



表 7-4 牧野学舎における設備の保守・点検一覧（2005 年度分）

中和処理設備	月 2 回（歯科技工士専門学校）厨房グラストラップ（食堂）
エレベーター設備	月 1 回（歯科衛生士専門学校）
防災設備	年 2 回（歯科技工士専門学校）
環境衛生作業	月 1 回
高受水槽清掃水質検査	法定点検 年 1 回 水質検査 年 2 回
電気設備点検	法定点検 年 1 回
特殊建築物調査	法定調査、調査報告 2 年に 1 回
給湯用ボイラー設備	点検整備 年 1 回
グラウンド整備	点検整備 年 1 回

### （3）情報通信インフラの一層の整備

情報通信の高度化・広域化の進展は著しく、それに対応した教育システムの構築が現代の大きな課題となっている。大学での教授方法も変化してきており、遠隔同時授業や授業収録コンテンツのストリーミング配信等の試みが行われている。このような状況の中で、学内・対外接続とも回線の増速は今後も強く要望される場所であり、2006 年 7 月には、楠葉学舎・天満橋学舎間の専用線接続回線を 4 Mbps から 100 Mbps の増速を予定し、8 月には対外接続も 100 Mbps への増速を計画している。また、学生と教職員の情報環境を整備する意味で、インターネットを介した学内情報インフラへのアクセス方法として、現在 SSL-VPN の導入に向け、検討を続けているところである。

サイバー・キャンパス整備事業の具体化、学外（自宅等）からの学内インフラへの接続環境の改善（PPP 接続から SSL-VPN の導入）など授業支援体制の整備がセンター業務として益々重要になってきている。課題も多いが、利便性やコスト抑制も図りながら教育の多様化に伴う無線 LAN の構築、SSL-VPN の導入など今後も新たな事業を展開していきたい。また、個人情報保護法の施行に伴って、情報機器の安全対策の強化が求められているが、学内情報にアクセスする際に共通の ID とパスワードによって確実に本人確認を行う統合認証システムの導入が欠かせないものとなっている。これにより、不正アクセスを全学的に監視できる体制を整備することで、ネットワーク全体の安全強化を図りたい。

当面の学内のインフラ整備は完了していることから、今後は学内各部門との連携を強化し、運用・保守の見直しを行っていく中で、システム構築のサポートもより効果的に実施していく方針である。

表 -7-5 天満橋学舎における設備の保守・点検一覧（2005年度分）

消防設備点検	法定点検 年2回（6か月毎）（本館、西館、南館）
防火対象物点検	法定点検 年1回（本館、西館、南館）
セキュリティ設備	年1回（本館）
電気設備精密点検	年1回（本館、西館、南館）
中央監視盤	年1回（本館地下1階）
バッテリー点検	年1回（本館、西館）
空調チラー保安検査	法定点検 年1回（西館）
空調チラー安全弁圧力計	法定点検 年1回（西館）
空調チラー高圧カットオフ	法定点検 年1回（西館）
空調制御点検	年1回（本館、西館、南館）
空調冷温水機	年4回3か月毎（本館）
空調フィルター	年4回3か月毎1回（本館手術室）
空調差圧測定	年2回（本館手術室）
空調フィルター点検・清掃	2か月毎に1回（本館、西館）
圧力容器 貯湯槽検査	法定点検 年1回（本館、西館）
圧力容器 ボイラー	法定点検 年1回（本館）
オートクレーブ	法定検査 年1回（本館）
オートクレーブ	法定点検 年4回（本館 1～4各消毒器に実施）
医療設備 ガス設備点検	法定点検 年4回3か月毎1回（本館）
バキューム	年3回（本館）
コンプレッサー	4000時間に1回（本館）
集塵機	年1回（本館、西館）
バキューム	年1回（本館、西館、南館）
廃水処理設備	年12回（本館）（月1回）
ボイラー中和設備	年1回（本館）
エレベーター点検検査	法定点検 年2回（本館、西館）
ゴンドラ点検検査	法定点検 年2回（6か月に1回）（本館）
駐車場設備	年12回（本館）
自動ドア	年4回（本館）
エアシュータ点検	年6回（2か月に1回）（本館）
飲料水検査	法定検査 1週間に1回（本館、西館、南館）
飲料水水質検査	法定検査 6か月に1回（本館、西館）
貯水槽検査	年1回（本館、西館）
害虫駆除	年12回（1か月に1回）（本館）
ばい煙測定	法定検査 年2回（6か月に1回）（本館）
放流水検査	法定検査 年6回（本館）
汚水層他清掃	法定検査 年1回（本館、西館、南館）
特殊建築物調査	法定調査、調査報告年2回（本館、西館、南館）

## 8 図書館及び図書・電子媒体等

### 1) 目 標

本学図書館の目的は、大阪歯科大学図書館規程第2条に定められているとおり、「大阪歯科大学の教育及び学術研究の目的を達成するために、必要な図書資料の収集、管理及び運用並びに学術情報活動を行う」ことである。この目的に即し、本学図書館は教育・研究・医療活動の進展及び電子的情報資料やインターネットの発達等を背景に、印刷資料を中心とした従来 of 閲覧・貸出サービスの充実に加えて、Web による情報提供サービスの実施、電子ジャーナルの導入及び視聴覚資料の収集・提供等、サービスの拡大・改善を図ってきた。

今後は、従来からの図書館サービスの拡充・質的向上を図ることはもとより、電子図書館的機能の充実に強化に向けて計画的に整備を進めていくことを目標とする。

### 2) 現 状

#### (組織・運営)

本学図書館は、楠葉学舎の本館、天満橋学舎（附属病院）の天満橋分室及び牧野学舎の牧野分室から構成され、本館は中央図書館としての機能のほか、学習・教育図書館、研究・医療図書館及び情報センター的機能を果たしており、天満橋分室は、臨床実習中の学生や研修生を対象とした学習・教育図書館機能及び医療図書館機能を果たしている。牧野分室は保存書庫である。

館員は、図書館長1名、専任職員は、本館が6名（うち、課長1名）、天満橋分室が1名の計7名であり、このほかに天満橋分室に兼任の課長1名を配置している。牧野分室は保存書庫のため職員は配置していない。また、本館・天満橋分室の夜間・休日開館には派遣職員各2名が当たっている。

8名（本館6名、天満橋分室2名）の館員のうち、司書資格取得者は6名であり、7名が大学図書館職員講習会（文部科学省）、図書館等職員著作権実務講習会（文化庁）、医学図書館員基礎研修会（日本医学図書館協会）等の基礎的な研修会を受講している。また、担当業務に応じて3名が国立情報学研究所の目録システム講習会の受講を修了して、同研究所が主催する全国的な共同分担目録事業に参加できる資格を備えている。

図書館所轄の委員会は、表 -8-1 のとおりである。2005年度には、図書資料選択の充実に及び本館内施設利用の利便性向上のため、同年4月1日付けで「図書資料選択委員会に関する細則」及び各施設の利用内規を改正して、図書館活動の基盤整備を実施した。なお、学生図書委員会は、学生を図書館活動の重要な構成員と位置付け、学生からの要望を可能な限り実現しようとの姿勢で創設された全国でも類を見ない委員会であり、年2回開催しているが、各回とも本館だけでなく、病院実習中の学年を対象に天満橋分室でも開催して、学生の意

見・要望を漏れなく聴取するよう努めている。

過去3年間の図書館経費は、表-8-2のとおりである。当館では、電子ジャーナルを含む外国雑誌費が予算全体の約62%を占めているが、近年は、毎年約10%にも及ぶ外国雑誌価格の高騰が続いており、このことが予算圧迫の最大の

表-8-1 図書館の委員会一覧表

名 称	構 成 員	委員数	開催回数	所 轄 事 項
図書館運営委員会	館長、学長が任命した教授、 図書課長・主任	10人	随時	管理・運営、予算・決算、規程の 制定・改廃、館長の諮問事項
図書資料選択委員会	館長、基礎・臨床・一般教育系 講座・教室、診療科選出の委 員、図書課長・主任	34人	年10回	図書資料の選択、学術情報の 利用を円滑にするための活動
学生図書委員会	館長、館長が指名した図書 館運営委員、学年の総代、 図書課長、主任	30人	年2回	購入希望図書の募集、図書館の利 用を円滑にするための活動

原因となっている。本学は、複数のキャンパスに分かれているため、24時間アクセスできる電子ジャーナルは、利便性を向上させるだけでなく、重複購入が不要であること、コンソーシアムにより安価な購入が可能なこと、補助金が交付されること等により、経費抑制の点でも有効なメディアであり、その導入を積極的に推進している。なお、2005年度の「その他の管理経費等」の上昇は、電子ジャーナルの導入により、不要になったスペースを利用して学生用の研修室を増設したことによる。

表-8-2 過去3年間の図書館経費一覧表

科 目 内 訳	2003年度	2004年度	2005年度
図書資料関係経費(円)	73,764,188	73,428,108	72,872,955
情報化関連経費(円)	8,060,170	7,912,779	7,619,640
その他の管理経費等(円)	2,847,220	2,252,740	3,559,035
合 計(円)	84,371,578	83,593,627	84,051,630

#### ( 図書、図書館の整備 )

##### 蔵書数について

2005年度末の蔵書冊数は、図書173,354冊、学術雑誌2,162種及び視聴覚資料1,454点(大学基礎データ表41)である。このうち、約122,400冊が開架図書として利用者が自由にアクセスできる状態にあり、本館に114,400冊、天満橋分室に8,000冊を配置している。残りの約5万冊は複本や資料的価値が低下

した資料であり、牧野分室に配置し、利用者からのリクエストに応じて利用に供している。当館においては蔵書の95%が専門図書である。

なお、本館には、歯学分野を中心とした稀覯書約100冊を配置しており、特色ある貴重なコレクションを形成している。これらの中には、国内で本学のみが所蔵するものも含まれており、貴重図書室に配置して閲覧に供している。

2005年度の受入れは、図書4,070冊、学術雑誌1,078種及び視聴覚資料103点(大学基礎データ表42)であり、本学の特性及び重点的な収集対象である主題分野の関連から新刊書を主体とした収集を実施している。

#### 収集方針と収集・選択システムについて

図書資料収集は、「本学の基本的活動である教育、研究及び診療に資することを通じて、広く歯科学・歯科医療の発展に寄与すること」に沿って行われている。具体的には、本学の学生並びに教育、研究及び診療に従事する者の諸活動に必要な資料の収集、良識ある人間形成に役立つ教養図書、特に学生にとっての必読教養図書の収集、歯科大学であるという本学の特性に応じた体系的・重点的収集の3項目であり、この方針に基づいて収集・整備を進めている。図書・視聴覚資料の収集・選択は、図書館資料選択委員会において行っており、見計らいの新刊書や利用者から推薦・希望のあった資料を対象に、委員による3段階評価とコメントを基に購入の可否を決定するという選択方法を実施している。利用者からの推薦・希望は常時受け付けているが、特に学生からは、年2回学生図書委員会を開催して定期的な募集も行っている。

上記とは別に予算枠を設けて、各学科目担当の教員によって選定された「学生参考図書」を収集・整備しており、2006年度は、図書1,956冊、視聴覚資料27点が選定されている。これらの学生参考図書は、アクセスの利便性を考慮してコーナーを作って集中配置するとともに、履修指導書である「学修の手引き(シラバス)」と学生用ホームページのマルチメディアシラバスの中に学年ごとにリストを掲載して利用の拡大を図っている。

電子ジャーナルを含む学術雑誌については、年1回各講座から購入希望雑誌を募集し、学外への複写申込み件数、他館の所蔵状況、購入価格を勘案して図書館運営委員会で購入の可否を決定している。

#### 本館・分室の機能と資料配置について

本館は、中央図書館、学習・教育図書館、研究・医療図書館及び情報センターの3つの機能を担っており、各機能に則した資料の配置を実施している。まず、中央図書館として、分類別図書所蔵総数及び利用統計等に基づいた体系的な収集計画を立案するとともに、本学に最適な蔵書構成の維持・管理に努めている。また、年1回蔵書点検を実施し、所蔵資料の把握を行うと同時に、資料の除籍・廃棄、保存書庫への移管及び関連資料の補充を行い、利用者にとって必要な資料が常に利用しやすい状態で配置されているよう整備を進めてい

る。

次に、学習・教育図書館として、本学の教育上の目的である「6年一貫教育による人間性豊かな歯科医師の養成」を支援するため、歯学及び関連する医学・生物学分野の専門資料はもとより、カリキュラムに則して数学・物理学・化学等の自然科学、人文・社会科学・語学等の分野の教育・学習用資料を収集している。教科書及び学生参考図書も完備しており、事典・辞書等の参考図書についても、歯学分野は網羅的に、他の主題分野については基本的な資料の最新版を収集している。また、広範な教養を身につけた良識ある人格の形成を促す意味で、文学、芸術、スポーツを始めとして全主題分野にわたる教養図書の収集・整備を実施しているほか、学生の要望を反映した音楽や映画などの一般雑誌の収集をも実施している。

研究・医療図書館及び情報センター的機能を果たすため、研究・医療活動の核となる電子ジャーナルを含む学術雑誌及び二次情報データベースについては、本学の特性に応じて歯学分野は網羅的収集を目標とし、関連する医学・生物学分野は研究主題にそって収集している。特に、学術雑誌については、電子ジャーナルを優先して収集することを方針として、タイトル別利用統計を基に利用実態の的確な把握に努めるとともに、定期的にタイトルの見直しを実施して適正な収集・整備に努力している。なお、電子ジャーナルについては、1999年に ScienceDirect-21 を他の歯科大学図書館に先駆けて導入して以来、毎年提供タイトル数を増やしており、2006年度は、和洋計 1,595 タイトルを購入・提供している。また、バックファイルについても、本年4月から歯学電子ジャーナル 14 タイトルの創刊号からの提供を開始しており、今年度中に自然科学分野を中心に約 900 タイトルを提供する予定である。また、二次情報データベースについては、1997年度から MEDLINE と医学中央雑誌を図書館内にサーバを設置して学内 LAN により提供してきたが、その後両データベースとも Web でのサービスが開始されたため、費用対効果の観点から、現在では、MEDLINE については PubMed を、医学中央雑誌については医中誌 Web を提供している。また 2000年度からは、EBM ( Evidence-Based Medicine ) の情報基盤となる臨床試験報告文献のデータベースである Cochrane Library を提供している。

天満橋分室は、臨床実習中の学生や臨床研修歯科医師等の研修生を対象とした学習・教育図書館及び医療図書館として、歯学臨床分野を中心に、その機能を果たすために必要な図書、視聴覚資料及び歯学和雑誌を本館と重複して配置している。資源の共有と予算の効率的執行の観点からみれば重複配置はできるだけ抑制すべきであるが、収集対象が教育・学習用図書であるため、予算措置を講じて購入するとともに、教員の寄贈依頼を積極的に進めることにより整備に努めている。また、分室においても年1回蔵書点検を実施し、利用状況に基づいた資料の適切な配置に努めている。

・規模、機器、備品の整備の現状

本館は収容力約 25 万冊、天満橋分室は収容力約 1.4 万冊の規模であり、それぞれに閲覧室やブラウジングコーナーのほか、利用者が自由に利用できるインターネット対応スペースを設けている（表 -8-3）。牧野分室は床面積約 506 m<sup>2</sup>の保存書庫である。

表 -8-3 本館・天満橋分室 施設一覧表

本館（楠葉学舎 4 号館 2～4 階）

階	主 要 施 設	床面積(m <sup>2</sup> )	閲覧席数
2	エントランスホール、ブラウジングコーナー、メインカウンター、検索コーナー、情報検索室、新着雑誌・参考図書・二次資料コーナー、閲覧室、AV室、研修室 3 室ほか	632.4	67
3	歯学雑誌・医学和雑誌コーナー、歯学図書・一般図書コーナー、学生参考図書コーナー、閲覧室 2 室、グループ学習室 2 室、貴重図書室、LRC (オープン端末・AVブース)、研修室、館長室、事務室ほか	1,385.6	119
4	医学洋雑誌コーナー、集密書架(洋雑誌・和雑誌・図書)、閲覧室、研究個室 3 室ほか	739.0	45
計		2,748.0	231

天満橋分室（天満橋学舎・附属病院 西館 M4 階）

階	主 要 施 設	床面積(m <sup>2</sup> )	閲覧席数
M4	ブラウジングコーナー、AVコーナー、検索コーナー、閲覧室、新着雑誌コーナー、図書・雑誌コーナー、カウンター、事務室	357.1	64

本館・天満橋分室とも入退館システムを導入し、利用者の入館管理を自動化するとともに、資料の無断帯出を防止している。入館及び資料の貸出に使用する図書館利用証については、学生証・教職員証との統合・共通化を実現して、利用者の便宜と事務処理の合理化を図っている。また、学生用のオープン端末は、Web や電子メールが利用できるほか、レポート作成用としてワープロソフトや表計算ソフトをインストールするとともに、プリンターを設置して学習環境の充実に努めている（表 -8-4）。

表 -8-4 利用者用機器一覧表

機 器	本 館	天満橋分室
利用者用端末(検索・学生用オープン)	19 台	6 台
利用者用プリンター(検索・学生用オープン)	9 台	5 台
AV 機器	6 式	2 式
複写機	3 台	1 台

・学生閲覧室の座席数、開館時間、図書館ネットワークの整備等の現状  
閲覧席数について

本館では、資料の配置に合わせて新着雑誌・参考図書閲覧室（2階）、図書閲覧室（3階）、雑誌閲覧室（3階、4階）の4室に閲覧席を設置している。そのほかに、学生のグループ学習や大学院生の論文作成等の利用に備えて、研修室4室20席、グループ学習室2室24席、及び研究個室3室3席を設けている。さらに、情報化対応の自学自習用施設であるLRC（Learning Resources Center）にはビデオ視聴用のAVブース8席とオープン端末用の8席を、新聞・一般雑誌利用のためのブラウジングコーナーには17席を設けている。また、現在、音声・画像データの利用スペースとしてAV室8席の整備を進めており、今年度中の完成を予定している。なお、2階の研修室3室については、学生図書委員会からの要望を受け、電子ジャーナルの導入により不要になった新着雑誌コーナーを転用して増設したものであり、AV室についても、同委員会からの要望により、AV資料室を転用して授業収録データや語学会話データ等の利用施設として計画したものである。

天満橋分室では、図書・雑誌閲覧席のほか、AVブース4席、オープン端末用の4席、ブラウジングコーナー8席を設置している（大学基礎データ 表42）。

開館日数・開館時間について

2005年度の開館日数は、平日236日、土曜36日、日曜18日の計290日であった。2000年11月から、本館・分室とも平日は午前8時45分から午後8時まで開館し、本館のみ土曜開館（午前10時～午後5時）を実施して利用者の便宜を図ってきた。また、2002年度からは、学生からの強い要望により、後学期試験期の約1ヵ月間だけ日曜日（午前10時～午後5時）も開館してきたが、2005年度からは日曜開館を11月からに繰り上げ、さらに今年度からは、日曜開館を1ヵ月繰り上げて10月に開始するとともに、平日の開館時間も9時まで延長してサービスの強化・向上を図っている。

利用状況について

過去3年間の図書館の年間利用状況をまとめると表 -8-5 のようになる。

表 -8-5 過去3年間の図書館の年間利用状況一覧表

	2003年度	2004年度	2005年度
開館日数	284	275	290
入館者数	108,428	114,912	129,331
在籍学生館外貸出冊数	6,645	8,669	8,553
専任教職員貸出冊数	9,468	8,120	8,159
複写枚数	212,579	221,519	266,910



[注] 休館日 日曜日、国民の祝日、休日 創立記念日、大学昇格記念日  
年末年始(12月29日～1月4日) 月末閉館日

入館者数や複写枚数は、1997年に新図書館を開館して以来、毎年増加している。学生の貸出冊数については、学生図書委員会からの要望をうけ、2000年から制限冊数を従来の3冊から5冊に増やした。また、2004年からは、6年生に対し歯科医師国家試験の受験準備用として7冊貸出しを実施した。その結果、大幅に増加している。なお、2002年度から実施された新カリキュラムでは、問題解決型学習が重視されているため、最近では低学年のうちから図書館を利用する学生が増えている。教職員の貸出冊数は低下してきているが、雑誌が主たる利用対象である教職員にとっては、ホームページからの二次情報データベースや電子ジャーナルの提供により、研究室に居ながらにして必要な情報が得られるようになったため、貸出の必要性が減少したと考えられる。電子ジャーナルの利用については、これまでから年々利用が増加してきたが、リモートアクセスの開始や、今年度から開始したバックファイルの導入及び医中誌 Web から和雑誌電子ジャーナルへのリンクにより、全文のダウンロード件数が大幅に増加しており、今後はこれらのサービスの更なる拡充・整備に努めたいと考えている。

#### レファレンスサービスについて

利用指導、事項調査及び文献所在調査については従来どおり実施しているが、レファレンスサービスの中心的業務であった情報検索は、データベースの Web 化により利用者自身が研究室から直接検索するという方式が一般的になっているため、サービスの内容もデータベースに関する情報提供や検索技術の支援にウエイトをおいたものになっている。一方、電子ジャーナルの導入に伴い、利用登録の更新、提供タイトル・リストの整備、不正使用の防止、及び電子ジャーナルに関する情報提供等の新たなサービスの提供が必要になってきているため、知識・技術に優れた職員を配置するとともに、各種の質問を受け付ける専用の E-mail を開設してサービスの拡充に努めている。

#### 利用者教育について

学部新生及び大学院生を対象に、講義の一つとして年度始めに図書館の利用、蔵書検索、情報検索及び電子ジャーナルの利用についての講習会を開いている(表 -8-6)。また、教職員向けには、利用者からの要望に応じて随時説明会を開催している。

表 -8-6 2005 年度 利用者教育実施状況

対象者		実施日数	実施回数	参加者数	実施内容
学生	新入生	1	1	128	図書館オリエンテーション: 利用案内の解説、館内見学、蔵書検索システムの解説・検索実習
	大学院生	1	1	17	図書館オリエンテーション(大学院講義): 二次資料の解説、MEDLINE・医中誌 Web の解説・検索実習、電子ジャーナル利用の解説・利用実習
	大学院生 ・教職員	1	1	21	抄録引用文献データベース Scopus 利用説明会: 使い方説明・実習

### 広報活動について

マルチメディア広報として図書館のホームページを開設しており、お知らせ(休館日・開館時間の変更、会議日程、新着図書案内、雑誌情報ほか)、利用案内、蔵書検索(OPAC)、データベース検索、電子ジャーナル、学外の情報サービス(リンク集)等の情報を発信している。ホームページは図書館の広報活動として最も有効な手段であるので、学外向けをも含めて、その充実・向上に努めていきたいと考えている。また、配布資料として「図書館利用案内」、「新着図書案内」を継続して発行している。これらはホームページの利用案内や新着図書案内と同じ内容のものであるが、携帯や通覧の便宜を考慮して冊子体でも作成し、「図書館利用案内」は新入生に図書館オリエンテーションで、月刊の「新着図書案内」は図書資料選択委員会で配布している。

図書館の地域への開放については全国の大学に所属する教職員・学生、本学卒業生、日本歯科医師会会員、研究機関・病院に所属する研究者・勤務医等を対象に研究・調査の場を提供しており、1日1名程度の来館者がある。また、枚方市立図書館と枚方市内にキャンパスのある本学を含む6大学との間で協定書を取り交わし、2001年から、一般市民を対象とした資料の貸借・複写等の相互利用を開始している。なお、近畿地区唯一の歯学図書館としての特性から、枚方市以外の公共図書館からも歯学文献の複写申込があり、料金後払い制で便宜を図っている。

### (学術情報へのアクセス)

#### ・図書館システムについて

図書館システムを導入して、資料の発注から提供に至る業務をトータルに電算化している。また、図書の発注から整理及び予算の執行を本館で一括処理して業務の集約化・合理化・迅速化を図るとともに、サービスの改善・向上を果たしている。整理業務については、国立情報学研究所の全国的な共同分担目録事業に参加して、本学の蔵書目録データベースを形成し、蔵書検索システム

(OPAC)を学内LANにより提供している。また、カレントな外国雑誌の自動チェックインを実施して雑誌受付業務の合理化を図っている。図書館システムの導入により、各種統計処理の自動化が実現し、それらの統計資料を基にサービス・業務等にわたる活動実態を点検すると同時に、改善・向上に向けての計画立案を行っている。一方、利用者サービスにおいては、全学同質サービスの提供を目標にシステムのカスタマイズを行った結果、資料の貸出・返却は本館・天満橋分室のどちらでも可能になったほか、貸出予約も、全所蔵資料についてどちらの図書館からでも掛けられるようになり、他大学よりも一歩進んだサービスを提供している。

#### ・各種の情報提供サービスについて

現在、図書館では学内向けホームページを通じて 蔵書検索サービス及び一次情報(原文情報)提供サービス、二次情報データベース検索サービスを行っている。これらのサービスについては図書館内や学内研究室などの学内LAN上の端末からであれば24時間の検索が可能であるほか、リモートアクセス等により自宅からも利用できる。

##### 蔵書検索サービス

本館・天満橋分室所蔵の図書・雑誌・視聴覚資料約12万2千冊及び講座・教室の資料からなる全学的な蔵書目録データベースを提供している。相互貸借申込と購入希望図書申込については、大学院生と教職員を対象としたサービスであるが、相互貸借申込は、申込者自身が申込み後の状況について確認できるため多くの利用者に利用されている。

##### 一次情報(原文情報)提供サービス

本学における一次情報(原文情報)提供サービスの中心は、電子ジャーナルである。現在、パッケージ契約により提供している電子ジャーナルは、外国雑誌ではBlackwell Synergy、ScienceDirect、WileyInterScience、国内雑誌では、CiNii、メディカルオンラインの計5種であり、このほかにタイトルごとに契約して提供している電子ジャーナルがある。現在まで歯学電子ジャーナルを中心に積極的に収集・整備を進めてきた結果、全文データのダウンロード件数が毎年大幅に増加している(表-8-7)。そこで、今後もタイトル別利用統計を基に利用動向の的確な把握に努めるとともに、費用対効果に留意しながら引続き提供タイトル数の拡充を図りたいと考えている。また、有料・無料にかかわらず利用可能な電子ジャーナルをスピーディに最大限に活用できるよう、電子ジャーナルのマネジメント・ソフトであるリンクリゾルバとA-Zリスト(アルファベット順タイトル一覧)の導入に向けて、現在トライアルを実施しているところである。

表 -8-7 過去3年間の電子ジャーナルの全文ダウンロード件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
2003年度	253	344	324	399	318	248	608	220	224	388	420	355	4,081
2004年度	559	325	428	394	710	597	413	713	394	652	708	582	6,475
2005年度	716	718	745	551	735	550	698	812	533	750	692	717	8,217

#### 二次情報データベース検索サービス

MEDLINE は PubMed を提供するようになった結果、正確なアクセス件数を知ることが不可能になったが、医中誌 Web については、表 -8-8 に見るように毎年アクセス件数が増加している。医中誌 Web は、臨床実習が始まる前の4年生を対象とした講義「社会歯科学」の中で解説と検索実習を、また6年生の臨床実習終了時には「歯科麻酔学の論文を検索する」というテーマで文献検索法の講義と演習を行っており、臨床の現場において診断・治療上の問題を解決する際の最初のステップとなる文献的根拠をどう検索し獲得するのかという歯科医師に不可欠な実践的な技能の習得に大きな役割を果たしている。そのため、近年では教員・大学院生だけでなく学生の利用も増加してきている。

表 -8-8 過去3年間の「医中誌 Web」アクセス件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
2003年度	559	453	511	582	508	388	565	450	368	445	337	432	5,598
2004年度	633	591	656	523	466	419	500	601	372	330	446	476	6,013
2005年度	419	715	659	495	511	450	625	532	470	422	494	484	6,276

オンライン情報検索サービスについては、現在では、国立情報学研究所のNACSIS-IR と日本経済新聞社の日経テレコンについてのみ代行検索により実施している。

#### ・他大学との連携、協力の状況について

各種図書館団体への参加状況では、現在、日本医学図書館協会及び近畿地区医学図書館協議会、私立大学図書館協会及び阪神地区協議会並びに日本図書館協会に加盟し、他館との連携の強化に努めている。また、加盟団体における各種の研修会・講習会に参加して、館員の資質の向上を図るとともに、相互協力ネットワークに参加し、人的及び情報・資料資源を共有しながら、加盟館相互の図書館活動の向上・拡大を図っている。更に、日本医学図書館協会コンソーシアム及び私立大学図書館協会を母体とした公私立大学図書館コンソーシアムに参加しての電子ジャーナル・パッケージの廉価な購入に努めている。なお、2005年度は、図書課長が日本医学図書館協会の企画・調査委員として「第76

次（2004年度）加盟館統計」「要覧2005」の編集・出版を担当したほか、図書課主任が同じく日本医学図書館協会が主催する第12回医学図書館員基礎研修会で実行委員を務めた。

他大学図書館等との相互協力では、日本医学図書館協会・私立大学図書館協会阪神地区協議会に加盟する図書館を中心に「資源共有」の精神で相互協力活動を実施し、医学医療情報の提供・入手を行っている。なお、近年は、NLM（National Library of Medicine）やBL（British Library）などの欧米の図書館だけでなく、国際的な相互協力の進展を背景に、韓国、中国の医学図書館との間でも文献の相互貸借等の協力を実施している。相互貸借のほとんどが文献複写であり、常に受付件数が依頼件数を大幅に上回っているが、これは近畿地区唯一の歯学図書館である当館の所蔵資料の特性によるものと思われる。また、受付件数の約半数が病院・研究所・製薬会社等の大学以外の専門機関からの依頼であり、当館の社会的貢献の一つと位置付けてサービスに努めている。なお、少数ではあるが、同窓からの依頼にも応じている。そのほか、日本医学図書館協会が行っている事業のひとつである重複雑誌の交換及び高額外国雑誌の分担収集・保存並びに阪神地区協議会に加盟する大学間で実施している新聞・週刊誌の分担保存にも参加して他大学との協力関係の強化に努めている。

表 -8-9 過去3年間の相互貸借件数

		2003年度		2004年度		2005年度	
		受付	依頼	受付	依頼	受付	依頼
現物貸借	国内	0	13	10	8	10	9
	国外	0	0	0	0	0	0
文献複写	国内	11,298	1,086	10,004	1,264	14,121	833
	国外	0	15	0	6	2	6
合計		11,298	1,114	10,014	1,278	14,133	848

国立情報学研究所事業については、国立情報学研究所の全国的な共同分担目録事業に参加し、整理業務の合理化・迅速化を進めるとともに、データ数の少ない歯学分野の図書について率先して書誌・所蔵登録を行っているほか、雑誌についても年1回所蔵データを更新して目録所在情報データベースの拡充に貢献している。

### 3) 点検・評価 (組織・運営)

図書館は、本学の理念・目的に沿って教育・研究・医療活動及びキャンパスの現状に即して組織されている。館員については、人数的にも館員の全員が正

職員であることも評価できるが、一般事務職員から図書館に異動してきた職員が4名おり、日常業務の中で図書館学の基礎的な知識の習得に努めながら、学外研修会を受講して研修に励んでいるが、限界があり、担当業務が制限されること、館員の平均年齢が49歳であり、20歳代が一人もいないこと、電子ジャーナル等の電子的情報資料の増加に伴い、業務の高度化と業務量の増大が進んでいること等から、今後とも利用者が求めるサービスを的確に提供していくためには、館員全体の資質の向上と若返りが必要である。

委員会は、本学における改革の実状及び図書館サービスの進展に対応しながら、運営に関わる問題や種々の議題について慎重かつ活発に審議・決定している。また、図書館が発信する各種の学術情報の広報の場としても機能している。特に、学生図書委員会は、毎年、サービスや施設利用の向上に向けて多くの要望が寄せられており、非常に活発に機能している。

電子ジャーナルを含む外国雑誌価格の高騰が予算を圧迫している。購入費を抑えるため、できる限りの工夫をしてきたが、図書館単独の対応はすでに限界にきている。予算の増額が望めない現状では、冊子体雑誌はもちろん電子ジャーナルのタイトル数を維持することも困難になりつつあり、このままでは、研究環境の悪化を招きかねないため、最優先の課題として全学的な理解と協力が望まれる。

#### （図書、図書館の整備）

図書館資料の整備については、収集・選択のシステムを構築し、歯科大学という本学の特性に重点を置いた収集方針に基づいて計画的に整備を進めており、教育・研究・医療活動に必要な資料の整備も適切に行っているほか、専門図書だけでなく、教養図書の収集についても十分に配慮を払っている。中でも、学生用図書については、別に予算枠を設けて収集・整備するだけでなく、毎年入替えを実施して、常に最新の版が利用できるよう配慮している。近年の外国雑誌価格の高騰に伴い、医歯系大学の多くが雑誌費増額のため図書費の削減を余儀なくされている中であって、本学図書館では、学生に十分な学習環境を提供することこそが図書館の最も重要な使命であるとの認識のもとに学習用図書の収集・提供を最優先して、より高い教育効果を上げられるよう努めている。従って、収集・選択システムは、学生を始め大学の構成員全員の要望を反映できるよう構築されている。

将来、図書館資料の中核を形成すると思われる電子的情報資料のうち、電子ジャーナルについては、すでに「学術雑誌は電子ジャーナルを優先して収集する」との方針の下に収集を実施しており、他大学に先駆けて歯学電子ジャーナル・バックファイルの収集を開始している。電子ジャーナルは、ネットワークを利用することにより、研究室や自宅からのアクセスが可能になる、冊子

体よりもデータ更新が早い、デジタル化により製本にかかる費用と手間及び保管スペースが不要になるなどのメリットがある。そのため、本学のようにキャンパスが複数に分かれており、それぞれのキャンパスに研究者がいて、しかも研究分野が常に最新の情報が必要な歯学・医学という大学にとっては、研究環境の強化・向上を図るためには不可欠のメディアであると考えて、収集・整備に努めてきた。今後は、電子ブック等についても収集・整理・提供のための基本方針を策定すると同時に、利用者のニーズを基に、経費及び本学図書館の役割を踏まえて慎重に検討しなければならない。

図書館施設等は、従来からのサービスの拡充・向上に加えて、新たなサービスの提供を実現するために必要なスペースと設備を備えており、利用者にとって快適な環境を保持するよう整備が行われている。機器・備品についても利用者の自主的な学習活動を積極的に推進する上で、有効な対応が実施されている。利用者、特に学生の利用環境については、閲覧席数の確保（学生数の 25.2%）を始め十分な整備がされているが、さらに学習環境の改善・向上の視点から図書館全体を見直して無線 LAN の敷設等の整備・充実を図る必要がある。殊に情報関連機器については、利用実態を考慮しながら必要に応じて増設及び機器の性能の向上に伴う入換え等を適宜実施していく計画である。

本館は午後 9 時まで、天満橋分室は午後 8 時まで開館時間を延長している。また、学生からの要望に応じて、平日、午前 8 時 45 分からの繰り上げ開館、本館の土曜・日曜開館（午前 10 時～午後 5 時）、貸出冊数の増加を実現するなど、利用者、特に学生に対する学習環境の積極的な改善・改革が実施されている。当館においては、学生図書委員会等で学生の総意として提案されたサービス改善の要望については真摯に受け止め、館内で検討し、図書館運営委員会に諮り、予算措置が必要な場合は大学当局の決済を仰ぎ、極力その実現を図るよう努力している。これは、先述のように、学生への学習支援こそが本学図書館の第一の使命との認識に基づくものであり、今後もその姿勢を貫いていきたいと考えている。さらに、図書館ホームページを開設して蔵書目録及び各種の学術情報を提供するとともに広報活動を行うなど、学内 LAN を有効に活用したサービスが提供されている。その結果、ほとんどの図書館サービスにおいて毎年利用件数が増加している。

利用者教育についても情報リテラシー教育の一環としてカリキュラムの中に組み込み実施されており、ここでも学生への配慮が適切・有効に行われている。今後は、電子ジャーナルの提供等ネットワークを活用した図書館サービスを推進して、電子図書館的機能の充実・強化を図るとともに、EBM の普及に向けて臨床研修歯科医師等の研修医を対象として検索教育等を実施する必要がある。

市民の生涯学習への意識が高まるとともに、大学施設の公開が求められている。本学図書館においては、蔵書の大分部が医歯学分野の専門資料であること

から、誤用・悪用を避けるため、これまでから調査・研究を目的とする大学・研究所・病院の構成員、日本歯科医師会会員及び同窓生に対して、入館による利用を認めてきた。また、一般市民への公開についても地域の公共図書館との間で協定書を取り交わして相互利用（貸借・複写）を実施している。ただ、最近では、本学附属専門学校の卒業生や看護師などの医療従事者からも利用についての問い合わせが寄せられるようになっており、何らかの対策が必要となっている。そこで、当面は、公開に伴う諸業務の根拠となる規程、又は取扱要綱等を整備することにより、社会の生涯学習の高まりに対応した本学図書館の姿勢を明確にすると同時に、改めて公共図書館や市民に対して現状のサービスについてもアピールする必要がある。

#### （学術情報へのアクセス）

図書館システムを導入するとともに学内ホームページから各種の学術情報を提供することにより、図書館の業務とサービスの改善・向上を図っている。特に一次情報（原文情報）提供サービスと二次情報データベース検索サービスについては、年々利用件数が増加しており、利用者から研究に不可欠なサービスとして高い評価を得ている。ただ、外国雑誌価格の高騰により、現状のサービスを維持・継続していくためには、多額の経費を必要とするため、費用対効果と必要性とを十分に勘案した上で、より安価な提供を模索するなど、総合的な検討が必要である。また、図書館ホームページでは、図書館が提供する学術情報だけでなく、教育や研究に有益と思われる各種のサイトへのリンクについても多数提供しているが、近年は提供する情報量が増加の一途をたどっているため、この状況に対応できるようホームページの構成そのものを見直す必要がある。なお、学外向けホームページについては教育情報センターの管轄であるが、こちらについても大幅な改訂が計画されているため、それに合わせて図書館の学外向けホームページについても検討を行う予定である。

他大学等との協力についても活発に実施されている。日本医学図書館協会に加盟しているメリットを生かして本学図書館の資料の充実に努めると同時に、外国雑誌の急激な値上がりにより、以前にも増して相互協力の重要性が叫ばれている現在、他館に対してもできる限りの協力を行っている。また、今後とも加盟団体の委員等の役割と果たすことにより、相互協力を積極的に推進していくとともに、他大学等との個人対個人ネットワークを形成し、他の医歯学図書館の動向や、運営上の有益な情報等の収集に努め、本学図書館のサービスの向上を図る。

#### 4) 課題と改善・改革の方策

##### ・図書館組織



インターネットが図書館の業務とサービスに与える影響は飛躍的に増加・拡大しており、学術情報のデジタル化により、情報の公開・共有化の動きも急速に進んでいる。そうした中で、図書館は、従来からの「蓄える図書館」としての機能に加えて「発信する図書館」としての機能をも要求されつつあり、変わりゆく利用者のニーズを鋭敏に感じ取りながら、将来にわたって利用者の求める学術情報を迅速・的確に提供し続けられるよう図書館の運営を進めていかなければならない。

本学図書館における最重要課題は、館員である。電子図書館的機能の強化・向上には、従来から図書館員に必要とされてきた図書館学の知識・技術、語学力、医歯学に関する基礎的知識及びコミュニケーション能力のほかに、情報処理技術などの専門的知識・技術を有し、継続して自己研修を重ねることのできる意欲と資質を併せ持った館員の育成が不可欠である。

- ・ 図書、学術雑誌、視聴覚資料等の体系的整備と量的整備

図書館の情報発信機能の拡充・強化に向けて、図書館が発進すべき学術情報の具体的な内容の検討を行う必要がある。また、本館・分室の機能と収集方針に検討を加え、それぞれの機能に特化した資料の体系的整備を行い、それぞれの特色を明確にするとともに、さらなる連携の強化を実施する。

電子的情報資料のうち、電子ブックについては、新規開発・普及等についての世界的な動向を視野に入れて収集・提供に関する基本方針を策定し、予算を考慮しながらその導入に努める。また、購入経費の増大という大問題を抱える電子ジャーナルを含む外国雑誌については、研究環境の維持を目標に、契約先を出版社からアグリゲータに切替える、補助金を有効に活用するなどして経費を抑える一方、全学的な協力の下に国立大学における外国雑誌経費の共通経費化等を参考に対策を立てていきたい。

- ・ 規模、機器、備品の整備

電子ジャーナルの導入に伴って不用になった書庫スペースを学生用の研修室に転用するなど、臨機応変にスペースの有効活用を図っているが、今後も計画的に施設の充実に努めたい。情報関連機器については、さらに充実・整備を図る必要があると思われるが、今後とも本学教育情報センターやコンピュータ実習室及び情報処理講義担当教員等、学内の関連施設・関連部署との連携を図りながら改善・改革に努める。また、図書館を学内の他部署が作成・提供する各種の学術情報の利用施設として位置付け、そのための情報関連機器及び施設の整備を図りたい。

- ・ 学生閲覧室の座席数、開館時間、図書館ネットワークの整備等

開館日数・時間については、年を追って延長・改善されている。また、図書館サービスについても利用者からの要望はほぼ実現できており、利用状況も毎年向上しているものの、今後の課題は、閉館後も希望者が利用できるよう無人開館を実施することである。ただ、無人開館を実施するためには、自動貸出返却装置等の導入が必要となるが、それ以上に、館員不在時のセキュリティの確保と利用マナーの向上が課題となる。また、本学においては、学生からの開館日・時間に関する要望についてはすでに充足しており、教職員に対しては、研究に必要な電子ジャーナルをバックファイルもろとも提供することでかなりの充足度を得ていると思われるため、費用対効果とすでに無人開館を実施している他大学図書館の実情を詳細に調査・把握し、検討していきたい。

本館図書館を利用できる学外者の拡大に向けて、まず医療従事者の来館利用を検討課題としたい。また、近年、多くの公共図書館で、医学・医療情報提供サービスが開始されているが、専門的な主題分野でのサービスであるため、基本図書の収集、レファレンス及び相互貸借などについて医学図書館にアドバイスを求める例が多数報告されている。そこで、これらのことに関し、枚方市立図書館だけでなく近隣の公共図書館から問合せや実施研修の申し出等があった場合は、積極的に支援していきたいと考えている。また、一般市民への公開については、取扱要綱等を作成・整備する過程で、医学系図書館としての特殊性を考慮しながら、利用時間、利用可能なサービスの種類、及び利用できる設備等について具体的な検討を行い、公開に向けた一歩としたい。

#### （学術情報へのアクセス）

学術情報の処理・提供については適切に対応している。利用者が求める図書館は、印刷資料を中心とした図書館資料の閲覧・貸出、複写等の伝統的なサービスにとどまらず、必要な学術情報全般を24時間どこからでも利用できる図書館であろうと思われる。こうした図書館を実現するためには、インターネットを最大限活用するとともに、電子的情報資料を中心とする学術情報を円滑に提供する体制の整備が必要である。また、今後は、関連部署との連携・協力のもとに、特に学生に向けて、利用情報・OPAC・予約依頼等を学生にとって最も身近な情報機器である携帯電話に発信するなどの新規サービスの実施についても検討する。さらに、昨年度から国立情報学研究所が研究成果や教材などの電子的蓄積、保存、発信システムとしての「機関リポジトリ」の構築に補助金を交付して支援を始めている。大学が学内で生産された研究成果等を積極的に発信することは、教育研究機関としての知名度の向上を図るだけでなく、社会への説明責任を果たし産学連携を促進する上で重要であり、本学においても、関連部署と協力して構築に向けての検討を開始する。

他大学等との協力についても適切に対応している。今後は、日本医学図書館

協会を基盤とした医歯系大学図書館との連携・協力はもとより、本学が加盟している「大学コンソーシアム大阪」等の主題分野の異なる大学図書館との連携を強化・促進することにより、情報通信技術を利用した更なる情報交換、相互利用、電子的情報資料の共同購入・分担保存などを進めるなど、他大学・関連機関との連携を強化して図書館活動を通して歯科学・歯科医療の発展に貢献する。

## 9 社会貢献

### (社会への貢献)

#### 1) 目 標

本学の建学の精神である社会に貢献できる歯科医師の育成を通じて社会に貢献するとともに、口腔及び全身の健康に係る教育研究上の成果を、公開講座等を通じて直接社会に還元する。

#### 2) 現 状

大阪歯科大学の創立以来、初期は学校として体制確立に多くの先輩が懸命の努力をし、途中、社会の変遷に連れて幾多の困難にもかかわらず、一途に歯科医師の養成が続けられてきた。異なる時代に巣立った卒業生が、その時代、そしてそれぞれの地域において自ら選んだ道に使命感を持ち、社会的貢献を行ってきた。卒業生の主な状況をみると、地域医療に貢献する一方で、日本歯科医師会の会長や常務理事、理事、同医師会の審議機関である代議員会に多くの者が参加し、会務運営全般に対して発言力を長期にわたり維持するなど、歯科医師会活動を中心に活躍している。行政機関においても、行政機関所長、社会保険医療専門医、指導医療官、専任審査員等として活動するほか、各府県の審議委員会、すなわち医療審議会、薬事審議会などの委員長や委員として活躍している。もちろん、それらのかなりの部分は卒業生自身のたゆまぬ努力と研鑽の賜物であることは間違いない。しかし同時に、在学時に本学の建学の精神に基づく教育方針によって導かれた成果であることも確かな事実と言える。

一方、本学の教育研究上の成果を直接社会に還元する活動として、歯学・歯科医療に係る公開講座の実施、本学の所在地である枚方市が生涯学習事業として実施する枚方市民講座への協力のほか、国・地方公共団体の審議機関への委員としての派遣を行っている。また、歯科衛生士専門学校や歯科技工士専門学校等医療関係教育機関からの求めに応じた講師の派遣にも積極的に協力している。

#### 3) 点検・評価

1997年4月に楠葉学舎が完成して以来、大学文化祭は楠葉祭と名称を変更して学生主体で開催されているが、この中で、学生の要請を受けて、本学臨床系講座の教員から構成されている総合医局会のメンバーが中心となり無料歯科検診を実施している。2日間にわたる楠葉祭の期間中、診療用歯科チェアが完備されている第9実習室において、総合医局会から延べ6名の教員がボランティアとして参加し、臨床実習を行っている6年生及び本学歯科衛生士専門学校の学生とともに、主に地域住民の歯科検診及び口腔全体の検診を行っている。

さらにその結果に基づき、予防や治療のアドバイス及び相談までも行ってい

るので、非常に好評を博している。毎年の受診者は約 100 名で、地域住民と大学を結ぶ架け橋的な役割を果たしていると考えられ、今後も継続して行っていく予定である。

2005 年から、天満橋学舎附属病院に隣接している国家公務員教職員共済組合会大手前病院の入院患者に対する口腔内ケアを週 1 回、希望者に対して行っている。

社会福祉施設での介助や行事への参加など具体的な体験を通して、高齢者や障害者（児）の方々への理解を深め、地域のニーズに対応する洞察力や幅広い視野と感性豊かな人間性を養い、早期に歯科医師としての自覚と関心を高め、その後の自己学習の動機づけを促すことを目的に社会福祉施設体験実習を実施している。

社会福祉施設のスタッフと協同して、社会的不利（handicap）を持つ人々とコミュニケーションを取り、助ける努力をすることで社会的問題への関心を高め、人権を考える機会を得るとともに将来歯科医師になった時に地域社会の一構成員として社会づくりへ参加する意義を持たせている。そして、様々な人々とのふれあいから多様な価値観や生き方、他人との共生の意義を考え、すべての人々が共に明るく生活するためにはどうあるべきか、また、社会福祉施設のような医療近接領域分野において歯科医師に求められる役割について考察させている。学習が経過していく中で、どのような想いが起こるか、感情の変化が起こるのかに注目し、自己学習の問題発見解決型教育の構築を期待している。

2000 年度から始まったこの学習は、大阪市社会福祉協議会加盟の社会福祉施設 66 施設に協力をいただいている。

沖縄県における歯科巡回診療を 2 年毎に行っている。すなわち、2001 年度には口腔外科学講座の教員 3 名、歯科衛生士 1 名、歯科技工士 1 名が、2003 年度には高齢者歯科学講座の教員 3 名、歯科衛生士 1 名、歯科技工士 1 名が、2005 年度には口腔外科学講座の教員 3 名、歯科衛生士 1 名がそれぞれ約 1 か月間、沖縄における歯科巡回診療に携わり、地域住民における口腔疾患の治療、予防等を行い、高い評価を受けている。また、沖縄における医療技術援助派遣は 4 年毎に行い、2002、2006 年度には歯科麻酔学講座の教員 2 名がそれぞれ約 1 か月間、沖縄県に滞在し、全身麻酔下歯科治療および全身麻酔下歯科技術指導を行い、好評を博している。このように、無料歯科診療や訪問歯科診療、あるいは社会福祉施設体験実習により、恒常的に社会との交流を実施していることは評価できる。

2005 年の中央教育審議会答申『我が国の高等教育の将来像』で、大学の使命として社会貢献の重要性が指摘されたが、本学では、すでに 1993 年から社会貢献の一環として、「大阪歯科大学公開講座」を開講している。

本学の「公開講座」は、本学教員の教育、研究、診療活動により培われた成

果の一部をわかりやすく解説することにより、口腔及び全身の健康保持、増進に対する市民の関心を高める場としての役割を果たしている。毎年、委員会においてメインテーマと講師を決め、4週連続で土曜日ごとに4講座を開設している。表 -9-1 は、2001 年度から 2005 年度までの講座の状況をまとめたもので、過去5年間の延べ受講者数では 5,388 人も市民が学習したことになる。1993 年からの13年間では、14,623 人が受講され、その中で全回受講者数は、

表 -9 -1 大阪歯科大学公開講座のテーマと受講者数

開催年度 ・テーマ	サブテーマ	講師	天満橋 受講者数	楠葉 受講者数	合計
平成13(2001)年度 (第9回) 『21世紀の歯科治療』	むし歯治療の進歩	井上昌孝 講師	85	154	239
	歯周病治療の進歩	今井久夫 教授	97	156	253
	レーザーによる歯科治療	熊崎 護 講師(非常勤)	84	150	234
	インプラントによる歯科治療	江藤隆徳 臨床教授	80	176	256
	延べ受講者数		346	636	982
	全回受講者数		52	108	160
平成14(2002)年度 (第10回) 『歯と口元を美しく』	歯のホワイトニング	井上正義 教授	114	171	285
	歯と顎の手術による矯正	覚道健治 教授	87	140	227
	歯ならびの矯正	川本達雄 教授	86	159	245
	入れ歯による審美歯科	楠本哲次 講師	106	139	245
	延べ受講者数		393	609	1,002
	全回受講者数		51	87	138
平成15(2003)年度 (第11回) 『シルバーエイジと健康』	耳の健康(中高年の耳の病気)	湊川 徹 助教授	162	208	370
	眼の健康(高齢者の眼の病気)	岸本直子 病院教授	153	201	354
	口腔の健康(楽しい老後はお口から)	小正 裕 教授	144	186	330
	口腔の健康(口の中の地図・画像検査)	古跡養之真 学長	142	182	324
	延べ受講者数		601	777	1,378
	全回受講者数		98	118	216
平成16(2004)年度 (第12回) 『ミドルエイジと健康』	東洋医学と健康	方 一如 講師	129	185	314
	肥満と食生活	塩路伊佐子 助教授	116	173	289
	薬との上手な付き合い方	篠原光子 助教授	110	170	280
	口の健康は自分の手で	辻一起子病院助教授	106	161	267
	延べ受講者数		461	689	1,150
	全回受講者数		76	112	188

開催年度 ・テーマ	サブテーマ	講師	天満橋 受講者数	楠葉 受講者数	合計
平成17(2005)年度 (第13回) 『口や歯の病気で悩 んでいる人のため に』	口臭で悩んでいる	上田雅俊 助教授	113	145	258
	口が開けにくくて悩んでいる	覚道健治 教授	85	108	193
	唾が出なくて悩んでいる	岡崎定司 助教授	87	122	209
	入れ歯で悩んでいる	兼平治和 講師	94	122	216
	延べ受講者数		379	497	876
	全回受講者数		61	74	135

表 -9 -2 大阪歯科大学公開講座の全受講者数

第1回～第13回合計 (ただし記念講演は含まない)		天満橋受講者数	楠葉受講者数	合計
	延べ受講者数	7,286	7,337	14,623
	全回受講者数	1,198	1,189	2,387

2,387 人であった(表 -9-2)。なお、同一年度で天満橋学舎(大阪市中央区大手前) 楠葉学舎(大阪府枚方市楠葉花園町)の2学舎で、同じ内容の講座を開講することにより、市民の学習機会を増やしている。

大学の所在地である枚方市には6つの大学があり、同市の生涯学習事業として、枚方市教育委員会主催で「枚方市民大学講座」が実施されている。本学も1999年からこの事業に参加し、本学独自の公開講座同様に市民の学習の場を提供してきた(表 -9-3)。この講座は、高齢化社会が進む中、成人病(生活習慣

表 -9 -3 枚方市民大学講座のテーマと受講者数

開講年度	テーマ・講師	受講者数
平成 11(1999)年度	お口の若さを保つために 神原正樹 教授(口腔衛生学講座)	125
	歯と栄養 池尾 隆 講師(生化学講座)	124
平成 12(2000)年度	子どもの歯の大切さ 嘉藤幹夫 助教授(小児歯科学講座)	35
	歯並びの大切さ 神原敏之 助教授(歯科矯正学講座)	43
平成 13(2001)年度	歯は健康の入口 中嶋正博 講師(口腔外科学第一講座)	86
	唾液の役割 吉田 洋 名誉教授	71
平成 14(2002)年度	インプラントによる歯科治療 江藤隆徳 臨床教授 (口腔インプラント科)	50
	むし歯治療の進歩 井上昌孝 講師(歯科保存学講座)	31
平成 15(2003)年度	入れ歯による審美歯科 楠本哲次 講師(有歯補綴咬合学講座)	25
平成 16(2004)年度	楽しい老後はお口の健康から 小正 裕 教授(高齢者歯科学講座)	37

病)についての予防、病気についての基礎知識などを学ぶことによって市民に日常生活を見直す契機を提供する目的で開講されたものである。このように公開講座等を実施して、教育研究上の成果を市民に還元していることは評価できる。また、公開講座では、受講者に毎回アンケートが行われており、「受講して良かった」、「次回も参加したい」との回答が多数寄せられており、市民への歯科医学に対する学習の機会としての役割を十分果たしていると評価できる。また、取り上げてほしいテーマとしては、「歯周病」「インプラント」「口臭」「噛み合わせ」などがあり、市民の学習意欲の高さを示している。

枚方市民大学講座では、「医歯薬の健康ゼミナール」と題して独自のテーマを設定して実施しており、本学の公開講座と同様に毎回好評を博している。両講座において、市民に対しては、歯科医学を啓蒙し、口腔の健康増進を図るといふ目標は効果を上げており、また本学の存在も十分アピールされていると考える。

本学の教員が国・地方自治体等へ委員として派遣及び学外からの講演依頼は、以下のようになっている。

国・地方自治体等関係委員派遣先は、厚生労働省、文部科学省、大阪府、枚方市、などであり、その他に近畿各府県の歯科医師会、財団法人など多岐にわたっている。また、学外の諸団体（自治体、医療機関、テレビ局）からの講演依頼も多数にのぼっている。本学の教員が国・地方自治体等へ委員として派遣及び学外からの講演依頼は、表 -9-4 のようになっている。

表 -9-4 地方自治体等委員、学外諸団体講演依頼（延べ件数）

	（国・地方自治体等委員）	（学外の諸団体からの講演依頼）	（合計）
2004年度	63件	115件	179件
2005年度	70件	127件	197件

2004年度から2005年度における国・地方自治体等の委員として本学教員が活躍している状況は次のとおりである。

- ・文部科学省関係 科学研究費委員会
- ・厚生労働省関係 歯科医師試験委員会、医道審議会、厚生科学特別班歯科医師卒前臨床実習指針に関する調査研究会
- ・最高裁判所 民事調停委員
- ・日本学術振興会関係 科学研究費委員会
- ・地方自治体関係 大阪府 国民健康保険診療報酬審査委員会  
社会保険診療報酬請求審査委員会  
歯科技工士試験委員  
健康おおさか21推進府民会議 歯の健康づくり部会



- 枚方市 環境審議会  
(財)枚方市文化国際財団理事
- 兵庫県 8020運動推進会議
- 奈良県 福祉医療委員会
- ・大学関係 近畿大学 生涯教育研修会
- ・共用試験実施機構関係 歯学共用試験運営委員会、歯学系共用試験FD小部会(CBT)部会、歯学系OSCE試験事後評価小委員会、歯学系OSCE事後評価解析小委員会、歯学系CBT試験実施小委員会、歯学系CBT事後評価解析小委員会
- ・日本歯科医師会 薬剤部会、歯科器材検討委員会、会誌編集委員会、医療環境問題検討臨時委員会、歯科材料試験ガイドライン検討委員会  
産業歯科医検討会、国際渉外委員会
- ・大阪府歯科医師会 生涯歯科保健推進協議会、大阪市在宅寝たきり高齢者歯科診療事業検討委員会、夜間緊急歯科診療プロジェクト委員会  
全大阪よい歯のコンクール中央審査会

このように、本学の教員は、教育、研究、診療活動の成果を踏まえた活動として、国・地方自治体等の医療政策、教育政策、環境政策等に十分貢献しているものと評価できる。該当する講座・教室に対する研究費予算については、教育研究における貢献のほか、このような社会貢献に応じた配分も行っている。

#### 4) 附属病院の現状、点検・評価と改善・改革の方策

##### (1) 附属病院の現状

本学附属病院では、めざましい医学の進歩への追従と高齢化社会、情報化社会にある患者のニーズあるいは、一般開業医(一次医療機関)の要望・要求に応えられる高次医療機関(三次医療機関、大学病院)として少しでも歯科界の発展に寄与できることを前提に、1997年3月に天満橋旧病院の跡地に新病院が新設された。

CT、MRIなどの最新の検査機器を始め、歯科領域での専門分野に必要とされる最新鋭の医療機器を導入した。また、病院情報システムのネットワークを構築し、診療に係わる各種のオーダ(処置、予約、処方、検査、画像、技工)を専用の端末から行えるようになり、患者様の流れを円滑ならしめる役割を果たしている。

本学附属病院は大阪大学歯学部附属病院とともに近畿地区において中核となっている歯科総合病院であり、26,000～31,000名(2001年;26,637名、2002年;27,980名、2003年;26,933名、2004年;29,359名、2005年;31,448名)の新患者の受診がある。これらの新患者は、大阪府はもとより京都府、兵庫県、奈

良県、和歌山県などの多くの一次歯科医療機関から紹介されており、文書による年間平均紹介率は32～36%（2001年;32.4%, 2002年;32.33%, 2003年;33.29%, 2004年;36.47%, 2005年;36.54%）と高い紹介率を維持している。

本学附属病院内での教職員並びに研修医のために資質向上と歯科医療研修のための講習会を2001年～2006年まで14回にわたり開催してきたが、2003年度からこれを拡大し、近畿地区における一次歯科医療機関と本学附属病院との医療連携をさらに緊密に施行するため、本学附属病院への紹介医を対象に病・診連携講習会・懇談会が開催されることとなった。2003年度（歯科におけるリスクマネジメントと医療訴訟：日本口腔外科学会顧問弁護士 永松栄司）、2004年度（歯科医師と救急医療：本学歯科麻酔学講座 小谷順一郎教授）、2005年度（歯科治療、特に口腔外科処置に関連した局所偶発症とその対応：本学口腔外科学第一学講座 森田章介教授）、2006年度（高齢者のQOL向上のキギは「口腔ケア」にある：本学高齢者歯科学講座 小正 裕教授）と都合4回開催された。

2006年度から歯科医師臨床研修が必修化され、それに伴って本学においても研修方式の改革が行われ、本学附属病院内での単独方式から協力型臨床研修施設との連携による複合方式と単独方式の2つのプログラムをもつ方式への転換がなされた。その結果、2007年度には近畿地区一円に144施設の協力型臨床研修施設との提携がなされ、複合方式プログラムを選択した80名の研修歯科医がこれらの施設で臨床研修を行っている。

今、医療は紀元1～2世紀から提言されてきた「ヒポクラテスの誓い」を基本にした「医師中心の医療」「病气中心の医療」から、患者様の権利を守り満足度とQOLを尊重する「患者中心の医療」に、歴史的な方向転換が始まっている。21世紀の病院は「患者中心の医療」をどこまで徹底してできるかで評価されると考えられる。そのためには、患者様の情動や行動に影響する心理的な要因をよく分析し、コミュニケーション・スキルを医療技術の一つとして習得しなければならない。この課題を解く手段として、本病院では試行錯誤を重ねながら次のいくつかの方策を実行してきた。

- ・目安箱（意見箱）の設置

本病院では2000年より2階のエレベータ前に目安箱（意見箱）を置き、患者様から病院に対する苦情や不満など提言を頂き、その内容を分析し、まず「患者様の気持を知る」ところから取り組んでいる。

- ・中央受付前に電光案内板の設置

2003年6月に中央受付前に電光掲示板を設置し、会計の待ち時間を利用して、病院から患者様に対し様々な案内を行えるようにした。

- ・臨床心理士の配置

患者様の治療にあたっては、従来どおりの治療だけでは対応できない症例

が増加しており、患者様の心理的な側面からの対処の必要性が痛感され、本院では週に1度、臨床心理士による相談日を設け、必要な患者様へのカウンセリングを行っている。

#### ・医療相談窓口の設置

2006年度から必修化となった歯科医師臨床研修の管理型臨床研修施設に指定された本病院では、患者様からの相談に適切に応じる体制を確保することが義務付けられ、患者様等からの苦情や相談に応じられる体制を確保することが求められている。これを受け、2006年4月から南館1階に患者相談室を設置し、専任の相談員を配置し、活動を開始した。

2005年から、本病院に隣接している国家公務員教職員共済組合会大手前病院の入院患者の口腔内ケアを週1回希望者に対して行っている。1回の訪問診療で6～8名程度の口腔ケアを実施している。

光ファイバー通信を利用し関西医科大学に画像診断を依頼する試みが続けられ、実用段階に入っている。

院内感染防止委員会の機関として、インфекションコントロールチーム（ICT）が発足し、院内感染にかかわるテーマについて積極的に議論し、改善策の実施を提案するなど、本病院の院内感染防止活動の推進役として大きな役割を果たしている。その活動の集大成として、院内感染防止マニュアルの改訂という難事業を実現させた。

## （2）附属病院の点検・評価

### 附属病院における地域貢献面からの点検・評価

紹介率の推移と地域歯科医療との関係については、初診料に病院紹介加算の参入可能な高い紹介率を堅持しており、地域歯科医療における二次あるいは三次歯科医療機関としての役割を十分に担っている大きな根拠となっている。また、2003年度から紹介医を対象に病診療連講演会・懇談会を開催し、その結果本学附属病院の紹介率も徐々に向上しつつあり、病・診の機能分担確立の一助となっている。

さらに歯科医師臨床研修における協力型臨床研修施設と地域歯科医療の面においては、複合方式プログラムを選択した79名の研修歯科医が本学附属病院傘下の近畿地区一円144協力型臨床研修施設で臨床研修を行っており、地域歯科医療に密着して貢献している。

### 附属病院における診療の点検・評価

医療機関として評価できる点は次のとおりである。

・CT、MRIなどの最新の画像検査機器を有し、歯科医療専門16科保存修復科、歯内治療科、歯周治療科、高齢者歯科、補綴咬合治療科、口腔外科、放射線科（中央画像検査部）、矯正歯科、歯科麻酔科、予防歯科、小児歯科、障害者歯科、

口腔インプラント科、総合診療第1科、総合診療第2科、口腔診断科を持って、高次医療機関としての役割を十分に果たしている。

- ・地域中核歯科病院としての病診連携に積極的に取り組んでいる。
- ・2000年より、患者様から本病院に対する苦情、不満、提言など目安箱（意見箱）を使って吸収していることは患者中心の医療の基本となると考えられる。
- ・2011年の電子カルテの導入に向け、各関連メーカーの説明会を開催し電子カルテについての情報を入手し準備に取り組んでいる。その他、遠隔画像システムを利用した光ファイバー通信の導入などIT化を図っている。
- ・新しく7つの専門外来を設置することで患者ニーズに対応するため、2006年8月2日の病院運営委員会で白い歯外来、息さわやか外来（口臭外来）、口腔腫瘍外来、顎変形症外来、顎関節外来、ドライマウス・ドライアイ外来、唇顎口蓋裂外来の設置が基本的に認められた。

一方、高度医療機関として次のような課題がある。

- ・高度先進医療の取得が申請のみで進展していない。
- ・「意見箱」の患者苦情で、医療従事者の患者様への態度が悪い（36%）や患者様への説明が足りない（36%）など十分な患者対応ができていない。
- ・歯科治療のEBMを確立していくためのシステムの構築が必要である。
- ・高齢患者様の対応とより安心と安全な治療法と環境の整備が十分でない。
- ・2006年4月付けで実施された診療報酬の改正は、すでに本病院の収入減となっている。また新歯科医師臨床研修制度の実施は大きな経済上の負担となっている。

## 10 学生生活

### 1) 目 標

本学に入学者が卒業するまでの間、勉学だけでなく、幅広く大学生生活活動を行う環境を整えるとともに、個々の学生の履修や学生生活全般について助言、指導を与え、学生が勉学に励み快適な学生生活を送り、生涯の友を得られるようにする。

### 2) 現状と点検・評価、改善・改革の方策

#### (学生への経済的支援)

本学には現在、授業料を貸与する奨学金制度として、学内奨学金貸与制度と共済会奨学金貸付制度、授業料を免除する制度として特待生制度がある。

学内奨学金貸与制度は、本学に1年以上在学し、学業成績優秀者で経済的な理由により修学が困難な者に対し、授業料の一部を無利子で貸与する制度である。共済会奨学費貸付制度は、本学に1年以上在学し、学業精励者で事情により学費の支弁が困難と認められた者に対し、授業料の一部を無利子で貸し付ける制度である。両奨学金とも卒業後1年間据え置き7年間で返済することが条件になっている。

毎年、入学式後と6月の最終土曜日に開催される「共済会・父兄会総会」において奨学金制度の情報を父母等に提供している。学生には掲示するとともに「学修の手引き(シラバス)」へ掲載し、各募集時期に再度掲示し周知徹底をしている。学内奨学金は9月、共済会奨学金は4月と9月に募集している。

2005年度のこれら本学独自の奨学金と日本学生支援機構の奨学金等を合わせた奨学金受給者は、表-10-1のとおり学部学生総数769名に対して130名で16.9%の受給比率である。

特待生制度は、学業成績優秀者に対し、2年次以降から授業料の半額を免除する制度で、各学年2名以内を選考し、毎年入学式で表彰している。2005年度に特待生として採用された学生は8名である。

表 -10-1 学生の奨学金受給状況(人数)

	学内奨学金	共済会奨学金	日本学生支援機構	公共団体	学生数
2003年度	16	54	27	0	764
2004年度	26	53	36	0	770
2005年度	31	67	32	0	769

このほか、学生の在学中に学資支弁者が不幸にして死亡された場合には、共済会において、学業が続けられるよう、卒業までの授業料を支弁している。このように、学内奨学金貸与制度(表-10-2)及び本学教職員と学生の親権者で

表 -10-2 年度別学内奨学金貸付状況

	予 算	人 数	貸与総額	予算執行率	平均貸与額
2003 年度	2,900 万円	16	2,445 万円	84.3%	152 万円
2004 年度	2,900 万円	26	2,870 万円	99.0%	110 万円
2005 年度	2,900 万円	31	2,830 万円	97.6%	91 万円

表 -10-3 年度別共済会奨学費貸付状況

	予 算	人 数	貸与総額	予算執行率	平均貸与額
2003 年度	4,500 万円	54	4,500 万円	100%	86 万円
2004 年度	4,500 万円	53	4,500 万円	100%	84 万円
2005 年度	4,500 万円	67	4,495 万円	99.8%	67 万円

組織する大阪歯科大学共済会の奨学金貸付制度（表 -10-3）により、学業成績が優れているにもかかわらず経済的理由によって修学が困難な学生、学費の支弁が困難と認められた学生に対し、奨学金を貸与し、また、万一学資支弁者が死亡された場合においては、授業料を支弁していることは、学生が勉学を継続していく上で安定した基盤を作り上げているものと評価できる。

また、特待生制度を設け、成績優秀な学生に対し、授業料の半額免除制度を設けていることは、学生の勉学への意欲を高める上で有効と思われる。

双方の奨学金の受給者は 2003 年度 70 名から 2005 年度 98 名と、近年増加の一途を辿っているが、卒業生の貸付金の返還が滞る面が見られる。この制度を維持していく上で、貸付金の返還が円滑に行われることが課題となっている。

（生活相談等）

卒業後には、歯科医師として患者の口腔面の健康保持・増進に当たる職務について自ら学んだ歯科医術を通じて社会貢献することとなる。したがって、本学学生には、在学中から自らの健康について常に深い関心を持ち、自主管理を行うことが求められる。

このため、大学としては、学生個人の健康状態を把握し管理・指導する上から、定期健康診断を毎年春に実施するとともに、特に B 型肝炎やエイズなどの血液を介した感染症に対し第 1 学年では社会福祉施設体験実習前、臨床実習開始前の第 4 学年の 4 月、本学附属病院内科学講座教員の協力を得てこれら学生の血液を採取し、抗体価を測定し、その結果によって希望者に B 型肝炎ワクチン接種を実施している。

日常生活の中で、学業上、個人的及び家庭の問題等の各種の諸問題が生じたときに、学生が気軽に相談できるよう楠葉学舎及び天満橋学舎の両キャンパスに学生相談室を設置し、医師又は臨床心理士を配置している。また、日常の健

康管理については、1997年度の楠葉学舎の完成と同時に保健室を設置し、専任看護師を置き、健康相談及び増進についての相談体制を整えている(表 -10-4)。また、天満橋学舎附属病院では、学生の医療費負担の軽減策として診療費割引制度を設けるなどの支援を行っている。

学生相談室

楠葉学舎学生相談室(1号館4階)

精神科医師 毎月第1金曜日(15:00~18:00)

臨床心理士 毎週木曜日(14:00~18:00)

天満橋学舎学生相談室(講師控え室)

臨床心理士 毎週火曜日(13:00~17:00)

手札型の大きさに案内カードを作成し、講義室の掲示板や教務学生課の窓口に置き、学生に周知している。

表 -10-4 学生相談室利用状況

	利用者数
2003年度	89名
2004年度	82名
2005年度	95名

保健室

看護師が常駐し、ケガをした時や体調不良のとき、利用している(表 -10-5)。

表 -10-5 保健室利用状況

	1年	2年	3年	4年	5年	6年
2003年度	115	208	320	286	64	42
2004年度	106	108	259	281	39	84
2005年度	123	130	117	253	111	78

このように、健康診断を定期的にかつ確実に行うとともに、歯科医師を育成する大学の特性を踏まえ、感染予防対策を講じていることは適切であると評価できる。

また、学生相談室や保健室を設け、心身両面における相談体制を整えていることは評価できる。ただし、学生相談室については、相談できる時間が限られ、学生相談したい時に、すぐに対応できないのが難点である。

セクシュアル・ハラスメントを防止するため、セクシュアル・ハラスメント防止等に関する規程を設け、その規程に基づき、セクシュアル・ハラスメント防止委員会を設置するとともに、教員2名及び職員2名のセクシュアル・ハラスメント相談員を置き、苦情の申し出及び相談の体制を整えている。現在まで

のところセクハラの相談事例は生じていない。また、教職員等の人権意識を涵養し、人権問題に関する啓発・教育活動を推進することを目的とする人権啓発推進委員会を置き、年2回の講演会の実施や「人権論」の講義を開講し、ハラスメントを含む人権問題の啓発に努めている。

このようにセクシュアル・ハラスメントの相談体制を整え、講演会による人権啓発を行っており、相談員へのセクハラ相談事例が生じていないことは、これらの措置が有効に機能していると言える。

教授会のもと、大学全体の教学事項に携わる教務部委員及び学生部委員が任命されている。学年ごとに1名の教授が「学年指導教授」として任命され、各学年の授業に直接携わる助教授や講師、助手が助言教員として6名配属されている。一人の助言教員が22名程度の学生を担当し、成績や出席状況を把握し、学生生活全般、修学上の問題についての助言者として直接学生と対応している。

各学年の助言教員6名の中に女性教員1名が配属されている。席号により学生の担当は決まっているが、女子学生に対しては、この女性教員が親しく対応し、問題点が生じた際には、相談にのっている。

学生の教学、学生生活に関する事務は、教務学生課が行っており、助言教員等が不在の場合には学生の相談を受け止め、助言教員に伝達するとともに、学生の履修状況や学生生活上の問題点の情報を助言教員に伝達している。このように、学年指導教授、助言教員制度を設け、それを教務学生課が事務的にサポートしている。また、助言教員に相談しにくい問題については別途相談できるよう学生相談室を設けている。これらの活動により、学生は遠慮なく学生生活や修学上の相談を行うことができ、有効に機能している。

#### (就職指導)

本学の教育目標は、優秀な歯科医師、歯学教育研究者を育成することである。卒業生のほとんどは歯科医師国家試験に合格し、そのうち大多数は1年間の臨床研修を経て、歯科医師として社会に貢献している。もちろん大学院へ進学し、歯学分野の教育研究者として活躍する者も多い。医療機関からの求人申し込みも多いが、それらについては、教務学生課が適宜情報提供を行っているので、就職に係る問題はない。

2006年度からの新歯科医師臨床研修制度の施行に伴い、歯科医師免許を得て歯科医師臨床研修を受けようとする者は、歯科医師臨床研修マッチングプログラムに参加し、研修先を決めることとなった。学生はサイト上で参加登録を行い、研修先の試験を受けた後、参加順位を登録し、マッチングの結果発表を待つこととなる。2005年度第6学年を対象に始まったものである。新しい研修制度の導入に伴い、今後は、新歯科医師臨床研修終了後の進路についてフォローする必要がある。



(課外活動)

2004 年度に牧野学舎に全天候型テニスコートを建設し、スポーツ施設の整備・充実を行っている。体育館内では、剣道場の床面及び柔道場の畳の張替え、弓道場の的場の補修やバトミントンの支柱交換等、授業やクラブ活動が十分行える設備を整えている。また学生の課外活動を支援するため、大学から年間約 1,400 万円、父兄会から 1,300 万円の資金を援助している。

建学の精神や理念、そして責任ある自治の精神に基づき学生及び教職員の総意を尊重し、会員の芸術、思想、品性及び体位の向上と本学学風の振興を図るとともに、さらなる発展に寄与することを目的に、学友会が組織されている。学友会は第 1 種会員(本学教職員)と、第 2 種会員(本学学生)から組織され、中央協議会、学生部協議会及び会員総会の協議機関で運営されている。各クラブの部長には本学の教員が任命される。

体育祭は例年 10 月下旬に牧野学舎で開催され、体育系クラブを中心にクラブ対抗 400 M リレー、綱引き、騎馬戦等の種目があり、最後に 6 年生による「みこし」行列、キャンプファイヤーで締め括られる。

大学祭は学芸系クラブが中心となり、楠葉祭として近隣の住民も参加し、楠葉学舎で多数の模擬店、無料歯科診療、コンサート等が開催される。

本学のクラブ組織は、体育系クラブ・同好会が 23 団体、学芸系クラブ・同好会 16 団体から成り立っている。体育系クラブは毎年夏期と冬期に開催される全日本歯科学学生総合体育大会(歯学体)に向けて修練を積み重ねている。夏期大会には学長はじめ、学友会会長、クラブ部長等教員が現地に赴き学生を激励している。2003 年度第 35 回歯学体岐阜大会は第 5 位、2004 年度第 36 回歯学体神奈川大会は第 5 位、2005 年度 37 回歯学体九州大会は第 4 位の成績であった。

全日本歯科学学生総合体育大会成績

	事務主管校	参加部門数	参加人数	大会結果	参加校数
2003 年度	朝日大学	19 部門	405 名	3 位	29 校
2004 年度	鶴見大学	19 部門	403 名	5 位	29 校
2005 年度	九州歯科大学	19 部門	397 名	4 位	29 校

毎年 5 月に体育総会を開催し、体育系クラブ全員が集合し、新旧役員交代式を行っている。この総会には、学長、学友会会長、学生部長、教務部長、体育委員長、体育系クラブの部長、体育系クラブ出身 OB が参加し、厳粛な伝統ある式典が開催される。引き続き開催される歯学体壮行会では、歯学体参加の学生の奮起を促すとともに、教職員一体となって激励している。このように、教職員及び学生一体となった学友会が組織され、学生の自発的な運営を促しつつ、

学友会会長及び各クラブ部長である教員が、必要に応じ適宜、指導を行う体制をとっていることは、学生の自主・自立の精神を養う上で有効であると評価できる。また、学生の課外活動に対し、大学から支援がなされるとともに、父兄会からも援助がなされていることは、課外活動を促進する上で適切である。

## 1 1 管理運営

### 1) 目 標

歯学分野の教育研究の充実発展を図り、本学の理念・目的・教育目標を実現するため、安定的な経営と効率的な管理運営を行うことを目標としている。

### 2) 管理運営に関する全体的な状況

大学として教学上の管理運営を担う側面と、法人としての大学経営を担う側面があるが、大学には学長を置き、学校法人大阪歯科大学職制規程第11条において、「学長は、大学を代表し、理事長の命を受けて、大学に関する諸事項を総理し、教職員を統督する。」と大学のトップとしての責務を定めている。学長を補佐するため2人の副学長を置くとともに、学長の命により主要な分野の業務の適切な企画・実施に当たるため、総務部長、教務部長、学生部長、国際交流部長、大学院歯学研究科科长、附属図書館長、附属病院長、中央歯学研究所長、教育情報センター長の9教員が兼務する大学役職者を置いている。また、大学の最高審議機関として教授会を置くとともに、専門的な事項について十分な審議が行われるよう、教授会の諮問機関として総務部委員会、教務部委員会、学生部委員会、国際交流部委員会などの各種委員会を置いている。なお、本学は単科大学であることから、全学的な審議機関である評議会等は置いていない。

一方、法人には理事長を置き、寄附行為第13条において、「理事長は、本法人を代表し、本法人の業務を総括する。」とその責務を定めている。法人には最高意思決定機関として理事会を置き、本法人の業務を決定している（寄附行為第17条）。また、評議員会を置き、寄附行為第27条において、教育及び法人経営に関する状況、予算・決算に関する状況、学長の選任に関する事項、事業計画等について、理事長は、あらかじめ評議員会に報告し、また意見を聞かなければならないと定め、その牽制機能を確保している。予算、財務、人事等の重要な事項に関して専門的な検討が行われることを確保するため、理事会の下にそれらの分野の検討を行う委員会を置いている。

### 3) 現状と点検・評価

#### (教授会)

本学教授会は、本学学則第6条の規定（教授会の設置）に基づき、教授会に関し必要な事項について定める「大阪歯科大学教授会規程」を制定している。教授会規程の主な内容は後記のとおりである。

教育課程については、教授会の諮問機関である教務部委員会及びその下に置くカリキュラム委員会で、歯学教育の変化に対応して詳細の検討を行い、教授会の審議決定を経て実行に移されている。現在のカリキュラムは、1999年5月に歯科大学学長・歯学部長会議で作成した「歯科医学教授要綱」並びに2001年

#### 組織

学長及び専任の大学教授を構成員として組織する。(第2条)

#### 招集

毎月1回定期的に招集する。必要がある場合は、臨時に開催する。(第3条)

#### 議長

学長が議長である。なお、学長に支障のある場合は、あらかじめ学長の指名した者がその職務を代行するとしている。(第3条第1項、同条第2項)

#### 議決

総構成員の3分の2以上の出席によって成立し、議決を要する場合は出席者の過半数をもって決める。(第4条)

#### 審議事項

- 1) 学生の入学、進級、卒業、休学、転学及び退学などに関する事項
- 2) 教育に関する事項
- 3) 試験に関する事項
- 4) 学生の指導、厚生及び賞罰に関する事項
- 5) 学則及びその他の規程等の制定、変更及び廃止に関する事項
- 6) 留年及び学外派遣に関する事項
- 7) 名誉教授に関する事項
- 8) 教員の人事に関する事項
- 9) 学長、副学長、教務部長、教務部副部長、学生部長、学生部副部長、総務部長、総務部副部長、図書館長、図書館副館長、中央歯学研究所所長、中央歯学研究所副所長、附属病院長、附属病院副院長、教育情報センター所長、国際交流部長並びに各種委員会委員の選出に関する事項
- 10) 学校法人寄附行為第7条第1項(教授会からの理事の選出)、第22条第3項第2号(教授会からの評議員の選出)に関する事項
- 11) 学長の諮問に関する事項
- 12) 学友会に関する事項
- 13) その他学事に関する事項 (第5条)

#### 諮問機関

教授会の諮問機関として、各種委員会を置く。(第6条)

3月に医学・歯学教育の在り方に関する調査研究協力者会議で策定した「21世紀における医学・歯学教育の改善方法」に基づいて、2002年3月教授会において審議決定されたものである。それは、6年間一貫教育の中で、「態度教育」、「基礎科学教育」、「生命科学教育(知識教育)」、「生命科学教育(技能教育)」、「健康科学教育(知識教育)」、「健康科学教育(技能教育)」、「情報科学教育」、「英語教育」、「教養教育(1、2、3、4年)」、臨床教育の8つの体系を持つもので

ある。現在は、この新カリキュラムのもとに学生の積極的な自学自習態度を養う教育が実施されている。このように教育課程の実施に関しては、教授会の審議結果が適切に反映されている。

教員人事については、「大阪歯科大学教員任用規程」、「大阪歯科大学教授候補者選考規程」に基づいて教授会において候補者が決定され、最終的には理事会に諮り理事長が決定することとしている。その具体的な手順は以下のとおりである。

#### 教授の選出について

教授会の諮問機関として教授候補者選考委員会が置かれ、公募による教授候補者の選考が実施され、規定に則り2名ないし3名の候補者が教授会に上程される。教授会で投票が行われ、過半数を得た候補者を教授候補者として決定、理事会に諮る。

#### 助教授の選出について

教授会に、適任者の関係書類を上程する。続いて諮問機関である常置の総務部委員会に付託され、委員会で関係書類の精査が行われ、採用・昇任に支障なしとの判断があり、再び教授会へ上程され信任投票の結果、構成員の過半数の信任を受け承認となる。その後、教員人事として理事会に諮る。

#### 講師、助手の採用・昇任について

教授会において、適任者の関係書類を上程する。続いて総務部委員会へ付託され、委員会で関係書類の精査が行われ、再び教授会へ上程され、構成員の過半数の賛成で承認となる。その後、教員人事として理事会に諮る。このように教員人事に関しては、最終的には理事会に諮った上で、理事長が行っているが、教授会において主体的に教員の人選が行われており、適切にその役割を果たしている。

教授会と学長との間の連携協力関係及び機能分担については、学長は、教務部長等大学役職者で構成する大学役職者会議を主催し、各部の懸案事項等について意見交換を行うとともに、教授会のスムーズな会務運営を図るため、議事の事前検討を行っている。重要な事項については教授会の議事に付され、その審議結果を踏まえて、学長が業務執行を行っている。

教授会には、諮問機関として以下の24の委員会が置かれ(2006年5月現在)、専門的見地からの検討を行っており、教授会での審議を深めるとともに、審議の促進に寄与している。

教授会は、毎月1回定例で行われるほか、入学試験や教育課程に関しては臨時に開催している。このように、教学上の重要な事項については教授会の審議に付されるとともに、教授会においては、専門的見地からの検討を行う体制が構築されており、教授会と学長との適切な連携協力が図られている。

#### 教授会に置く各種委員会一覧

総務部委員会、教務部委員会、学生部委員会、入試委員会、カリキュラム委員会  
ブラッシュアップ委員会、CBT委員会、OSCE委員会、臨床実習連絡委員会  
図書館運営委員会、図書資料選択委員会  
教育情報センター管理運営委員会  
学術研究助成金交付審査委員会兼共同研究助成審査委員会  
国際交流部委員会、廃棄物処理委員会、学内食堂管理運営委員会  
健康管理委員会、公開講座委員会、組換え DNA 実験安全委員会  
医の倫理委員会、サイバー・キャンパス整備事業検討委員会  
FD委員会、セクシャルハラスメント防止委員会  
教育改善検討委員会

#### (学長の権限と選任手続)

大阪歯科大学学長候補者選考規程第3条には、学長候補者の資格として、「学長候補者は、人格高潔で学識が優れ、かつ、教育行政に識見を有し、歯学教育に豊かな経験と理解ある者とする。」としている。これは、大学設置基準第3条の二にある学長の資格と同一である。また、学校法人大阪歯科大学寄附行為第6条には「大阪歯科大学学長は、その在職中理事となる。」としており、学長の任期は4年であり、再任を妨げないとしている。

学長の候補者の推薦は、以下の要領で行われる。

教授会構成員、助教授、講師、病院教授及び病院助教授を推薦人とする。

単記無記名投票による得票数の上位5名を候補者として推薦する。ただし、末位に得票同数の者があるときは、これを加える。

この候補者について、教授会構成員(学長、教授)を選挙人として、単記無記名投票による投票総数の過半数を獲得した者を最終学長候補者とする。

最終候補者を選出できないときには、得票数の上位2名(末位に得票同数の者があるときには、これを加える。)を、最終学長候補者とする。

教授会は、最終候補者2名を速やかに文書をもって理事長に推薦する。

選挙は、有権者(教授会構成員)の3分の2以上の投票を必要とする。

理事長は、最終学長候補者を理事会に諮り、学長予定者を決定する。この場合、理事会は、出席理事の3分の2以上の同意がなければならぬとしている(本学寄附行為第19条第1項第7号)。その上で、この結果を法人評議員会に報告する。本学寄附行為第27条第1項第3号には、学長の選任に関する事項が評議員会の諮問事項となっている。現学長は、2004年9月から任期4年で就任している。なお、2006年4月から学長が理事長を兼務している。

講師以上の者による被推薦人について、教授会で投票により最終学長候補者を選出した上で、理事会、評議員会を経て、学長を任命しており、学長の選任手続きは適切である。

学長権限に関しては、学校法人大阪歯科大学職制規程第11条において、「学長は、大学を代表し、理事長の命を受けて、大学に関する諸事項を総理し、教職員を統督する。」とその権限と責務を定め、人事、予算、運営に関し、大学トップとしての学長に大きな権限を与えている。また、学校法人大阪歯科大学寄附行為第6条で、「大阪歯科大学学長は、その在任中理事となる。」と規定し、理事としての権限も与えられている。

学長は、重要な事項については教授会に諮問し、その審議結果を踏まえるとともに、学長補佐、大学役職者の意見を聴きつつ、業務の執行に当たっている。

学長の主な職務の執行状況は次のとおりである。

・教授会・研究科会議議長

大学教授会と大学院研究科会議並びにその他の会議を招集し、その議長となり学務運営の方途を定める。(職制規程第11条第2項)

・大学役職者会議議長

大学役職者会議は、懸案事項の意見交換を行うとともに、教授会議事の事前検討を行う機関である。月1回議長として招集し、大学役職者の意見を聴取することにより、教授会の会務運営と大学運営の円滑化を図っている。

・教員人事に関する事項

教員の任用・昇任については、教授会の審議・承認を受けて(教員の業績審査等は教授会の諮問機関である総務部委員会が行う。)学長が理事会に上申している。

・大学役職者及び各種委員会委員長の委嘱

大学役職者と各種委員会委員長は、教授会において、学長が指名のうえ委嘱している。

・予算に関する事項

予算責任者として、大学全体の予算執行に責任を持っており、法人における予算委員会の委員として審議に加わり、教学面の予算について関係部署との調整を行っている。

・その他事務上の事項

各部署(講座・教室及び事務各課)の所属長からの事務上の書類については、大学事務部長を経て学長の決裁を受け、事務部長が各部署に処理方を指示している。

このように、学長は、教授会の招集と審議、人事においてリーダーシップを発揮するとともに、大学役職者会議を通じて教員の意見を汲み上げており、適切に業務を執行している。また、理事会のメンバーとして、教学面を代表し意

見を述べる機会を有し、財政に対する状況も把握し、教学と経営の調整を十分行っている。

（意思決定）

大学の最終的な意思決定は、学長が行っている。学長は意思決定に先立ち、重要な事項については教授会の審議に付している。教授会では、その諮問機関として各種委員会を置いており、教授会からの付託事項について、専門的見地からの検討を行い、また必要に応じ、検討の過程において教職員の意見を聴取するなどにより、学内意見を反映し、検討結果を得るように努めている。なお、教授会の審議事項のうち、予算、人事、学則の改正など法人の運営にも関わる事項については、理事会において最終的な意思決定が行われている。このように、大学としての意思決定に当たり、重要な事項については、教授会の意見が反映される仕組みとなっており、また、必要な場合には教職員の意見を審議に反映しており、適切な運営が行われている。

（評議会、「大学協議会」などの全学的審議機関）

本学では全学的審議機関である評議会は設けていない。

（教学組織と学校法人理事会との関係）

法人の役員定数は、「理事7名以上11名以内」、「監事2名」で、理事は、学長、教授会において教授中より3名、評議員会において教授以外の評議員より2名、上記6名の理事の同意によって学識経験者又は功労者のうちから1名以上5名以内を選出することとなっており、教学面から、学長、教授会選出理事3名（2名は副学長、1名は附属病院長）の計4名が理事となっている（寄附行為第7条）。

理事会においては、教授会、大学院研究科会議の決定を尊重し、教育・研究に関わる事項については権限を委譲している。教員人事については、教員の資格審査等は、教授会（総務部委員会）、大学院研究科会議（大学院委員会）に任せて、各会議の決定を尊重しているが、任用、昇任の最終決定は理事会で行っている。諸規程については、法人に関係するものについては、理事会に議事上程され制定されているが、すべて教授会及び大学院研究科会議の決定を尊重している。

教授会、理事会とも月1回定例で開催しているが、教授会の審議状況について直後の理事会に、理事会の議事については直後の教授会に、それぞれ報告することとしている。このように、教学面においては、教学組織の意思決定が尊重されるとともに、双方の議事がお互いに報告されるなどにより、教学組織と理事会との連携協力は良好に保たれている。



(管理運営への学外有識者の関与)

理事会及び教授会の学外者の関与は以下のとおりである。

#### 理事

2005年4月の私立学校法の改正に伴い、「学校法人大阪歯科大学寄附行為」を2006年3月に改正した。その中で学識経験者又は功労者の理事定数を従来の「1名以上3名以内」を「1名以上5名以内」に増員した。従来は、本学に関係のある者として、本学同窓の歯科医師が就任していたが、2006年4月から1名を学外者として現職の公認会計士が就任した。

#### 監事

今回の寄附行為の改正に伴い、監事についての規定を「本法人の理事、職員(学長、校長、教員その他の職員を含む。)又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。」に改め、これに則り2006年4月に本学卒業生である歯科医師2名が監事に就任した。監事は、法人の業務監査、法人の財務状況の監査を行い、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に報告する業務を行うこととしている(本学寄附行為第13条第3項)。

#### 評議員

40名の評議員定数のうち、教授会選出評議員を除く28名は以下の区分で選出されている。

- ・教授会選出理事を除く理事2名
- ・大阪歯科大学専門学校及び大阪歯科大学を卒業した者で年齢25歳以上の者のうち同窓会の理事会で推薦された者16名
- ・理事会の推薦による者10名

#### 顧問

法律的な観点からの助言を受けるべく、弁護士(法律事務所所長)を顧問としている。

#### その他

教授会の諮問機関としての「医の倫理委員会」に「学長が指名した本学に所属しない学識経験者又は一般の立場の者」2名(元岡山商科大学教授、千葉大学教授)が学外者として参加している。

このように、「外部理事」の義務づけの私立学校法の改正趣旨に沿った「寄附行為」の改正を踏まえ、1名の理事就任が実現できたことは評価できる。

#### 4) 課題と改善・改革の方策

現在、学長の権限は、教学、財政、事務など多岐にわたっている。今後も教育、研究、診療の円滑な運営のためには、教授会でのコンセンサスを図るとと

もに、状況によりトップダウンで決定が行える権限の強化が重要である。今後は、私立学校法という「外圧」ではなく、学校法人独自の自主的な制度改革に取り組まなければならない。

## 1 2 財 務

### 1) 目 標

本学は歯科医師法第1条に示されているように公衆衛生の向上及び増進を図り、国民の健康な生活を確保することの一端を担う歯科医師の育成を目的としているので、その社会的使命は大きく、教育研究及び医療活動を安定的に継続していく責任がある。こうした諸活動を支える基盤として安定した財務を確立することが必要であり、そのため財務の健全性、計画性及び公明性が求められる。本学は消費支出が超過傾向にあるので、経費削減に努め、適切な収支バランスと財務の安定化を目指す。

### 2) 現状と点検・評価、改善・改革の方策

#### (教育研究と財政)

本章2頁の大学・学部の理念・目的・教育目標に記載しているように教育においては「確かな歯学知識と技能とを身につけ、医療倫理に富んだ歯科医師を養成し、社会に送り出すことと、大学院においては歯学研究を遂行する能力の付与並びに歯学全般についての深い知識を教授し、歯学教育・研究における指導者を養成すること、そして研究においては歯科医療を支える、広範な分野における研究を積極的に推進し、学理を探究してその成果を教育並びに診療に反映させること、学外の研究機関と広く連携し、数多くの研究プロジェクトに参加して研究成果を得ること」を具体的に実現するためには、十分な財政基盤が必要になる。

本学の帰属収入については、2001～2005年度までの5年間は表-12-1に示すように年平均約86億4,000万円である。収入のうち学生生徒等納付金は約54億5,000万円、病院の事業収入は約19億9,000万円で、帰属収入全体に占める割合はそれぞれ63%、23%であり、とくに学生生徒等納付金は大学の収入の大部分を占めている。一方、支出の大半が人件費で5年間の平均は約57億3,000万円であり、帰属収入に占める割合は66%、教育研究経費は30億5,000万円で帰属収入に占める割合は35%、管理経費は約9億5,000万円で、帰属収入に占める割合は11%である。消費支出の平均は約97億4,000万円で、基本金組入額を除いても毎年約11億円の支出超過になり、その結果が累積消費支出超過額約218億円となっている。その主な原因は、ゼロ金利政策の影響で資産運用収入が大幅に減少したことと、学舎移転に伴い固定資産が増大したため第1号基本金に相当する特定資産の確保が難しくなっているためである。また、支出超過のため減価償却引当特定資産、退職金引当特定資産への組み入れが行えない状況になっている。

なお、2005年度に限って見ると、帰属収入は約88億円であり、そのうち学生生徒納付金は54億6,000万円、病院の事業収入は約19億8,000

万円で、帰属収入全体に占める割合はそれぞれ 62%、23%である。一方、支出の大半が人件費で約 56 億 7,000 万円であり、帰属収入に占める割合は 64%、教育研究経費は約 28 億 7,000 万円で帰属収入に占める割合は 33%、管理経費は約 9 億 3,000 万円で、帰属収入に占める割合は 11%である。消費支出は約 94 億 7,000 万円で基本金組入額を除いても約 6 億 7,000 万円の支出超過になっている。ただ、法改正による基本金取崩により、翌年度繰越消費支出超過額の増加は止まった。

表 I-12-1 消費収支合計表

(単位:万円)

年度 科目	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度
帰属収入	870,299	867,886	839,056	862,116	879,996
基本金組入額	74,679	17,768	22,375	57,129	10,036
消費収入の部	795,620	850,118	816,681	804,987	869,960
消費支出	1,097,483	928,690	929,807	966,884	947,125
消費収支差額	301,863	78,572	113,126	161,897	77,165

消費支出の大半は人件費であり、帰属収入に占める人件費の割合は 5 年間の平均が約 66%で、帰属収入全体で人件費及び減価償却額を除いた教育研究経費と管理経費をかるうじて補うことができる状況にあり、過去 10 年以上にわたり消費支出超過になり、累積消費支出超過額は約 218 億円になっている。しかし、借入金は無いのが、せめてもの救いである。帰属収入に占める人件費の割合が突出して高いため、法人全体の財政状況を圧迫する結果となっている。この支出超過を是正すべく、すべての教職員が現状を認識し、支出超過を是正するために痛みを共有し、人件費の抑制のための給与改定、管理経費の抑制に努力している。

給与改定に先駆けて本学の危機的財務状況を勘案し、法人役員は 2005 年、2006 年にかけて理事並びに監事職手当の 20%減額、理事長、学長としても 30%の減額を行った。2007 年度にはさらに理事長、学長の手当をそれぞれ 10%減額する予定である。また、教職員の賞与は 2004 年では年間 6.7 か月であったのが、2005 年には 5.9 か月、2006 年には 5 か月と経年的に賞与を引き下げている。さらに 2007 年 4 月からは大幅な給与改定を行うことが 2007 年 1 月の理事会で決定され、全教職員に対して給与改定の説明会が開催され、給与改定が実施されることになっている。今後、

徐々に消費支出超過が抑制されると考えられる。人件費のみならず、管理経費の削減に向けても管理経費の中身を精査し、見直して毎年11月から12月にかけて行われる予算委員会（財務担当理事を委員長として役職者を委員とする。）において決定されている。

教育研究経費については、経年的には変化があるものの財務比率において35%前後で推移しており、教育・研究を遂行していく上で医科歯科系の大学としては適正な水準を確保できていると考えられる。これまで教育研究経費は据え置きになっていたが、2007年度に向けて全体で5%の削減が求められている。人件費、管理経費とともに経費削減のため中身を精査し、見直すことも必要となってきた。研究経費についてはできるだけ、文部科学省等の科学研究費をはじめとする外部競争的研究経費の取得に向けて努力している。さらに他の補助金や寄付金の確保を積極的に行うよう努めている。

学生生徒納付金や病院事業収入の増加の大幅な増収は難しい中、病院医員の制度が2007年度から施行されるに伴い、消費支出が増加することが予想されるので、さらなる支出の削減そして収入増を図るべく、事業の見直しを行い、2011年に迎える本学創立100周年には現状よりもさらに財政基盤の改善、健全財政になるように法人が一丸となって取り組んでいるところである。

本学の将来計画は、2003年策定の「21世紀初頭 大阪歯科大学の針路」にまとめられている。これは教育、研究、附属病院、教員の業績評価、生涯学習の5項目について、それぞれ提案並びに提言をまとめたものである。さらに1年後には、「21世紀初頭 大阪歯科大学の針路」〔大阪歯科大学と社会がまとめられた。その表題どおりに諸活動と社会との関りの面から社会貢献及び自己点検評価について評価している。以上の総合将来計画を実現する上からも、しっかりした財政基盤による支援が必要となる。しかし、本学においては中・長期的な財政計画では支出を抑えることにより収支のバランスを均衡化させていかねばならず、その手始めとしてまず、予算編成上で単年度収支のバランスをとりつつ、継続年度において中間評価した上で修正を図り、財政健全化への目標を達成していくことが必要である。すなわち、必要な基本金の積み立てを行い、かつその他の固定資産を取り崩すことなく、予算収支のバランスが取れるような編成を行うことが優先される。本学では、将来計画の中で財政負担を伴うものは、予算編成時に翌年度の収支状況を勘案した上で予算化されているが、学舎が3か所に分かれており、それぞれに大規模な補修工事が必要となってきたため、減価償却引当金の積み立てが急務となっている。

現在、本学が財政的に厳しい状況にあることは否めない。しかし、借入金がないことも本学の財務の特質である。本学に今、必要なことは自助努

力において単年度における収支バランスを建て直し、現在の収入に応じた収支構造に変えていくための施策をとることである。ここ数年、本学は予算編成過程で経費節減が求められる中、教育研究経費を据え置き、一方管理経費を中心に予算削減を続けている。今後は、教育研究経費についても、その中身には十分配慮しながら、費用対効果の観点から精査していくことが必要である。また財政を圧迫している人件費については、2007年度から新給与体系を施行することになっている。

(外部資金等)

本学は学生生徒等納付金をはじめとして収入面での伸びが期待できない状況にあり、教育研究レベルを維持・発展させるためには、積極的に科学研究費等の外部資金を確保することが重要になってきている。また、資産運用収入においても、安全かつ有利な方法で検討を重ねていく必要がある。

本学の2001年度における科学研究費の採択件数、補助金額は40件7,020万円であったが、その後、漸減の状況となっている(表-12-2)。研究助成金、委託研究費等の外部資金においても、2001年度以降、漸減状況になっている(表-12-3)。科学研究費は交付金額、交付率ともに低く、新規採択率も全国平均以下となっており、改善がせまられている。また、受託研究、寄付金等についても、年度ごとの交付金額に大きな差があり、安定して外部資金を確保できるよう対策を検討する必要がある。

表 I-12-2 科学研究費補助金申請・採択状況

(新規・継続 合計)

	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
申請件数	150	96	102	133	144
採択件数	40	38	31	31	30
補助金額(円)	70,200,000	60,700,000	59,500,000	62,200,000	40,100,000

(新規採択)

	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
申請件数	150	96	102	133	144
採択件数	22	17	15	14	9
補助金額(円)	40,000,000	35,600,000	41,900,000	32,800,000	14,100,000

表 I-12-3 外部資金受入推移

(単位:円)

年度 科目	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
委託研究費	5,300,000	11,860,665	4,155,800	7,800,000	3,200,000
寄付金	0	0	1,300,000	200,000	1,600,000
研究助成金	11,360,000	4,260,000	700,000	2,860,000	1,900,000
厚生労働省 研究費他	0	0	6,000,000	19,500,000	17,000,000
合計	16,660,000	16,120,665	12,155,800	30,360,000	23,700,000

## ( 予算編成 )

本学は、8月末までに理事会において次年度の予算大綱を作成し、各部署の予算責任者に通知している。予算責任者は予算大綱に従って教育研究計画及び事業計画書を作成した上で、予算案を提出する。その後、経理課において全部署からの提出書類を積算して、全体の予算要求書を作成する。11月から12月にかけて予算責任者をはじめ財務担当者による予算委員会を開催し、各部署からの予算申請を当該事業計画に照らして妥当性等を審議し、折衝を重ねた上で最終的に予算案が取りまとめられる。

限られた収入源に適合した支出にするため、基礎的収支バランスを計りながら予算編成を心がけている。予算委員会においては、個々の教育研究計画及び事業計画と予算大綱とを厳密に検証している。予算配分は予算編成方針に基づいて審議を経て決定される。

予算執行は、予算単位責任者の下で適切に行われている。一方、教育研究について複数の講座が共同でプロジェクトを行う場合、予算配分並びに予算執行に関して新たなルール作りが必要となってきた。

## ( 予算の配分と執行 )

予算執行については、予算単位責任者の責任で執行され、執行部署では補助簿等で常に予算残高を把握している。教員研究費は講座・教室又は個人単位で配分されている。講座費等の執行は大学庶務課が所管し、教員研究費の執行状況を確認できる。

予算は事業計画に従って予算執行されるが、物品購入・工事等については事前に文書による決済を受ける。予算執行に際して、硬直的な慣行にとられないことが必要である。年度計画が予定どおりに行えない状況になった場合には、再評価の後に事業の縮小あるいは取り消しまでも検討して

いく心構えが求められる。購入伺・工事伺等の決済は形式的に陥りやすい面があり、審議機関で再審査が必要な事項も多い。また、事業計画と事業報告の検証を総括的な方法だけで終わらせるのではなく、細部における検証システムを確立することが必要になっている。

#### （財務監査）

寄付行為に基づく監事による監査は、年1回（5月）に実施され、大学全体の固定資産（機器備品）の監査（8月）にも立会い、理事会及び評議員会に報告されている。私立学校振興助成法に基づく公認会計士による監査については、期中監査は延べ10日間、決算監査として延べ7日間実施され、監査結果は理事長に報告されている。

今後は、改正私立学校法に規定された監事機能の強化に鑑み、求められる監査システムに向けて従来からの慣行を発展させるとともに、一般業務についての不正・脱漏を防止し、大学の経営を考えた内部監査制度を検討する必要がある。

財務情報の公開については、本学には説明責任に関する事項を定めた規程等はないが、財務の公明性を担保するとともに、公開することにより財務状況についての認識を共有することができ、そのことは改善への努力要因となる。本学では、これまで公開すべき書類を整備して学内報に掲載し、同時に関係者への閲覧に供してきた。

#### （私立大学財政の財務比率）

財務比率は、学校の財務状況を示す客観的な指標であり、経年的に分析することにより学校の財務状況が把握できる。本学の消費収支関係の財務比率は以下のとおりである（表 I-12-4）。

人件費比率の適切性（低い値が良い。）

過去5年間を通じて見ても、私立大学及び同系大学に比較して高い人件費比率で推移してきており、支出過大の大きな要因となっている。

人件費依存率の適切性（低い値が良い。）

人件費比率と同様に、健全な大学財政の観点から適切性を欠いていると指摘でき、年度予算の編成時には段階的に改善への方策を取る必要がある。

教育研究経費比率の適切性（高い値が良い。）

2001年度までは40%以上の比率であったのが、2002年に40%を割り込んで以降は30%半ばで推移し、わずかに全国平均に比肩する状態が続いている。

管理経費の適切性（低い値が良い。）

過去5年間を通じて同系大学に比較して約2倍の比率を示し、全国平



均よりも大きく適切とは言えない。

基本金組入率の適切性（高い値が良い。）

2002 年度以降はそれまでに既に低位であった組入率がさらに低く推移し、適切性を欠いている。

消費支出比率の適切性（低い値が良い。）

過去 5 年間を通していずれの年度も 100% を超過しており、同系大学に比較して高い。

以上、6 項目の消費収支計算書関係比率の中で、教育研究経費比率を除く他の 5 項目はいずれも適切性を欠いていると言え、早急に改善策を取る必要がある。

表 I-12-4 消費収支計算書関係比率

区分・年度	公 式	2001 年度 (%)	2002 年度 (%)	2003 年度 (%)	2004 年度 (%)	2005 年度 (%)
人件費比率	$\frac{\text{人件費}}{\text{帰属収入}}$	69.63	64.41	60.08	64.18	64.46
人件費依存率	$\frac{\text{人件費}}{\text{学生納付金}}$	111.88	98.72	91.11	99.08	103.84
教育研究経費比率	$\frac{\text{教育研究経費}}{\text{帰属収入}}$	44.79	32.81	37.86	35.14	32.57
管理経費比率	$\frac{\text{管理経費}}{\text{帰属収入}}$	10.71	10.22	11.10	11.49	10.52
基本金組入率	$\frac{\text{基本金組入額}}{\text{帰属収入}}$	9.17	1.85	1.69	1.36	1.14
消費支出比率	$\frac{\text{消費支出}}{\text{帰属収入}}$	125.17	107.61	109.12	111.29	107.62

本学の貸借対照表関係比率は以下のとおりである（表 I-12-5）。

固定資産構成比率の適切性（低い値が良い。）

過去 5 年間のデータとともに全国平均に比較して高く、90% を超えるレベルで推移してきた。

流動資産構成比率の適切性（高い値が良い。）

過去 5 年間ともに 5% を割り込むデータで経過してきており、適切性を欠いている。

固定負債構成比率の適切性（低い値が良い。）

これまでの実績では、全国レベルより 1 ~ 2 ポイント高めで推移し

てきた。

流動負債構成比率の適切性（低い値が良い。）

全国平均より約3ポイント低く推移し、ほぼ適正レベルといえる。

自己資金構成比率の適切性（高い値が良い。）

この指標についても、全国平均より1～2ポイント高めに推移し、適正レベルといえる。

以上、5項目の指標の中で、流動負債構成比率及び自己資金構成比率を除く他の3指標の改善が必要である。

表 I-12-5 貸借対照表関係比率

区分 分類	公式	2001年度 (%)	2002年度 (%)	2003年度 (%)	2004年度 (%)	2005年度 (%)
固定資産 構成比率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{総資産}}$	96.0	96.1	96.1	95.8	95.1
流動資産 構成比率	$\frac{\text{流動資産}}{\text{総資産}}$	4.0	3.9	3.8	4.2	4.8
固定負債 構成比率	$\frac{\text{固定負債}}{\text{総資産}}$	10.9	11.1	11.3	11.2	10.9
流動負債 構成比率	$\frac{\text{流動負債}}{\text{総資産}}$	3.7	3.8	3.5	3.7	3.8
自己資金 構成比率	$\frac{\text{自己資金}}{\text{総資産}}$	85.4	85.2	85.2	85.0	85.3

### 1 3 事務組織

#### 1) 役割と活動目標

事務組織は、全学の管理運営と教育、研究及び診療等の支援という重要な役割を担っている。大学の経営面に配慮しつつ、合理的な事務組織を編成し、事務の効率化、経費の合理化を図り、法人事務及び大学事務の円滑な遂行を通じ、教育研究の発展に資することを目標としている。

また、教学組織との連携強化を図り、高等教育を取り巻く新たな課題にも積極的に取り組む。

#### 2) 現 状

##### (事務組織と職員数)

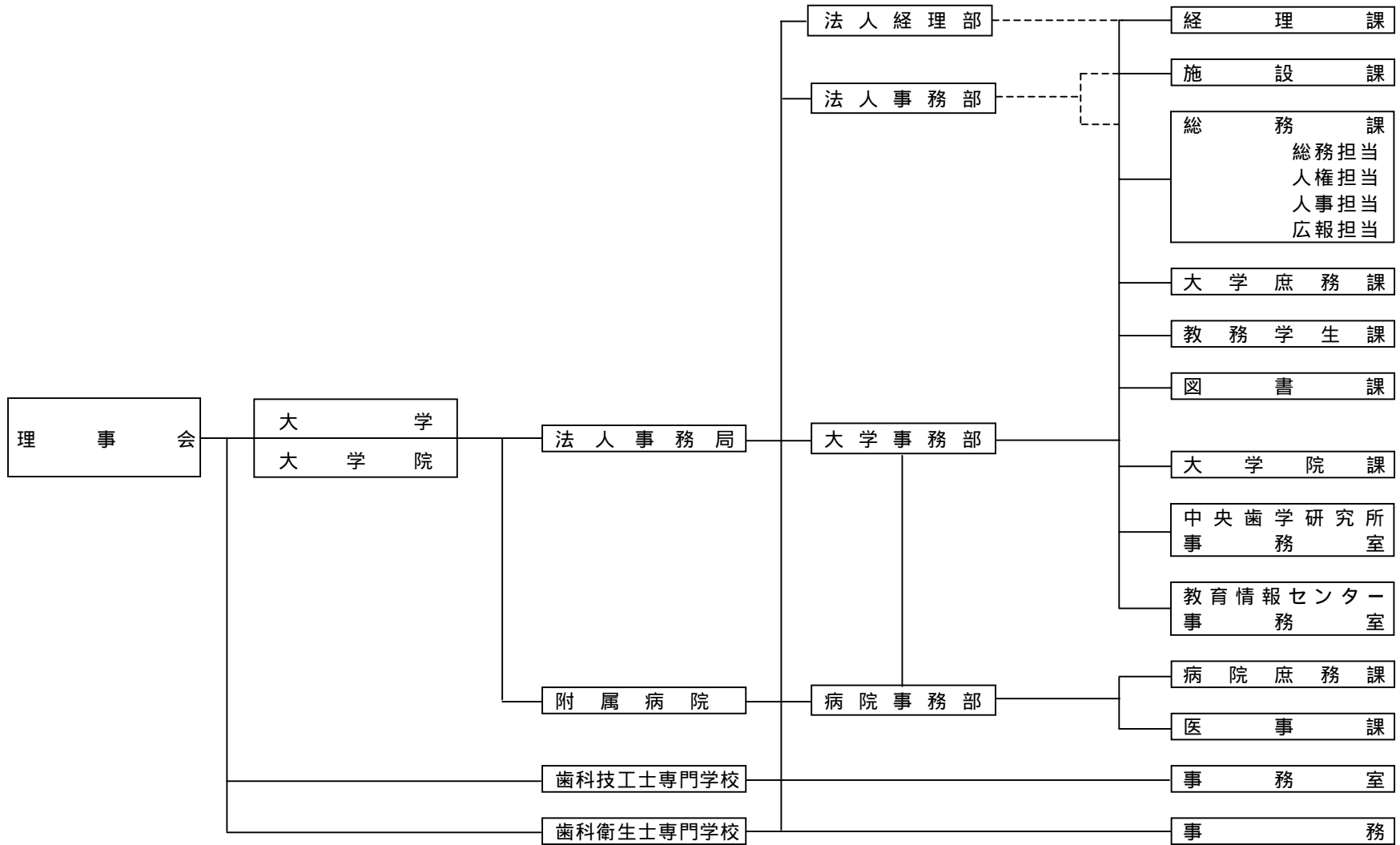
2002 年度以降数次にわたる事務組織の見直しを行い、2006 年度現在では、法人事務と大学事務を兼務する総務課、経理課及び施設課の 3 課と、大学事務を担う大学庶務課、教務学生課、大学院課の 3 課を設置している。そのほか、図書館に図書課、病院事務部に病院庶務課及び医事課、中央歯学研究所及び教育情報センター並びに併設校である歯科技工士専門学校及び歯科衛生士専門学校にそれぞれ事務室を置いている。

医療職を除く専任事務職員数は、事務の合理化や業務の外部委託の推進等により、2000 年度 107 人から、2006 年度 89 人と、18 人の人員削減を図っている(表 13 1)。

表 13 1 大阪歯科大学事務職員数の推移

年 度	専任職員					兼務職員 臨時職員	
	事務職	技術職	医療職	労務職	小 計	パートタイマー	合 計
2000 年度	90	8	77	9	184	33	217
2001 年度	90	7	78	10	184	32	217
2002 年度	83	7	96	10	195	0	195
2003 年度	79	7	98	10	194	4	197
2004 年度	79	7	98	10	194	1	195
2005 年度	77	7	99	10	193	2	195
2006 年度	76	6	97	7	186	3	189

図 13 1 大阪歯科大学事務組織図 (2006年5月1日現在)



#### （事務組織と教学組織との関係）

法人の最高意志決定機関として理事会及び評議員会を置くとともに、人事委員会、予算委員会、財務企画委員会等の審議機関を置いている。これらの審議機関には事務職員も委員として加わり、事務の立場から重要な情報の整理・提供に努めるとともに、新しい課題への対応等について積極的に審議に参加している。

大学には、重要な事項を審議するため、教授会のほか、総務部委員会、教務部委員会、学生部委員会等の審議機関を置いている。これらの委員会等には、一部を除き事務職員は委員として加わっていないが、教員と協力しつつ、大学を取り巻く情勢、国の政策や、学生の履修状況及び進級状況等について、情報の収集・整理を図り、また事前に担当課長が委員長と審議事項に関し打ち合わせを行うなどにより、審議の促進を支援している。

#### （事務組織の役割）

総務課においては、総務担当、人事担当、人権担当及び広報担当と4つの担当を配し、総務担当では、諸規程の整備、文書の保存、業務委託及び自己点検・評価の編集等に関する事務を、人事担当は教職員の任免手続き、教職員の勤務管理及び勤務評価、職員の研修及び教職員の福利厚生等に関する事務を、人権担当は人権啓発活動に関する事務を、広報担当は大学情報の公開及び広報に関する事務をそれぞれ担当している。人事担当において教職員の勤務評価の改善が課題となっている。

経理課においては、予算の作成、給与及び旅費の支払い、固定資産の取得及び処分、各種補助金の経理事務全般を担当している。臨床研修歯科医の必修化等に伴う費用の増、医療保険制度の改定に伴う病院収入への影響等により、既定経費の縮減等が課題となっている。

施設課においては、施設・設備の維持保全及び工事の請負契約等に関する業務を担当している。

大学庶務課においては、大学の諸行事、渉外、国際交流及び献体等に関する事務のほか、化学、生物学教室の教室実習補助業務や各講座の予算執行管理等に関する業務を担当している。

教務学生課においては、入学者選抜、カリキュラムの策定、単位認定及び進級、歯科医師国家試験、学生の健康管理及び生活指導に関する事務を担当している。

大学院課においては、大学院の教務事務のほか、教員の研究業績、学内における各種助成金や科学研究費補助金等競争的資金の獲得支援に関する事務を担当している。

#### ・職員の能力向上

各課・事務室におけるオン・ザ・ジョブ・トレーニング（OJT）を通じ、当該業務に関する知識の向上に努めている。また、日本私立大学協会、私立大学

管理事務研究会及び文部科学省等の主催する研修会に積極的に事務職員を派遣し、幅広い知識、能力の向上を図っている。

### 3) 点検・評価

#### (事務組織と教学組織の関係)

業務分野ごとの重要な事項を審議するため、総務部委員会、教務部委員会、学生部委員会、カリキュラム委員会、国際交流部委員会、大学院委員会などを置き、これら委員会の事務担当課を明確(例えば、教務部委員会 - 教務学生課、国際交流部委員会 - 大学庶務課、大学院委員会 - 大学院課)にするとともに、一部の委員会(総務部委員会など)には事務職員も委員として審議に参画している。教学関係においては、教員役職者である教務部長と事務組織である教務学生課とで、教育課程編成、授業時間割の作成・実施、学生の履修状況及び進級認定の状況等について日常的に打ち合わせを行い、また、学年ごとに行われている学年指導教授とでは、問題のある学生についての情報や指導方針について意見交換を行っている。これらにより、事務組織と教学組織との間で緊密な連携協力が確保されている。

教学関係の重要な事項を審議するため、教授会のほか、各種委員会を設けていることは上記に述べたとおりである。事務組織は、情報の収集・分析を通じ、審議事項の整理や会議の管理運営を支援していくことにある。

教授会では、学長、副学長及び主要な役職者の事前打ち合わせに、大学事務部長及び教務学生課長が加わり審議事項等の整理を行うとともに、教学関係の各種委員会では委員長と担当課長とで事前の打ち合わせを行うことなどにより、一体性を確保するよう努めている。また、関係諸団体の動向に関する情報や学生の単位修得状況等から見出される問題点について教務部長あるいは学生部長に速やかに伝達するようにしている。これらのことにより、教学組織との有機的一体性ととも、相対的独自性が確保されている。

#### (事務組織の役割)

教学に関わる企画・立案・補佐機能を担う事務組織として、教務学生課及び大学院課を置いている。これらの課においては、学生の履修状況や進級状況等の情報を収集・分析し、教学組織へ提供することにより、教育研究の充実に支援している。特に2005年度においては、CBT及びOSCEについて2006年度からの本格導入に向けて、(社)医療系大学間共用試験実施評価機構の準備状況の把握に努めるとともに、CBT委員会、OSCE委員会を立ち上げ、これら新しい試験の円滑な導入に貢献した。

注) CBT (Computer Based Testing) - 臨床実習開始前までに修得しておくべき必要不可欠な知識を総合的に理解しているかを評価する試験

OSCE (Objective Structured Clinical Examination) - 臨床実習開始前に行う客観的臨床能力試験

歯学系では、試行を経て2006年度から本格導入された。

教学関係については、最終決定権が教員組織にあることもあって、事務組織では、教学関係の各種委員会の決定を受けての業務の執行と、関係諸団体の動向の把握や学生の履修状況等の情報・分析あるいはそこから見出される問題点の指摘に留まっており、十分な企画・立案機能を担っているとは言い難い。

予算に関しては、本学経理規程において、予算の基本方針は、理事会が決定し、理事長はこれによって予算大綱を定め、予算単位責任者（講座責任者等）に通知すること、予算単位責任者は教育研究計画書又は事業計画書を作成し、事務局長に提出すること、提出された予算積算書を経理課で集計整理し、予算会議に提出すること、予算案は毎年1月までに編成し、理事会に提出することとしている。

経理課では、決算の分析を行い、予算に反映させるべき内容を財務担当理事に報告し、学内予算編成の基本方針の策定に生かすとともに、財務担当理事の学内各組織からのヒアリングの企画実施を行っている。予算委員会に法人事務部長、経理部長、大学事務部長等の事務職員が委員として参加するとともに、予算原案の作成を行う予算会議には、事務局長が委員として加わり、その審議に参画している。

これらにより、学内予算編成過程において、適切に事務組織としての役割が果たされている。

最高意思決定機関として理事会、評議員会があり、その庶務は総務課が担当している。総務課では、必要な資料等の提供、企画案の作成、会議の運営業務を行い、意思決定が適切かつ迅速に行われるよう支援している。教学の審議機関である教授会、研究科会議の決定事項も理事会の議に付され、法人としての最終的な意思決定が行われている。

理事会の決定事項は、文書、ネットワーク等を通じて伝達し、教授会においても報告している。また、事務部課長で構成する管理職者会議において報告し、事務組織内部での情報の共有を進めている。

このように、法人組織と教学組織の情報の共有が行われるとともに、総務課が中心となって、法人及び教学組織の決定事項を文書、ネットワーク等により教職員に適切に伝達されている。

国際交流に関しては、大学庶務課が国際交流部委員会の庶務を担うとともに、教員及び学生の海外派遣、学術交流協定校との教育研究上の交流に係る連絡・調整及び外国人研究者・学生受け入れの際の企画・調整を担当するほか、国際交流助成の事務を行っている。

大学入試に関しては、教務学生課が入試委員会の庶務を担当するとともに、入試広報活動、入学者選抜方法検討のための情報収集、学生募集要項の作成、入学試験実施要領の作成、オープンキャンパスの企画・立案等を行っている。大学院入試に関しては、大学院課が大学院入試委員会の庶務や各種作業を担当している。

就職支援の専門事務については、歯科の単科大学であり、卒業者のほとんどは歯科医師あるいは歯学研究者に順調に進出しており、その必要は生じていな

い。

このように、国際交流、入試の専門業務に対し、事務組織は適切に関与している。

大学運営を経営面から支える事務組織として、総務課、経理課、施設課を置いている。これらの課では、学校経營業務に当たる下表のとおり常務理事と直結する形で、当該所管業務の企画、立案、調整事務を行っている。

総務担当常務理事 1 名	理事 2 名	総務課総務担当、施設課ほか
人事担当常務理事 1 名	理事 2 名	総務課人事担当
財務担当常務理事 1 名	理事 2 名	経理課

重要な事項については、それぞれ担当の常務理事及び理事と事前に調整の上、常務理事会、人事委員会、予算委員会に提案し、最終的に理事会に上申している。

このように、経営面を支える事務局機能を果たすための体制が構築されている。

#### (事務組織の機能強化のための取り組み)

2002 年度以降の事務組織の見直しは、楠葉、天満橋及び牧野の 3 キャンパスに分離したことにより増加した課・室を再編統合し、事務組織間の連携強化と業務の効率化を図るために行ったものである。これにより、2000 年度に 19 あった課・室は、2006 年度には 12 に再編統合されている。

教務学生課における CBT、OSCE の円滑な導入、オープンキャンパスの企画・実施、大学院課における情報ネットワークを活用した競争的資金に係る情報提供、総務課における情報ネットワークによる学内規則や各種委員会の議事録の提供、教育情報センターにおける 3 種（学外、学内教職員用、学内学生用）のホームページの充実など、事務の効率化の取り組みは見られるものの、最終決定権が教員組織にあることもあって、前例を踏襲する形で多くの事務が進められており、事務の改善・合理化に関しては総じて低調である。

事務職員数の少ない本学のような単科大学にあっては、職員一人一人の日頃の研鑽努力に頼らざるを得ない面もあるが、職員が知恵を交換する場を設定することや事務改善提案制度を設けることなどを検討し、事務の効率化・機能強化を図ることとしたい。

#### 4) 課題と改善・改革の方策

本学は、歯科の単科大学で、学生数 860 人、教員 206 人、職員 186 人の小規模の大学であることを反映して、法人事務と大学事務を一応は区分しているものの、両事務を一体的に実施する事務組織としている。

教員と学生はもとより、教員と職員、職員と学生の交流が日常的に行われ



ており、情報の共有が行われやすい環境にあり、職員と教員及び学生との交流、情報交換がさらに一層発展するよう努めてまいりたい。

大学を取り巻く環境の変化に伴い、職員の業務は一段と複雑化し、高度化しており、事務処理能力の向上、特に新しい事柄に対する企画・立案力の向上が求められている。事務組織が取り組むべき課題と方策を列記すれば次のとおりである。

#### 研修の強化

事務職員数からして、専門的な事務能力の向上のためには、外部に頼らざるを得ない面があるが、業務上の必要性を勘案して、より計画的に研修を行うよう改善を図る。

#### 教職員の勤務評価の改善

職員の業務実施状況を正當に評価して、職員の意欲の向上を図る必要がある。2006年10月に教員の評価のあり方を検討するための小委員会を設けたところである。教員の意見を聞きながら、本学の教育研究を充実するような方向で早急に結論を取りまとめることとしている。

#### 経費の縮減

歯科医師臨床研修の必修化に伴う費用の増、医療保険制度改定の病院収入への影響等により、既定経費の縮減が課題となっている。現在、予算委員会において2007年度予算編成作業を行っているが、同予算において既定経費の縮減方策を取り入れられよう検討を進めている。

#### 競争的資金に係る支援の充実

科学研究費等競争的資金に関して、これまで学内ホームページ上での情報提供、説明会を開催するなどの支援を講じてきているが、2006年度においてはこれらのほか、啓発を目的とした多色刷りのポスターの掲示や新任教員を中心とした計画調書作成方法などの講習会を実施し、より充実した支援に努めることとしている。

## 1.4 自己点検・評価

### 1) 目標

本学における自己点検・評価は、教育・研究活動、病院医療活動、社会貢献活動及び管理運営の状況等を総合的に点検し、評価するとともに、問題点を抽出して改革・改善を図ることを目標としている。

### 2) 現状と点検・評価、改善・改革の方策

#### (自己点検・評価)

本学は、自己点検・評価の重要性に鑑み、1993年4月に「大阪歯科大学学則」の改正を行い、自己点検・評価に関する委員会の設置を明記した。さらに1993年6月に「大阪歯科大学自己点検及び自己評価に関する規程」(以下「自己点検・評価規程」という。)を制定し、自己点検実施委員会を設置して活動を始めた。自己点検運営委員会は、学長を委員長に、委員長の指名により副学長である教授職理事、教務部長、学生部長、大学院研究科科长、附属病院長などのほかに教授会メンバー、事務部職員などで構成されている。また、自己点検実施委員会では法人、教育・研究、病院、事務の各部門の委員が作業を分担して行うこととした。また、「自己点検・評価報告書」編集委員長には研究科科长が当たり、自己点検・評価活動の取りまとめの上、報告書の刊行を行っている。

1994年には本学で初めて、1992・1993年度の2年間の自己点検・評価の結果をまとめた自己点検・評価報告書「大阪歯科大学の現状と課題」を刊行した。この刊行に際しては、大学基準協会発行の「大学の自己点検・評価の手引き」等を参考に、「教育・研究」のほかに「財政」、「附属病院」、「国際学术交流」、「専修学校」などの評価項目を設けることで、本学の特色を示すこととした。その後、おおむね2年毎に、具体的には1994・1995年度、1996年度、1997・1998年度、及び1999・2000年度に自己点検・評価を行い、その報告書を刊行してきている。

1997年度には、第三者評価機関である大学基準協会の相互評価を受けることを教授会で決定し、1998年8月に「点検・評価報告書」、「大学基礎データ調書」とともに本学独自の点検・評価「講座・教室の教育活動に関する自己点検・評価」を添付して、大学基準協会へ提出した。

1999年3月に「相互評価の認定を行うことが適当である」との通知を受け、相互評価認定校となった。この講評結果を受けて、この内容を学内外に公表し、1997・1998年度を内容とする「大阪歯科大学現状と課題」として刊行した。また、これと並行して2001年には、「大阪歯科大学史(四)」、「大阪歯科大学院史(二)」を刊行し、教育、研究、診療の各部門に関する成果を紹介し、関係各方面に公表した。

上述のとおり、本学の自己点検・評価体制については、自己点検運営委員会

の下に法人部門、教育研究部門、病院部門、事務部門の各部門に自己点検実施委員会を置き、全学的に自己点検・評価を実施できる体制をとっている。また、自己点検・評価規程において「毎年度定期的に、また長期的に実施すること」とその原則を定めていることから、制度システムは優れていると言える。しかしながら、1992年度から2000年度まではおおよそ2年毎に自己点検・評価が実施されてきたが、1997・1998年度の報告書について、大学基準協会の相互評価結果をベースに一部加筆することとし、2002年に遅れて刊行したこともあって、2000年度以降は行われておらず、今後は定期的に行うようにする必要がある。

#### （自己点検・評価と改善・改革システムの連結）

自己点検・評価規程第1条の趣旨において、「教育研究活動等の現状を絶えず把握し、教育研究活動等を体系的、定期的かつ自主的に改善し、改革するための自己点検・評価」と規定し、自己点検・評価の結果（相互評価認定などを含む。）について、理事会、教授会などの会議に報告し、自己点検・評価報告書として刊行するとともに、本学の学内報や広報誌「ODUNews（大阪歯科大学広報）」にその概要を掲載している。

自己点検・評価の結果について、教授会に報告された後、教授会の下に置かれた審議機関（例えば、教務部委員会、学生部委員会など）で、改革・改善方を検討することとしている。

1999・2000年度自己点検・評価結果を踏まえ、1999年の歯科大学学長・歯学部長会議が作成した「歯科医学教授要綱」及び2001年に医学・歯学教育の在り方に関する調査研究協力者会議が策定した「21世紀における医学・歯学教育の改善方法」に基づく新カリキュラムがいち早く導入されたほか、教育研究の活性化に資するための教員の任期制や教員の業績評価について積極的な検討が行われるなど、一部はその後の改善に生かされているものの、今回の自己点検・評価においても、同種の課題が散見される。これまで以上に改善・改革のシステムが生かされるよう努力していくことが求められる。

#### （自己点検・評価に対する学外者による検証）

1994年に自己点検・評価報告書として「大阪歯科大学の現状と課題」を刊行して以来、5回にわたり自己点検・評価を行ってきた。

この間に大学基準協会実施の大学評価制度である「相互評価」へ本学も申請する機運が高まり、1997年12月の教授会で申請することが承認された。そして自己点検・評価書、大学基礎データ調書等の作成は、1998年度自己点検実施委員会が行い、相互評価を受け、1999年3月に「相互評価の認定を行うことが適当である」との通知を受け、相互評価認定校となった。

このように、1998年度の大学基準協会の相互評価では、大学基準に適すると

して認定を受けた。認証評価機関における評価が義務化された現在、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備等の状況について、確実に自己点検・評価を行い、7年毎に大学基準協会等の認証評価機関の評価を受け、大学の充実発展に生かしていく必要がある。

(大学に対する指摘事項及び勧告などに対する対応)

文部科学省からの指摘事項はない。1998年度に大学基準協会の相互評価を受けた際に、「大学院歯学研究科の臨床系に定員超過が見られる一方、基礎系の志願者数及び入学者数が少ない傾向にあるので、改善されることが望まれる。」との助言を受けた。

このことについて、大学院委員会、大学院研究科会議で審議し、「2001年度から入学試験を一次(9月)、二次(2月)の2回実施し、受験機会を増やしたこと、2003年度に入学定員を30名(基礎系12名、臨床系18名)に見直したこと」のほか、「歯学部卒業生の臨床志向が強く、この傾向は今後も継続すると思われるが、引き続き入学試験制度の見直しを含めた改善を行っていく。」ことを内容とする改善結果報告書を2002年に大学基準協会に提出し、2003年に協会から「今後の努力を見守りたい」との回答を受けている。

その後、2005年度卒業生から、歯科医師臨床研修が必修化され、卒業生の全てが臨床研修を受けることとなったため、2006年度の歯学研究科入学者は激減した。今後、歯科医師臨床研修修了者の動向も見極めながら、大学院入学試験制度の改善のみならず、魅力ある大学院に向けて資料蒐集を図り、改善策を講じる。その方策として考えられるのは、大学院講義の改善、経済的支援、大学院修了後の進路相談などである。

## 15 情報公開・説明責任

### 1) 目 標

大学が教育研究機関として果たすべき社会的役割及び公共性に鑑み、社会の各方面に向け積極的に情報を公開し、説明していく責任がある。本学における教育・研究、病院医療、社会貢献などの様々な活動の状況について、広く紹介し、本学の実像（現状）に対する正しい理解を得ることが目標である。

### 2) 現 状

本学では、広報誌である「ODUNews」を季刊で、大阪歯科大学研究論文目録を年刊で作成し、教職員に向けて発行し、本学の諸行事や研究活動その他の活動状況を紹介している。また、ホームページにおいて、建学の精神や理念・目的、入学案内、カリキュラム、学生生活、国際交流、公開講座などの情報のほか、適宜、財務情報を掲載している。自己点検・評価結果については、その報告書を印刷物として取りまとめ、学内・学外に公表している。

本学においては、国立大学法人のように情報公開請求窓口は設けていないが、情報公開請求や資料請求があった場合には、事務部の総務課で適切に対応している。その際、個人情報保護に関する規程に基づき、個人情報の保護にも十分な配慮をしている。

### 3) 点検・評価

#### (財政公開)

本学では、教職員に対しては申し出があれば、財務諸表の閲覧を認めてきた。また、主に教職員に配布される広報誌において「資金収支計算書」と「財務比率」を公表してきた。いずれも、財務情報の公開は学内及び広報誌送付先の大学に限られていた。しかし、2005年度決算から、広報誌に主要な財務諸表である「資金収支計算書」、「消費収支計算書」及び「貸借対照表」を掲載するとともに、同じ内容を本学のホームページにも掲載して財務状況を一般にも公開している。

このように、2006年度において財務情報の公開をさらに進め、広報誌に主要な財務情報を掲載するとともに、ホームページ上に一般に公開したことは評価できる。

#### (自己点検・評価結果等の公開)

1991年の大学設置基準の改正に伴い、各大学では自己点検・評価が努力義務となった。本学でも1992・1993年度の自己点検・評価をまとめた「大阪歯科大学の現状と課題」が1994年に刊行されたのを始め、現在まで5回刊行し、学内においては、理事会、教授会及び図書館等関係部署に配布するとともに、学

外に対しては、私立歯科大学協会及び関係歯科大学に送付している。1998年度に実施した大学基準協会の相互評価結果についても、1997・1998年度の「大阪歯科大学 現状と課題」の中に報告書としてまとめて配布している。このように自己点検・評価結果報告書を印刷物として取りまとめ関係機関に配布していることは評価できるが、印刷物としての配布には費用等の面で限りがあり、今後はホームページ等を利用した公開も検討する必要がある。

#### 4) 改善・改革の方策

本学の学外ホームページは、1997年に整備し、大阪歯科大学の情報発信の有力な手段として位置付けてきた。

2002年度に改訂を行ったが、その後のIT技術の目覚ましい進歩もあって、情報発信先が明確でない、新着情報が少ないなどの問題点を指摘されている。2006年度にホームページ検討委員会を設置して全面刷新を検討しているが、この中で自己点検・評価報告書の見やすい掲載など上述の課題も解決していきたい。

## 大学院

本学の大学院歯学研究科は、歯学部を基礎として設置され、大学院教員は学部教員が兼ねて担当している。本項では、このような実態を踏まえて、研究活動と研究環境、社会貢献、事務組織、自己点検・評価、情報公開・説明責任は、大学・学部の項で一括して点検・評価することとし、大学院固有の事柄がある研究科の使命及び目的、博士課程の教育内容・方法、大学院学生の受け入れ、教員組織、施設・設備等、学生生活への配慮、管理運営に関する点検・評価事項について述べることとする。

### 1 大学院研究科の使命及び目的・教育目標

#### 1) 大学院の目標

大学院における教育理念は建学の精神及び教育方針に則り歯科医療に関わる高等教育機関及び研究機関として教育、研究、診療及び社会的活動等を通して人類の幸福と福祉に貢献する使命を負うことをいう。そのすべての活動は自主独立の精神に貫かれていると同時に極めて高い倫理性、社会性並びに公共性が求められることを認識しつつ、本学大学院関係者はその使命達成のため不断に努力しなければならない。また、大阪歯科大学大学院学則第1条に規定されているように「歯学に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与するとともに、大学院生を当該専攻分野に関する高度の研究指導者として養成すること」が大前提である。研究指導者を養成し、研究の質の向上を図り、優れた研究を広く世界に広めるとともに、それらの成果を社会に還元し、高齢者社会に対応することが必要である。

以上のことを踏まえ本学大学院の目標として、歯科医療を支える広範な分野における研究を積極的に推進し、学理を探究する、そして、その成果を教育並びに診療に反映させる、学外の研究機関と広く提携し、数多くの研究プロジェクトに参加して研究成果を得る、教員の専攻領域に関わる研鑽を支援し、常に高度な研究レベルを維持させる。

#### 2) 現 状

前述の目的、目標の達成のため、1961年（昭和36年）4月に大阪歯科大学大学院歯学研究科博士課程が開設された。当初、入学定員は20名で歯科基礎系専攻8名、歯科臨床系専攻12名で大学院教育が開始されたが、2002年度入学者から大学院進学希望者の増加とともに本学の大学院教育研究の高度化及び後継者養成の下に本学大学院学則第9条に規定しているように入学定員を30名とし、歯科基礎系専攻12名、歯科臨床系専攻18名と変更した。

大学院の入学定員を30名に増員してしばらくの間は、充足率は約85%で

あった。しかし、2006年度入学試験の受験資格者は、歯科医師臨床研修及び医師臨床研修の修了者並びに2005年以前の歯科医師国家試験及び医師国家試験合格者のみになったので、同年度入学者は例年に比較して極端に減少した。大学院生の慢性的な減少状況の中で大学院に入学している学生は研究意欲に燃えた活動的な大学院生である。近年、研究の質が向上し、学生によっては impact factor の付与された国際誌に学位論文を投稿し、受理・掲載されているケースが散見される。大学院4年生の学位請求論文は当該年度1月の学位申請の締め切りに提出が間に合わないと4年で修了できない。それに間に合わすためには活発に研究を進め、論文を完成させ、投稿しなければならないので、国際誌に掲載される論文はかなりハードな状況の中で作成され、質の高い内容である。このように人材養成は完全ではないが、ある程度達成されている。しかし、このような質の高い研究を遂行した大学院生が、大学講座定員のため研究者として大学に就職できるとは限らない状態である。

### 3) 点検・評価

大学院生はほとんどが4年間で博士(歯学)の学位論文を完成させ、大学院を修了しているので、大学院の理念・目的等に合致した教育課程が構築されていると考えられる。しかし、ときには4年間で学位論文が完成できないケースもある。本人の意欲の問題や方針、経済的問題などで4年間の途中で退学する者や単位は修得したが学位論文が完成できていない場合もある。4年間で単位は修得しているが、学位論文が完成できない場合は満期退学となり、その後、専攻科研究生に関する規程に基づき引き続き研究を遂行し、学位論文を完成する制度は確立されている。4年間で学位論文が完成できない理由は種々あるが、最も大きな点は大学院生本人の意識の問題である。大学院への入学の動機が周囲から勧められたとか、自分の確たる信念で入学していない大学院生も散見されることに端を発している。勿論、大学院教員の指導によって学位論文を完成させるシステムを構築している。通常の出席をして研究をすれば学位論文が作成できる体制を取っているが、大学院生の自覚が欠如している場合がある。ほとんどは学位論文を完成させ、博士(歯学)の学位を取得している。

質の高い論文を発表した大学院生が研究者として大学に就職できるとは限らない状況にある。それは教員の定員枠があり、人事が停滞していることによる。そのため、有能な大学院生は学位取得後、他大学、特に医学部の助手として採用されている事例がいくつか散見されている。このことは広い意味での人材養成の目的は達成しているが、狭い意味では本学大学院にとっては人材養成の目的は達成されておらず、本学大学院にとって時間と労力を掛けて指導した効果が現れていないと考えられる。中には運よく、本学に職を持たた者は研究者と



して活躍している者もいる。しかし、質の高い論文を発表した大学院生が研究者として本大学に就職できるとは限らないのは人材養成の面から見ると大きな損失である。現在、Research Assistant (RA) 制度は確立されているが、Postdoctoral Fellow (ポスドク) 制度はまだ確立されていない。大学院生の学位論文として質の高い内容の研究をまとめて impact factor の付与された国際誌に掲載された者が大学に残れる体制が必要である。研究の質をさらに上げ、研究成果を社会に還元し、社会貢献そして国際貢献できるように今後、大学院生の指導強化を図り、科学廃棄物と言われない質の高い論文を公表できるように努力するとともに、研究者として活躍できる場の確保が必要であると考えられる。

#### 4) 課題と改善・改革の方策

医療系大学院ではありがちな現象であるが、臨床系の大学院では臨床教育の方にシフトし、大学院の本来の目的である研究に専念することがややもすると、なおざりになる傾向がある。ほとんどの大学院生は4年で研究が完結し、博士(歯学)の学位を取得しているけれども、何年かに極僅かの大学院生が単位修得は完了しているが、学位論文が完成していないことがある。これに対して研究指導とともに心理的、精神的支援も必要であるので、それらに対する相談窓口の設置が重要である。

研究の質の向上と限られた年数内に研究を完結するには、大学院生はもとより、指導者である大学院教員が率先して研究を行い、impact factor の付いている国際誌に頻繁に投稿し、掲載されるように努力する必要がある。何事についても「隗より始めよ」が肝心である。一部の研究者はそれを自覚し、研究の質の向上に努めているし、競争的研究資金の獲得に向けて努力を重ねていることから、進行のスピードは遅いが、徐々に改善に向かいつつあると考えられる。また、大学院生の一部にも impact factor の付いている国際誌に投稿し、大学院4年の間に受理掲載され、論文が公表されている者もいるので、この方向性をさらに進展するように努力しなければならない。優れた研究を行っている者に対してはそれなりの顕彰が必要であり、その面での規程の整備が重要である。大学院学則の第30条に規定されているので、この規定に基づき運用することが必要である。

国際化に伴い、外国との共同研究を発展させるにはやはり外国人留学生を取り入れる必要があるが、この面では遅れているので、改善する方向で検討が望まれる。一つの企画提案として、また、研究の多様化や多面化に伴い、社会人大学院生の入学も、今後大学院における研究の質の向上を図る上で必要なことである。これに関しては本学大学院学則第34条に規定されているが、その施

行細則の整備がまだ不十分であるので、その面での整備を進める方向で検討しなければならない。

## 2 博士課程の教育内容・方法等

### 1) 目 標

本学大学院学則第 1 条は「歯学に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与するとともに大学院生を当該専攻分野に関する高度の研究指導者として養成すること」を謳っている。これを受けて歯科医療に関わる高等教育機関及び研究機関として教育、研究、診療及び社会的活動等を通して人類の幸福と福祉に貢献する使命を全うすることができる教育を目標としている。

### 2) 現 状

#### (1) 教育課程等

##### (大学院研究科の教育課程)

学校教育法第 6 5 条に規定されている「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。」こと、及び本学は博士課程のみであるので大学院設置基準第 4 条第 1 項に規定されている「博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。」を前提とし 1961 年（昭和 3 6 年）4 月に大阪歯科大学大学院歯学研究科博士課程が開設され大学院教育が開始された。本学大学院の理念は、歯学に関する学術の理論及び応用を教授研究し、文化の進展に寄与するとともに、高度の研究指導者を養成することを目的とする学則第 1 条の趣旨に則り、自らが資質向上に努めることとしている。また、本学大学院の目的として「独創的研究によって、従来 of 学術水準に新しい知見を加え、文化の進展に寄与するとともに、研究者養成を主眼とし、専攻分野について研究者として自立し、研究活動を行うのに必要な高度の研究能力及びその基礎となる学識を養うこと」を掲げている。これに向かって大学院教育の中で主科目及び選択科目を設定し、主科目である主専攻分野については本学大学院学則第 1 1 条及び歯学研究科博士課程授業科目履修細則に基づき講義、実習を行い、さらに教授及び直接の指導担当者とともに研究の計画、実行を行っている。一方、選択科目については歯学研究科博士課程授業科目履修細則に基づき、大学院講義、大学院生希望講義、大学院セミナー、大学院特別講義を設定し、それに参加し、講義内容について討議し、本学大学院学則第 1 5 条の規定に基づき、単位認定している。なお、大学院講義を各専攻科の研究内容をもとに教授、助教授、及び講師が行っている。学会研修、学会発表、論文公表についてはそれぞれに基づいて単位認定を行っている。これらを

通じて研究活動を行い、研究者として自立できるように指導するとともに、専門的な知識習得を図り研究能力を身に付けさせ、研究能力の向上を目指して不断の努力を行っている。実際の研究に当たっては主科目専攻科主任教授の指導の下、絶えず大学院生と直に担当する教員を配置している。指導担当者については年度初めに提出する研究課題や研究計画にその名前を明記している。これに基づいて研究を行っているので、個別的な研究指導はかなり充実していると考えられる。

特に第1学年の大学院生に対して入学直後にオリエンテーションを行い、大学院教育の4年間の概要、履修科目及び単位修得について大学院歯学研究科科長が説明し、初年度における研究計画書を提出させている。また文献検索については入学時のオリエンテーションの一つとして図書館司書によるインターネットを利用してPubMedやScopusの説明会を開催している。大阪歯科大学大学院歯学研究科規程第50条の規定により次年度の研究計画を第1学年から第3学年の年度末近くには提出させ、年度が変わり、第2学年から第4学年の年度初めには同条の規定により前年度の研究成果を学長宛に報告することになっている。このようなことによって研究の進捗状況の把握が行われている。大学院修了要件は本学大学院学則第16条の規定により4年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格することである。単位修得の内訳は主科目が1年で5単位、2年で5単位、3年で7単位、4年で3単位の計20単位以上であり、選択科目では3年次終了時までには10単位以上の修得が必要である。

本学は単科の歯科大学であり、学部基礎を置く大学院の形態をとっているため、学部教育の中で大学院志向を持つように働きかけている。学部教育は態度教育、基礎科学教育、生命科学教育、健康科学教育、情報科学教育、英語教育、教養教育及び臨床教育の8分野から構成されている。学部教育では歯科医師としての素養及び臨床能力を身に付け、共用試験、歯科医師国家試験に合格する知識、能力を醸成している。歯学部4年生の学生は希望する研究室で、研究を体験するカリキュラムが組まれている。カリキュラムは週1回の割合で3回にわたって研究室で行われている研究を体験し、教育研究に資するシステムとなっている。この時期の研究室体験にインパクトがあっても、臨床教育に入り、歯科医師国家試験の合格後は1年間の歯科医師臨床研修を受けることが義務化されていることにより、大学院へ進学するよりも臨床家になることや、専門医を目指す傾向が強くなっている。大学院で研究に打ち込む傾向が少なくなっていることがうかがえる上にさらに大学院へ進学する者は臨床系の方が基礎系の領域を希望する学生よりも多い。

本学大学院は歯学研究科（歯科基礎系専攻・歯科臨床系専攻）であり、歯学

部に基礎を置く大学院歯学研究科である。学士課程における教育は学士（歯学）の学位を授与するためのもので、歯科医師国家試験の受験資格を得るものである。学士課程の教育で従来行われていた教養系教育、基礎系歯科学である解剖学、口腔解剖学、生理学と口腔生理学、生化学と口腔生化学、病理学と口腔病理学、薬理学と歯科薬理学、細菌学と口腔細菌学、歯科理工学及び衛生学と口腔衛生学の教育並びに臨床歯科医学である歯科保存学、口腔治療学、歯周病学、有歯補綴咬合学、欠損歯列補綴咬合学、高齢者歯科学、口腔外科学第一、口腔外科学第二、小児歯科学、歯科矯正学、歯科麻酔学、歯科放射線学及び隣接医学の教育を受けていたが、これらは統合講義に変更し、態度教育、生命科学教育、健康科学教育、情報科学教育、英語教育、教養教育、臨床教育に分類している。前述の従来の科目名は現れてこない。それらを修得した者がさらに博士（歯学）の学位を目指して専門領域の研究を究めるため、高度の研究指導者としての教育を受けている。したがって、歯学部教育と大学院歯学研究科教育は相互依存している。本学大学院は歯学専攻である一貫性の博士課程の教育課程である。前述の科目を担当する講座に基礎を置いた大学院専攻科がそれぞれの科目に応じて設置されている。すなわち、本学大学院学則第4条の規定により歯科基礎系専攻及び歯科臨床系専攻の2専攻があり、前者には2専攻の解剖学、生理学、生化学、病理学、細菌学、薬理学、歯科理工学、口腔衛生学の9専攻科があり、後者には歯科保存学、歯内治療学、歯周病学、高齢者歯科学、有歯補綴咬合学、欠損歯列補綴咬合学、歯科矯正学、2専攻の口腔外科学、歯科放射線学、小児歯科学、歯科麻酔学の12専攻科があり、それぞれが選択科目として大学院講義を行っている。また、主科目専攻における講義・実習に特化した専攻分野の教育も十分に行われていることから、教育内容の適切性は図られていると考えられる。

大学院入学から博士（歯学）の学位授与にいたるプロセスについては、まず入学後は研究科科長が大学院教育の概略を説明し、歯科基礎系専攻及び歯科臨床系専攻の区分けと大学院生が各専攻科において主科目及び選択科目を履修しなければならないことについて明らかにし、大学院修了に要する単位数、各学年における修得単位数、単位換算基準、大学院カリキュラムについて説明している。選択科目の単位は大学院1年生から3年生までに修得すること、それには大学院講義、大学院特別講義、大学院セミナー等への出席、さらには論文公表、学会発表、学会研修等によって単位が修得できることが縷々述べられている。大学院修了には4年以上在学して30単位以上を修得するとともに学位論文を作成し、学位審査及び試験に合格することによって博士（歯学）の学位が授与される。学位審査に当たっては主査・副査2名が論文調査会で論文調査を行う。その調査会には研究者が自由に参加でき質問を行うことができる。その

後、主査は大学院研究科会議で調査結果を報告して審査が行われる。したがって、このプロセスは妥当な内容である。この一連の流れが大学院入学から博士（歯学）の学位授与にいたるプロセスである。

（単位互換、単位認定等）

他大学との単位互換は現時点では行っていないので、単位互換に基づく単位認定は行っていない。

（社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮）

博士課程における社会人学生の入学制度については大学院研究科会議に諮った案は存在するが、まだ未決定である。なお、社会人を受け入れる制度としては専攻生制度がある。専攻生は研究を行い、学位論文を完成させることはできる。外国人留学生については大学学則の方で第41条に規定されているが、大学院への入学者は現時点では採用していない。

社会人再教育を含む生涯学習の推進に対応させた教育研究の実施状況としては、2006年度から義務化された国家プロジェクトの歯科医師臨床研修医制度を除いて、本学では社会人の再教育としては論文博士を目指す専攻生制度、臨床のスキルを高める研修医制度、開業医を対象とするポストグラジュエイトコース制度がある。それぞれの希望に応じた制度となり、各制度の趣旨が十分に反映された内容である。

（専門大学院のカリキュラム、連合大学院等の教育課程、「連携大学院」の教育課程）

本学は専門大学院や連合大学院、連携大学院のシステムを採用していない。

（研究指導等）

教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性に関して、本学では大学院歯学研究科に歯科基礎系専攻と歯科臨床系専攻の2つの専攻があり、前者には9専攻科、そして後者には12専攻科が存在する。歯科臨床系専攻の各専攻科の大学院生は主科目の専攻科研究室で研究を行っている場合と、数は少ないけれども研究設備の関係で歯科基礎系専攻の専攻科の研究室で研究を行っている場合がある。その場合でも歯科臨床系専攻の専攻科の指導教授の指示で設備や施設が自分の研究を行う上で整っている歯科基礎系専攻の研究室で共同研究という形で研究のノウハウを学んでいる。また、大阪歯科大学歯学研究科規程第28条の規定により大学院生の研究内容によっては学外の研究機関へ出かけて研究を行っている場合がある。いずれにしても次年度

の研究計画書を提出させるとともに、研究成果の報告書を提出させ、内容が充実するように図っている。

主科目における教育は実習によって行うとともに、研究指導に当たっては指導教授及び直接の担当者を決め指導教授の指示の下に直接の担当者から大学院生に対して動物実験の行い方、実験器具の扱い方、計測の仕方、データ処理方法、論文発表の抄録の書き方、学会発表資料作成、学位論文のまとめ方、論文原稿の投稿の仕方等について詳細に指導している。以上のことにより学生に対する履修指導を行っている。大学院歯学研究科の目的に沿い各専攻科の特色を表わした各専攻科による大学院講義、大学院生希望講義、大学院セミナー等への出席を促進して討議する習慣を付けさせるとともに学会発表、論文発表等によって研究者としての実力を涵養し、将来の研究者として自立できるよう指導している。

大学院生によっては第2学年で指導教授及び直接の担当者とともに国内学会、さらに国際学会での発表の機会を持ち、副論文の公表を行っている。学会発表は第2学年で半数程度になっているが、論文公表となるとさらに少ないのが現状である。多くは初めて作成するのが学位論文であるというのが現状である。主科目の履修は各専攻科において指導教授の指示の下、講義及び実習等によって行われ、研究は指導教授及び直接の研究担当者の指導により学位論文の作成に向けて鋭意努力がなされているので、各専攻科における履修指導は適切に行われている。選択科目については大学院講義、大学院特別講義、大学院セミナー等への出席並びに論文公表、学会発表、学会研修等によって単位換算が行われるが、これらの集計は年2回であるので、学生に対する履修指導の徹底を図る必要がある。

大学院生の主科目及び選択科目の単位修得状況の把握・検討を大学院委員会で行い、研究科会議で審議し、その内容について指導教授及び直接の担当者に連絡することによって、これまでの教員の教育・研究指導方法について熟考し、改善を図るように依頼している。このように指導教員による個別的な研究指導を行っている。

#### (医学系大学院の教育・研究指導)

歯科臨床系専攻の学生にとっては臨床教育も重要な事項である。近年、チーム医療が行われていることが多くなっているので、大学院学生もその一員として機能しているので、臨床教育については十分な指導を受け、知識・技能ともに向上している。また、臨床研修と研究に関しては大学院の低学年では臨床研修が主となっているが、高学年に向かうにつれて臨床研修の頻度を少なくしているし、低学年であっても研究及び臨床研修の曜日を予め限定して研究と臨床

研修の両立を図っている。

臨床系大学院生は1年次には臨床で診療に携わっている場合が多い。しかし、主治医になれないが、指導教員の下で患者の治療に当たっている。とくに臨床研究には直接の担当者のみならず複数の教員から手術術式、機械器具の取扱い方、検査データの読み方等について教育・研究の指導が行われている。

本学では附属病院と学部研究室が離れているため、曜日によって臨床研修日及び研究日を分け、大学院学生としての研究を確保するように努めている専攻科もある。研究が忙しくなってくると臨床研修日を半日にして午後は研究日として活用し、研究が順調に進むように配慮している。

## (2) 教育方法等

### (教育効果の測定)

主科目の単位の認定に当たって、各指導教授は課した講義、実習に基づいて学生の理解度、習熟度、発展性、自律性を適切に判定して行っている。一方、選択科目については学会発表、論文公表、学会研修に応じてポイントを計算し単位換算を行っている。

各専攻科における大学院生の教育研究指導は専攻科の指導教授に一任されているが、大学院歯学研究科では資料収集を行い大学院生の全体的な研究の進捗状況を把握して、その状況について他の専攻科とのバランスを考慮して指導教授を通じて大学院生に連絡を図っている。

### (成績評価法)

現行では各学生の資質向上の有無が各学年における単位認定に反映されている。すなわち、講義やセミナー等、各専攻科での指導に基づいて学会発表、論文公表が主論文以外にも行われているので、それに基づいて研究の進捗状況や学生の資質向上が測られる。

### (教育・研究指導の改善)

教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組みについては、大学院独自で組織的な Faculty Development (FD) を行う必要があるが、まだ行っていない。FD について委員会での話題として挙がっている。個人的には研修会への参加が行われているが、組織的に反映する段階には至っていない。

大学院教育に関するシラバスについては、各専攻科が行う大学院講義の日程、講義タイトル、講義担当者、講義内容抄録を作成している。しかし、評価方法や履修方法についての詳細はまだ未整備である。

主科目についての評価は各専攻科での講義及び実習によって行い、選択科目



については各専攻科による大学院講義、大学院セミナー、大学院特別講義への出席によって評価している。それに対する学生による授業評価はまだ実施していない。現在、教員評価小委員会において教員評価についての検討を行っている段階で早急に学生による授業評価を導入する必要性を感じている。そうすることによって学生にも大学院における教育・研究の在り方を考えさせることにもなって学生の自覚を促し将来の研究指導者として自立して後進の教育・指導に対する早期モチベーションを与えることができると考えられる。

本学には課程博士とともに論文博士である専攻生制度があり、機能している。論文博士の学位授与数は課程博士の約 2.6 倍となっており、論文博士の数が課程博士のそれよりも多く、しかも大学院生の充足率が低い現状である。論文博士の数が多からといって課程博士の論文指導が疎かになることはない。

### (3) 国内外における教育・研究交流

国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の明確化について、大学院生が海外へ出かけていくことは規程によって明確化されている。すなわち、大阪歯科大学大学院歯学研究科博士課程学生の海外学会発表及び海外学会研修、海外研究打合せ並びに海外術技研修に関する細則及び大阪歯科大学大学院歯学研究科博士課程学生の留学に関する規程により国際化及び国際交流を推進する規則整備ができています。大学院生の研究費としては授業料の3分の2が大学から支給されているが、それ以外に各専攻科における研究費については研究実績に応じて大学から傾斜配分されている。この研究実績の中に所属大学院生(3、4年生対象)の研究実績を組み入れている。その中で国際化への対応を促進するために専門学会誌や国際誌への英文論文に関しては高いポイントを付与するとともに、国際学会での発表に対しては国際交流部で定めている各地域で行われる国際学会の発表に関する費用の半額補助を行っている。以前は全額補助を行っていたが財政難と希望者が倍増したため、全体の予算枠は決まっているので、半額となっている。大学に増額を求めるには大学院のさらなる活性化と研究の向上、発展が必要である。

国際レベルでの教育研究交流を緊密化するための措置としては大阪歯科大学大学院歯学研究科博士課程学生の海外発表に対する助成に関する規程により海外発表を行い易くするための経済的支援を行っているが、十分とはいえない状況である。また、本大学は海外の大学と国際交流を推進するためにアメリカコロンビア大学歯学部、オーストラリアシドニー大学歯学部、韓国慶熙大学、中国上海交通大学口腔医学院、中国北京大学口腔医学院、中国南方医科大学、中国四川大学华西口腔医学院、中国西安第四軍医大学の計8大学と提携を結び国際交流を行っているため、それに沿って大学院における国際レベルの教育研究

交流を行える。しかし、実際は大学院生の交流は進んでいない。教員と学部学生が主である。

外国の著名な研究者が来学した際には、大学院特別講義を設定し大学院生の参加を積極的に促進し講義にかかわることを推奨し、これを選択科目の単位換算のポイントとして挙げている。また、国際レベルの研究を行っている国内研究者を招待して年3回、開催される中央歯学研究所主催の講演会にも出席を促し、それについても選択科目の単位認定のポイントとして算定して研修の機会を増やしている。

#### (4) 学位授与、課程修了の認定

##### (学位授与)

主科目の単位の認定に当たっては、各指導教授が課した講義、実習に基づいて学生の理解度、習熟度、発展性、自律性を適切に判定して行っている。一方、選択科目については研究についての学会発表、論文公表、学会研修に応じてポイントを計算し単位換算を行っている。このことは教育・研究指導の効果を判定する上で極めて効果的であると考えられる。

表 2-1 学位授与状況

	課程博士			論文博士		
	基礎系	臨床系	全体	基礎系	臨床系	全体
前年度までの累計	76	434	510	760	654	1414
2003年度	2	17	19	11	12	23
2004年度	6	15	21	3	16	19
2005年度	2	16	18	4	10	14
合計	86	482	568	778	692	1,470
総合計	568			1,470		

大学院歯学研究科における過去42年間の学位授与状況は表 2-1 のとおりで、課程博士 568 名、論文博士 1,470 名である。学位請求論文はすべて査読制度のある専門の国際誌あるいは日本学術会議に登録されている学術雑誌に掲載又は受理され掲載証明書が発行されている論文である。査読制度のもとで掲載又は掲載可となっている論文について、大阪歯科大学大学院歯学研究科博士(歯学)学位授与調査会規程に基づき開催した調査会において口頭発表させ、主査・副査3名による査読・討論の後、出席者からの質疑・討論を行い、大阪歯科大学大学院歯学研究科課程博士(歯学)の学位論文審査及び最終試験に関する細則並びに大阪歯科大学大学院歯学研究科論文博士(歯学)の学位授与に係る博

士（歯学）学位論文審査、試験及び学力確認の試問に関する細則に基づくとともに、新規性、独創性及び発展性を基準に大学院研究科会議の審議に附して学位授与の可否を決定している。

学位審査の透明性・客観性を高めるために副査2名は研究科会議で投票によって決定し、主査は所属専攻科の主任教授が担当し、主査1名、副査2名の計3名が公開で開催される論文調査会で論文調査を行っている。調査会開催の日時、場所は学内に掲示しているので、研究者は誰でもが出席し、意見を述べる事が可能である。調査会当日に学位請求者は論文について説明し、その後主査、副査からそれぞれ質問があり、それについて学位請求者は回答している。その後、一般の出席者からの質問に対して学位請求者が答えている。

論文博士の請求者には学位論文内容の発表後に、語学試験が行われる。その語学試験は、従来の英語・独語又は英語・仏語のいずれかとなっていたが、1997年度から英語・独語・仏語のうち1科目として実施することに改め、大学院入学試験（外国語科目の試験）と同様とした。

学位授与の認定については、大学院研究科会議において調査委員から論文審査の内容の要旨及び学力試験について報告があり、研究科会議構成員の3分の2以上が出席し、その3分の2以上が賛成することによって可としている。

### （課程修了の認定）

大学院歯学研究科の標準修業年数は4年であるが大学院設置基準第17条第1項の規定に基づき優れた研究者は3年で修了できるものとするというのを受け本学大学院学則第16条に「優れた業績を上げた者については本大学院に3年以上在学すれば足りるものとする。」と明記されている。これに基づき優れた研究とは impact factor の付与された国際誌に掲載されたものをもって、それに充てることになるが、規程上の明記はなされていない。現在まで3年で修了した者はいないのが現状である。

## 3) 点検・評価

### (1) 教育課程等

大学院4年間で主科目及び選択科目に課せられた30単位以上を取得し、教授及び直接の担当者の努力によりほとんどの大学院生は4年という限られた年数で研究を完成させ、学位論文を作成し、レフェリーシステムのある学術雑誌に掲載されるか、掲載予定になって、博士（歯学）の学位を取得している。特に優れた研究を行っている学生は impact factor のある国際誌に投稿し、論文が掲載されている。しかし、ごく一部の学生には大学院生としての自覚に欠けるところが見られるようになった者も存在する。入学時には意気揚々と大学院に

進学しているのであるが、時間が経過するに伴い、初期のモチベーションを持続できず、学位論文を完成できない者も存在する。しかし、研究指導に当たっては大学院生一人につき指導教授と直接の担当者との2名体制で研究を指導しているため、通常の状態であれば、研究は順調に進むことになる。問題は大学院生が研究室へ来なくなることであり、その場合の対処の仕方が難しく、試行錯誤の繰り返しで対応していることが多く、適切な対応のガイドラインがないことも事態の打開を迅速に行えないことの一因である。

大学院博士課程における社会人入学の制度を検討するに当たって、当初、歯科基礎系専攻のみに限定して行う計画があったが、歯科臨床系専攻にも大学院社会人枠を拡大する希望が大学院研究科会議の席上で出され、大学院博士課程の社会人枠の制度については、まだ決定されていない。社会情勢や教育研究の進捗状況を勘案すれば早急に社会人枠制度の確立が求められる。しかし、現時点では社会人を受け入れる制度として論文博士を目指す専攻生制度が大阪歯科大学専攻生規程によって設けられているので、社会人入学の制度は確保されている。留学生については、教育研究成果の社会的還元や教育研究の国際化の中で留学生を受け入れることは高等教育機関としては人材確保の点からも、現スタッフの研究意欲の醸成の面からも重要な課題である。

臨床系大学院の指導体制は現時点では特に取り上げて議論する問題点はないと考えられる。ただ、問題は臨床にのみ興味を示し、研究を省みない状況が起こる場合があることは懸念される。大学院生にとっては、本学大学院学則にも謳ってあるように「当該専攻分野に関する高度の研究指導者を養成することを目的とする」ことの趣旨を十分に自覚し、それに向かって自助努力することも肝要である。

社会人再教育を含む生涯学習の推進に対応して2006年度から義務化された歯科医師臨床研修医制度を除いて、本学では社会人の再教育としては論文博士を目指す専攻生制度、臨床のスキルを高める研修医制度、開業医を対象とするポストグラデュエイトコース制度がある。それぞれの希望に応じた制度となり、各制度の趣旨が十分に反映されていると考えられ、問題はない状況である。

本学では附属病院と学部研究室が離れているため、曜日によって臨床研修日及び研究日を分け、大学院学生としての研究を確保するように努めている。研究が忙しくなってくると臨床研修日を半日にして午後は研究日として活用し、研究が順調に進むように配慮し、常勤や非常勤の教員が臨床面を補っている。

学位論文の作成に取り掛かるのは実験が終了してからのことが多いので、大学院4年生になってからほとんどの者が論文を書き始めている。実験を行いながら、論文原稿を書くように指導はしているが、進捗状況はよくない。原稿をまとめながら、研究することにより実験の不足が明らかになり、修正ができる

ので、指導教授や直接の担当者はその方針で行うことが多いが、現実には実験が終了し、一段落してから論文原稿をまとめ始めている。そのため追加実験が速やかに行えない欠点がある。

選択科目の履修については各学年の年度末に受講状況を集計して、指導教授を通じて大学院生の指導を行うとともに、研究についても年度初めには前年度の研究成果を提出させ、進捗状況を把握して研究指導の徹底を図っている。しかし、大学院生の性格も考慮に入れた指導が必要である。

歯科臨床系専攻の学生に対しては患者配当を行い、臨床研修を行っている。大学院生は患者の主治医にはなれない。主治医は診療科の常勤歯科医師が当たり、その指示の下で大学院生が臨床研修を受けている。臨床研修と研究の両立はなかなか難しい問題であるが、専攻科によっては臨床研修日と研究日を曜日によってわけ、両者の両立を図る努力をしている。また、大学院生は高学年になると臨床研修よりも研究を優先して学位論文の作成に集中させる体制が自然と整っている。

## (2) 教育方法等

教育・研究指導の効果が上がっているかどうかを測定する方法は種々考えられるが、現時点では年度ごとに選択科目の履修状況を集計して検討する方法以外に適切な方法はとっていない。すなわち、学会発表状況及び論文公表状況について評価を行っている。主科目に関しては各専攻科に依存しているので、指導教授及び直接の担当者に依頼しているのが現状で、それ以外の客観的な教育・研究指導の効果を測定する方法は採用していない。今後は教育・研究指導のより効果的な測定方法を検討する必要があると考えられる。

学生の資質向上の状況を検証する方法は、学会発表を頻繁に行っているか、あるいは学会に参加して情報を収集しているか、学会発表で受賞しているか以外に現時点では適切な方法を見出しえない。

教員の教育・研究指導方法の改善を促す組織的な取り組みとしては Faculty Development (FD) が考えられるが、委員会として話題は上っているが具体性はまだ出てこない。大学では FD を行っているが、大学院では未実行であるので、早急に検討することが大切である。

大学院講義を行ってはいるが、学生による授業評価は行っていない。大学院生にとっては大学院講義、大学院特別講義、大学院セミナー等が単位認定の対象となっているので、大学院生による授業評価を行うことは、今後の大学院講義の在り方を検討する上で必要な事項である。

大学院における教育研究に関する事項は大阪歯科大学大学院委員会規程第9条第1号、第2号の規定に基づき、大学院委員会で検討し、大阪歯科大学大学

院歯学研究科規程第 8 条第 1 号、第 2 号の規定に基づき研究科会議に諮り決定する手はずになっている。

現時点では選択科目についての大学院講義に関して年間の各専攻科による年間講義スケジュール、講義内容の概要、担当者の一覧表を作成している。大学院教育の充実を図るには、科学の進歩発展、社会のニーズ、国際化に対応したシラバスを再考しなければならない。

### ( 3 ) 国内外における教育・研究交流

国際化への対応と国際交流の推進に関しては、大学院生が海外の国際学会で積極的に発表できるように旅費の補助を行っている。第 3・4 年の大学院生を対象に通算 1 回ではあるが、旅費の半額補助を行い、海外での国際学会での発表について経済的に支援して国際化に向けての対応を図っている。国際交流の推進に関しては海外から研究者が来日したときには、大学院特別講義の講師として招聘し、大学院生が外国人研究者と話す機会を設け、国際交流を促進している。そのためには大学院生の英語力を付ける必要がある。

### ( 4 ) 学位授与・課程修了の認定

最近 5 年間では課程博士の数が増え、論文博士のそれが減少したため、論文博士の学位授与と課程博士の比率は減少し、論文博士の割合が以前は課程博士の 3 倍強であったのが約 2.6 倍となった。学位授与全体に占める割合は、課程博士が 28%、論文博士が 72% である。徐々に課程博士の数が増加している。しかし、課程博士の数が増えているとはいえ、大学院生の充足率が低いので、それを高める必要があるとともに、博士課程の大学院生の育成に努めることが肝要である。

学位授与の方針としては、学位論文が査読制度のある日本学術会議に登録されている学術雑誌、あるいは国際学会関連の雑誌に掲載あるいは掲載証明書が発行されている論文であれば、学位申請を行うことができる。学位申請が行われた場合、主査 1 名と副査 2 名とが論文調査会で調査し、その結果を研究科会議に図って投票によって議決している。主査は専攻科の指導教授が当たり、副査は研究科会議で投票によって決定している。また、論文調査会は、公開の場で研究者が自由に参加でき、質問も行える状況下で行っている。したがって、副査の選出及び論文審査に透明性があり、妥当な方式であると考えられる。

論文博士の場合の外国語科目の試験は、従来の英語・独語又は英語・仏語のいずれかとなっていたが、1997 年から英語・独語・仏語のうち 1 科目として実施することに改めた。すなわち改正した大学院入学試験（外国語科目の試験）と同様とした。

学位申請に当たっては課程博士及び論文博士ともに1編以上の副論文の提出が義務付けられている。

課程修了の認定に関して、履修単位及び単位修得の認定は本学大学院学則第14条、15条の規定に基づき、専攻科目20単位以上、選択科目10単位以上の合計30単位以上の修得が必要であるので、それを満たしている大学院生について大学院委員会に諮り、問題がなければ認定し、大学院研究科会議に上程し、最終認定を行っている。大学院修了の要件は、大学院に4年以上の在学及び30単位以上の修得、並びに必要な研究指導を受けた上、博士論文を完成させ、その審査及び試験に合格することである。これをもって博士(歯学)の学位を授与している。また、大学院学則第16条に「優れた研究業績を上げた者については、本大学院に3年以上在学すれば足りるものとする。」と規定されているので、標準修業年限未満で修了できる。しかし、今日までこの特例を受けた者はいない。

#### 4) 課題と改善・改革の方策

社会人や留学生を受け入れる場合、利点と欠点を検討する必要がある。社会人受け入れの利点として社会人は、教育研究の視点を別の角度から見、経験の豊富な人材であることから、研究の活性化が図れ、研究意欲の向上になると考えられる。留学生に関しても習慣やものの考え方が異なり、日本人が教育研究の多様性や多面性に触れる機会を得ることになり、大学院のグローバル化がもたらされ、教育研究の新たな発展性が期待でき、国際貢献できる。

問題点として社会人の場合は夜間や休日の講義や研究、そして管理の在り方について解決しなければならない問題が浮上する。留学生については生活習慣や経済的支援等の問題も派生する。しかし、これらの問題については、現実に多くの大学で社会人枠を設け、留学生を受け入れていることから、それらの制度を参考に解決を図ることができると考えられる。しかしながら、歯科医学分野という特殊性を考慮しなければならないというハードルもあり、慎重に進めるべきであろう。

教育・研究指導の効果を判定する方法は選択科目への出席状況や学会発表や論文公表が現在行われているのみで、客観的に判定する方法がないので、客観的な評価の設定と試験や学会での受賞の有無等が考えられる。

公開での学位論文調査会及び研究科会議での学位論文審査は厳格に行われているので、学位審査方式は優れていると考えられる。学位申請は毎月行えるが、課程博士に関しては4年の年限内で修了するための締め切り間際である1月に半数以上の申請が集中しがちであるので、課程博士論文の申請が余裕を持って行えるように教育・研究指導の改善を図る必要がある。そのためには不断の注

意と努力が肝要であり、大学院生の研究を促進するために研究の進捗状況を発表する公聴会を開くのも一つの方法であると考えられる。

大学院充足率が 100%にならない理由として、歯科医師臨床研修や最近の臨床での専門医制度の普及に呼応していることが考えられる。また、大学院を修了しても研究室の定員に空きがないため研究者として本学に就職することができないことも挙げられる。そのため大学院進学率が低いと考えられる。この打開策として Postdoctoral Fellow 制度を立ち上げることが必要であるが、大学全体の予算との絡みもあるので、なかなか簡単には制度化することができないのが現状である。ただ、日本学術振興会の特別研究員 RPD 制度もあるので、その面での申請も検討すべきである。

標準修業年限未満で修了できることに関して、大学院学則第 16 条に「優れた研究業績を上げた者については、本大学院に 3 年以上在学すれば足りるものとする。」と規定されている。しかし、今日までこの特例を受けたものはいないが、今後、標準修業年限未満で修了できる要件を明記する必要がある。優れた研究とは何かを議論することが肝要である。



### 3 学生の受け入れ

#### 1) 目 標

2006年度から歯科医師臨床研修が義務化されたのに伴い、該当年度の歯科医師国家試験合格者は全員が研修を受けなければならないことになり、大学院入学者は研修修了者でなければならない。したがって、2006年以降の歯科医師国家試験合格者及び医師国家試験合格者では研修修了者のみが大学院受験資格を有する。

大学院募集定員は歯科基礎系・歯科臨床系専攻を合わせて30名である。大学院生の確保の点では学内推薦も有効な手段である。また、将来の歯科医学や歯科医療を担う後継者養成の観点からも大学院の門戸を広く開放し、他大学出身者にも自由に入学の機会が与えられている。ただ、他大学出身者には入学金以外に施設維持費が課せられている。飛び級入学については歯科大学の特殊性を考慮すると大学院設置基準から見ても不可能である。社会人に対しては大学院の多様化、多面化から見て必要なことである。教育・研究の高度化とそれに展開する医療の高度化に伴い、より優れた新しい知識を修得するためには特化した科目の研鑽も必要となることから、科目等履修生や聴講生の入学も認める必要がある。教育・研究・医療の国際化、国際協調に伴い外国人学生の受け入れも重要事項の一つである。大学院生の定員の確保については、本学では歯科医師臨床研修中の歯科医師に対して大学院の案内説明を登院式の際に行うとともに、掲示板に大学院の案内を掲げ、研修中の歯科医師に対してその都度、働きかけを行っている。

以上のことから学生の受け入れに関する目標としては、大学院の各学年の充足率を100%とし、学内推薦制度及び附属病院推薦制度を構築し、他大学出身者の割合を増やし、大学院への社会人入学の制度を設け、聴講生及び外国人留学生を1名でも多く確保することである。

#### 2) 現 状

(学生募集方法、入学者選抜方法)

本学大学院歯学研究科は、修士課程はなく博士課程のみで、入学定員は2002年度入学者から10名増え、30名となった。博士課程の入学募集に関して「大学院への目的及び使命について歯学に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて学術発展に寄与するとともに、専攻分野に関して卓越した研究指導者を養成すること」を明記している。2007年度入学者の出願資格としては2005年以前の歯科医師国家試験及び医師国家試験の合格者、大学(歯学部、医学部)を卒業した者で歯科医師法に定める歯科医師臨床研修の修了者及び医師法に定める医師臨床研修の修了者並びに2007年3月修了見込みの者、

大学（獣医学部）を卒業した者及び2007年3月卒業見込みの者、外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は歯学、医学又は獣医学部）を修了した者及び2007年3月修了見込みの者、文部科学大臣の指定した者、その他、本大学院において大学（歯学、医学又は獣医学の課程）を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者である。大学院入学試験は年2回、一次と二次に分けて行っている。2006年度入学までの者に対して一次は8月の下旬と二次は12月の上旬に行っていたが、2007年度以降の入学者に対して一次は10月上旬に、二次は2月上旬に行うように変更した。その理由は歯科医師臨床研修が義務化され、受験生の大半は研修中の歯科医師であるので、彼らに対する時間的配慮や研修終了後の方針決定への時期的配慮によるものである。

入学試験科目は外国語（英語）と専攻科目であり、それに面接の点数を加味している。面接は大学院委員会委員2名で行い、面接項目は大学院での目的意識の明確化、歯学・医学の基礎知識、専攻科目の内容の熟知度、社会人としての一般常識、リーダーシップ、前向きな思考、協調性等である。なお、外国語（英語）についてはTOEFLのPaper Based Testingが550点以上、又はComputer Based Testingが240点以上の取得者は免除している。

#### （学内推薦制度）

課程博士の大学院入学の学内推薦制度や附属病院内推薦制度は現時点では設けていないが、各専攻科において優秀な大学院生の確保に向けて勧誘を行っているのが現状である。

表 - 3 - 1 大学院定員と合格者数

年度	定員 1学年	一次 志願者	一次 合格者	二次 志願者	二次 合格者	三次 志願者	三次 合格者	合計 志願者	合計 合格者	備考
1998	20	29	20					29	20	1名辞退
1999	20	32	21					32	21	
2000	20	29	22					29	22	1名辞退
2001	20	27	15	8	5			35	20	
2002	30	23	15	6	5			29	20	
2003	30	27	20	5	5			32	25	
2004	30	26	22	5	5			31	27	
2005	30	32	27	4	4			36	31	4名辞退
2006	30	2	2	3	3	2	2	7	7	
2007	30	16	16	1	1	1	1	18	18	

大学院入学試験志願者数及び入学者数は過去10年間の推移をみると、大学院

充足率では 100%に近い状態であった(表 -3-1)。

(門戸開放)

本学大学院入学者の大部分は本学出身者であるが、他大学入学者の比率は、2003年度が 4.0%(1/25名)、2004年度が 3.7%(1/27名)、2005年度が 14.8%(4/27名)、2006年度が 14.3%(1/7名)である(表 -3-2)。

表 -3-2 大学院入学者数と他大学出身者比率

	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
他大学出身者	1 (4.0%)	1 (3.7%)	4 (14.8%)	1 (14.3%)
本学出身者	24 (96.0%)	26 (96.3%)	23 (85.2%)	6 (85.7%)
総数	25	27	27	7

(飛び入学)

本学では飛び入学は行っていない。

(社会人の受け入れ)

本学課程博士では社会人を対象としていないが、論文博士では社会人を受け入れる専攻生制度が設けられている。専攻生は大阪歯科大学専攻生規程により年2回、4月と10月に入学を許可されている。入学資格は、大学の歯学部・歯科大学の卒業生、大学の医学部・医科大学の卒業生等である。入学審査は書類審査であり、入学願書、履歴書、資格証明書、成績証明書等が必要であり、大学院専攻科の教授、すなわち指導教授を経て提出することになっている。入学許可は大学院委員会及び研究科会議の議を経て行われる。

(定員管理)

定員管理に関しては1年から4年までの総定員に対しての定員充足率は2003年度が 87.0%(87/100名)、2004年度が 84.5%(93/110名)、2005年度が 80.0%(96/120名)、2006年度が 68.3%(82/120名)である(大学基礎データ表18)。歯科基礎系と歯科臨床系専攻とで比較すると2005年度では歯科基礎系専攻が収容定員に対して 20.8%と大きく下回り、歯科臨床系専攻が 119.4%と若干上回っているが、大学院全体では 80.0%と収容定員を下回っている。

3) 点検・評価

大学院歯学研究科は、以前は一回のみの試験で募集していたが、大学院への進学率の増加があまり芳しくない状況を受け、2001年度から年2回、一次と二

次試験に分けて行うようになった。募集人員は一次試験では25名、二次試験では5名が原則であるが、一次試験の合格者が少ない場合は二次試験で調整している。大学院進学への機会の増加を図るとともに、試験科目が外国語に関しては1996年度までは英語・独語・仏語のうち2科目選択としていたが、科学分野で必要とする語学の種類が必ずしも複数必要としていないこともあって、1997年度からは2科目選択から1科目選択とした。さらに2003年度からは外国語として英語のみに限定している。その理由は、必要とする文献は英語で表現されていることがほとんどで、国の言語に拘わらず、英語が常態化していることや英語の習得なくして世界の研究者とコミュニケーションを図れない情勢になっていることである。また、英語に関してはTOEFLの点数がPaper Based Testing (PBT)で550点以上、又はComputer Based Testing (CBT)で240点以上の取得者は外国語の試験を免除しているが、この該当者はいない状況である。この特典は大学院入学試験要項に明記している。入学試験の募集や選抜方法の改革によって入学者が増加したが大学院の充足率は100%には達していない。ただ、入学願書等の提出は枚方市にある楠葉学舎の大学院課の窓口に行かなくてはならない状況であるので、郵送あるいはインターネット上での入学願書等の手続きの簡素化が必要である。

入学試験の日程に関して2006年度入学者までは一次試験は8月下旬に、二次試験は12月上旬に行っていたが、2007年度以降の入学者から一次と二次の試験の日程を変更した。2006年を含めてそれ以降の国家試験合格者は、歯科医師法の改正により歯科医師臨床研修を受けなくてはならないことになり、その研修が修了しないと大学院に入学できないことになっている。2006年度大学院入学者が激減したのを受けて、試験期を研修医の研修状況に合わせて変更することにした。すなわち、研修が複合形式で行っている者は丁度研修形態が変わる時期であるので、研修の一段落した時期に合わせて行うことにしている。その結果、一次試験は10月上旬に、二次試験は年明けて2月上旬に行うこととなった。2005年以降の国家試験合格者は歯科医師臨床研修を修了しないと、大学院受験資格は得られない。2005年より前の国家試験合格者は歯科医師臨床研修の義務はないので、出願資格はある。大学院在籍者数が1年から4年までの120名の定員に対して充足率が2005年度は80%であり、歯科基礎系専攻が収容定員に対して21%、歯科臨床系専攻が収容定員に対して119%であるので、大学院全体では収容定員を下回り、歯科基礎系専攻では大きく下回り、歯科臨床系専攻では若干上回っている。したがって、歯科基礎系専攻の入学者を増加させる方策が必要であり、歯科基礎系専攻における研究の面白さ、楽しさを強調する手立てを検討しなければならない。これを解決するには専攻の形態を研究内容によって歯科基礎系専攻及び歯科臨床系専攻の専攻科を組み合わせるか、

専攻を一本化するかのいずれかである。

大学院入学者は歯科医師臨床研修が必修化され、2007年度入学者は研修修了見込みの者が受験するので、研修医に対して大学院入学案内をさらに活発に行うとともに、大学院生が研究を行う上での経済的支援あるいは大学院修了後、研究者としての就職を斡旋することが肝要である。それとともに大学院教員の研究に対する情熱、研究の質の向上、研究者の国際交流並びに研究者として外国人の受け入れ、外国人留学生の入学等を推進して研究の発展や向上を高めるとともに、社会人大学院生を受け入れ、研究の多様化を図る。また、産学連携や特許の取得そして特許の活用、産業化へと進めることが重要である。

#### 4) 課題と改善・改革の方策

大学院歯学研究科の学生募集は、入試要項の請求から始まるので、最近の Information Technology (IT) に関連してホームページ上で応募や連絡ができるようにすれば、学生の応募が増加するのではないかと考えられるが、先ず、郵送でも応募等が行えるように変更し、次のステップとして IT の利用を考慮した方式へと進めたい。

大学院生を確保するために学内推薦制度や附属病院内推薦制度を新たに構築し、活用する方法も考えられるが、大学院での経済的支援等が充実していない状況では、なかなかこれらの推薦制度を取り入れ難いのが現状である。しかし、大学院生を確保するほかの手立ては少ないので、この方式を採用することが必要であろう。さらに産学連携を進め、奨学金の獲得や公的機関の奨学金の取得範囲を広げる等の配慮、あるいは日本学術振興会等への申請が考えられる。

大学院への社会人入学に関しては、現在、専攻生制度があるが、中央教育審議会論文博士をなくす方向が取り沙汰されているので、それに代わる制度として大学院の社会人入学が考えられる。社会人入学の適用は歯科基礎系専攻のみに適用することを考え、大学院研究科会議で提案したところ、歯科臨床系専攻に適用範囲を広げるように意見があり継続審議になっている。この制度を全大学院に拡大するのか早急に検討する必要がある。しかし、社会人が4年間で学位を取得することが常態化すると、通常の大大学院生との関係をどうするのかという問題が浮上するし、4年間で研究を完結するためにはかなり研究に励まないとなってしまうので、修業年限に関して弾力的な運用も検討する必要がある。

収容定員に対する在籍学生数の比率は100%ではない状態を改善するには、歯科医師臨床研修中の研修医に強く働きかけ勧誘することと、大学院独自の奨学金制度を確立することが要求される。特に歯科基礎系専攻の充足率を高めることが緊急課題である。これは後継者養成にも繋がることであるので、抜本的な変革が必要であるが、具体的方策を立てるのは容易ではない。

## 4 教員組織

### 1) 目 標

研究科の理念・目的・目標として「大学院における教育理念は建学の精神及び教育方針に則り歯科医療に関わる高等教育機関及び研究機関として教育、研究、診療及び社会的活動等を通して人類の幸福と福祉に貢献する使命を負うことをいう。そのすべての活動は自主独立の精神に貫かれていると同時に極めて高い倫理性、社会性並びに公共性が求められることを認識しつつ、本学大学院関係者はその使命達成のために不断に努力しなければならない。」ことが挙げられる。これを達成するための教員組織を構築しなければならない。

### 2) 現 状

#### (教員組織)

前述の目標に向かって本学大学院は歯学研究科博士課程を開設し、大阪歯科大学大学院学則第1条の規定に基づき歯学に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与するとともに、大学院生を当該専攻分野に関する高度の研究指導者として養成し、研究の質の向上を図り、優れた研究を広く世界に広めるとともに、それらの成果を社会に還元し、高齢者社会に対応することが望まれている。すわなち、歯学に関する高度の研究指導者を世に送り出すのが本学大学院の使命であり、次世代の歯科学研究者の養成に向けて現有の教員組織は妥当性があり、適切であると考えられる。本学大学院歯学研究科の収容定員は120名であり、1学年30名である。大学院設置基準及び「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」により、歯学系の博士課程で研究指導教員数と研究指導補助教員数とを合わせて36名以上置くほか、収容定員8人当たり研究指導教員1名を置くこととされているので、求められている最少教員数は51名である。2005年度末で大学院教授は空席が3名あったが、2006年12月末までに後任が2名決定され、その時点で本学大学院教員総数は85名(教授22名、助教授14名、講師24名、助手24名)である(表 -4 -1)。したがって、教員数は大学院教育を行う上で十分な数が確保されている。

#### (研究支援職員)

Research Assistant (RA)については大阪歯科大学リサーチ・アシスタントに関する規程により制度が確立されており、外部資金の獲得に際してRAを採用することができるが、学内予算による執行はできないことになっている。現時点ではTeaching Assistant (TA)及び研究支援教員については規程もなく、制度も存在しない。研究支援職員は制度的にも存在しないので、研究に関して大学

院教員及び大学院生のみが実行する状況であるので、かなり効率が悪く、時間がかかっている状態である。競争的外部研究資金を獲得すると期限内に研究を終える必要があり、人手がいるので、RAの活用は研究推進に大いに役立っている。

表 4-1 教員配置状況(2006年12月1日現在)

講座・教室名		教授	助教授	講師	助手	合計
歯 科 基 礎 系	解剖学	1	1	1	1	4
	口腔解剖学	1		1		2
	生理学	1				1
	生化学	1	1	2	1	5
	病理学	1	1	2	1	5
	細菌学	1	1	1	2	5
	薬理学	1	1	1		3
	歯科理工学	1	1	1	2	5
	口腔衛生学	1	1	1	2	5
歯 科 臨 床 系	歯科保存学	1	1	1	2	5
	口腔治療学	1		2		3
	歯周病学	1				1
	高齢者歯科学	1	1	1	1	4
	有歯補綴咬合学	1	1	1	2	5
	欠損歯列補綴咬合学	1	1	2		4
	口腔外科学第1	1		1	2	4
	口腔外科学第2	1	1	1	1	4
	歯科矯正学	1			1	2
	小児歯科学	1	1	3		5
	歯科放射線学	1			2	3
	歯科麻酔学	1	1	1	2	5
医 学	内科学	1		2	1	4
	耳鼻咽喉科学					
合計		22	14	25	23	84

注：英語の助教授を特認扱いで大学院助教授に採用しているため、実数は表中の助教授は15で、合計85となる。

RAは競争的外部研究資金による課題研究の代表が申請し、理事長が採用する制

度であり、現在、採用されているのは大学院生 1 名である。

( 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続 )

大学院教員の任期が 2 年ごとであり、大学院教員の新規任用に当たっての基準については、大阪歯科大学大学院歯学研究科専攻科教員任用規程第 5 条第 1 項に基づき「教授は 10 年以上学術研究指導及び学術研究活動に従事しているものとする。」「助教授は同規程第 2 項の規定に基づき 5 年以上学術研究指導及び学術研究活動に従事しているものとする。」「講師は同規程第 3 項の規定に基づき 5 年以上学術研究指導及び学術研究活動に従事しているものとする。」「助手は同規程第 4 項の規定に基づき 4 年以上学術研究指導及び学術研究活動に従事しているものとする。」と明記されている。これらの基準以外に大学院教員の資格条件に関する申し合わせ事項として「新規申請者は文部科学省又は日本学術振興会等の科学研究費に申請していること(任用申請年度)」、さらに「大学院助教授は過去 5 年間に原著論文を 6 編以上」、「大学院講師は過去 5 年間に原著論文を 5 編以上」、「大学院助手は過去 4 年間に原著論文を 4 編以上」それぞれ有することとなっている。大学院教員の更新に当たっての条件は、過去 2 年間に「大学院助教授は原著論文を 3 編以上有し、そのうち英文論文は 1 編以上とすること。」「大学院講師は原著論文を 2 編以上有し、そのうち英文論文を 1 編以上有すること。」「大学院助手は原著論文 1 編以上有すること。」となっている。したがって、これらの基準に基づいて大学院教員の任免が行われている。大学院教員の任期が 2 年であるので、その間の昇格はない。また、大学院教員のみ募集は行わず、前述の大阪歯科大学大学院歯学研究科専攻科教員任用規程に基づき大学院教員又は大学講座教員の中から大学院教授が申請し、大学院委員会及び研究科会議の議を経て決定されている。

( 教育・研究活動の評価 )

教育・研究活動及び社会活動の評価は現在、個人的には行っていないが、研究室単位で評価基準に基づいて評価を行っている。その結果を研究費の傾斜配分に活用しているが、個人別の教育・研究活動評価を行うべく基準を策定し、国際化に対応すべく、また、研究の主体性を評価すべく検討している。現在では複数の専攻科にまたがって多くの著者が名を連ねている論文であっても、単一の専攻科であっても同じ評価になっているので、是正する必要がある。

( 大学院と他の教育研究組織・機関等との関係 )

大学院と他の教育研究組織・機関との関係では共同研究の本来の意義、目的に沿った形で名前だけが掲載されるのではなく、研究内容や論文の校閲、ディ



スカッション等、実質の関与が求められる。

現時点では、教室、講座、専攻科単位の業績集を1986年から毎年発刊しているが、個別の業績はRead 研究者 Web に依存しているのが現状で、現在ようやく教員評価を行うべく委員会が設置された段階である。しかし、教室、講座、専攻科の研究予算は組織単位での研究業績に応じて2003年から傾斜配分を行っている。

大阪歯科大学歯学研究科規程第28条第2項の規定に基づく大阪歯科大学大学院歯学研究科博士課程学生の学外授業、学外研究指導及び学外研究に関する細則並びに同研究科規程第29条第2項の規定に基づく大阪歯科大学大学院歯学研究科博士課程の学外派遣に関する細則に基づき、学外の大学院の学部、研究所等の教育研究組織との共同研究が一部で行われている。外部からの研究者は共同研究という形で受け入れているが、多くは本学からの派遣の形を取っているため、人的交流は一方向性が多い。

### 3) 点検・評価

#### (教員組織)

大学院設置基準により本学大学院歯学研究科における最低必要教員数は51名である。教員の任用に当たっては大学院教員任用規程に基づいて行っている。2006年12月1日現在、本学大学院歯学研究科では85名の大学院教員が配置されているので、十分な数を確保している。教授22名、助教授15名、講師25名、助手23名で、21の歯学系の専攻科(分野)と隣接医学の分野(内科学、耳鼻咽喉科学)に適切に配置され、全ての教員は博士の学位を有している。大学院教員は2年任期であり、新規及び更新に当たっては、大阪歯科大学大学院歯学研究科専攻科教員任用規程及び更新時の申し合わせ事項に沿って採用しているため、大学院教員は全て大学院設置基準第9条に規定する適格者である。問題は大学院教員によって研究活動の程度に差があることである。

#### (研究支援職員)

研究支援職員は本学では採用されていない。研究支援職員が存在すれば依頼できるものでもすべて研究者自身が対処しなければならないので、研究の効率が低く、研究の進捗スピードが遅い状況である。本大学院では事務組織として大学院課が設置されて課長、主任、課員の3名が配置されているが、研究支援活動は限られている。Research Assistant (RA)に関しては大阪歯科大学リサーチ・アシスタント規程が制定され、競争的外部研究資金を獲得したときに採用できることになっているため、その面での研究は進めやすい。

#### （教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続）

教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続については、大学院教員は学部教員と兼担であるので、大学院教員を単独で募集することはできない。大学院教授に関しては大学学部の教授に選任された後に大阪歯科大学大学院歯学研究科教授候補者選出規程及び大学院教授候補者資格審査に関する申し合わせ事項に基づいて選出されるので、大学教授の選任と大学院教授のそれとは同時ではない。大学院の教授、助教授、講師、助手は全員2年任期である。新規及び更新に関しては大阪歯科大学大学院歯学研究科専攻科教員任用規程第2条及び第9条並びに業績に関する「大学院教員の資格条件に関する申し合わせ事項」に基づき教授が助教授、講師、助手を申請することになっている。2年任期であるので、その間の昇格は認めていない。これに関して問題はないと考えられる。しかし、2年任期のため、大学院は4年生であるので、その間に直接の指導担当者である大学院教員が任免されなかった場合は問題になるが、その点に関しては研究活動が高い者が任免されているし、大学院教授が指導に当たっているため、大学院生の研究指導に問題が生じることはないとする。

#### （教育・研究活動の評価）

教育・研究活動及び社会活動の評価は現時点では個人ごとの評価は行っていないが、研究室単位で研究及び社会活動などについて研究室業績基準に基づき、評価を行い、この評価によって研究費の配分を決定している。評価基準について公表論文等の評価に関しては筆頭著者及び共同著者が平等に評価されているので、共同研究という形で複数の専攻科の教員の名前が著者として挙がっている場合、筆頭著者であろうとその他の順位における著者であろうと専攻科単位の評価のため、同レベルの評価になっている。これは単独の専攻科で論文を発表している場合と名前だけが載っている場合の評価の在り方に問題があるので、それを改善する必要がある。

#### （大学院と他の教育研究組織・機関等との関係）

大学院と他の教育研究組織・機関等との関係に関しては学内にあっては、大学院教員はすべて学部教員と兼担であるので、実質的に人的交流は行っていないことになる。学内に中央歯学研究所が設置され、10施設及び1中央材料室が設けられており、その設備備品の使用に当たっては使用願いを提出し許可されれば自由に利用することができるので、研究を行う環境は整っている。それらをいかに活用するかによって研究の発展、向上が異なる。中央歯学研究所専属の教員は配置されていない。基礎系教員は楠葉学舎に、臨床系教員は天満

橋学舎にそれぞれ常時勤務しているのに、中央歯学研究所が楠葉学舎に存在することから臨床系教員の利用頻度が低いのが現状である。これを改善しない限り、研究の進歩、発展は難しいし、楠葉学舎に常時勤務する者であっても就業時間内だけ勤務する状況では研究は進まないであろう。

#### 4) 課題と改善・改革の方策

教員組織の中で問題は大学院教員によって研究活動の程度に差があることである。これを解消するためには大学院教員の評価を厳格にして個人評価を早急に導入することが肝要である。職務に専念できない者は何らかの区別が必要である。

研究を進歩、発展させるには動物実験や機器測定などを行う人的支援が必要であるが、現時点では、大学の財務状況とも関連があり、研究支援職員は雇用していない。研究を進めるためには人手が必要であり、研究支援職員が確保できない状況では大学院生を RA として活用するのが得策である。教員の教育・研究活動についての評価では個人評価が必要である。それに関しては教員評価という形で検討が進められているので、教育評価とともに研究評価が適切になされるものと考えられる。研究支援職員は本学では採用されていないが、研究の高度化、高速化に向けて研究支援職員の採用を大学に要求することも必要であるが、財政面も考慮に入れながら検討しなければならない。改善の最も早い方法は外部競争的研究資金の確保である。これに向けて推進することが重要である。

論文の著者名に関して名前だけ載っている場合でも同レベルで評価を受けている弊害が出ているので、それを改善する必要がある。これを是正するためには筆頭著者の評価を高くするか、あるいは corresponding author の評価を導入することである。

臨床系教員が研究拠点のある楠葉学舎から電車で約30分、離れた附属病院のある天満橋学舎に常駐しているため、研究時間を確保することが困難であるのが大きな問題であり、改善を要する事項である。附属病院と学部研究室が離れていることを解消することは不可能であるので、この状況の中でよりよい教育、研究の在り方を考えないといけない。これに対しては臨床に専念する曜日及び教育研究に専念する曜日を振り分けるしか方法はないと考えられる。この方法なくして研究の進歩、発展、高度化は望めない。そのために診療日、教育日及び研究日の効率のよい設定を行うようにする必要がある。

楠葉学舎に常時勤務する者であっても就業時間内だけ勤務する状況では研究は進まないであろう。これに対処するには厳格な教員評価をできるだけ早期に確立することである。

他大学との人的交流に関しては楠葉学舎の近くには医学部及び薬学部が存在するので、他学部との交流を進める協定を結ぶことによって研究の発展が期待できるので、その方向での検討が必要である。

## 5 施設・設備等

### 1) 目 標

研究に関する施設・設備等は学部と共用であるので、効率よく利用し、研究の流れに沿った施設・設備の整備が行われることが目標である。できるだけ新機種の導入が研究を行う上で必要であるが、予算との兼ね合いで目標を達成することが難しい。

施設・設備等の維持・管理に関しては装置が大型化すると、その機能を最大限活用するためにはオペレーターが必要である。オペレーターがいるかどうか大きな鍵になるが、研究者が自らオペレーターに匹敵するように努力を重ねることも単科の歯科大学では望まれる。

### 2) 現 状

#### (1) 施設・設備

##### (施設・設備等)

大学院歯学研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等については、大学院生が所属している各専攻科の研究室には通常の研究が行えるように配慮されているので、施設・設備等については条件が整っている。研究によっては機器備品がさらに必要であるが、その場合は他の専攻科に出向いて研究を行うことも可となっている。その場合には年度初めに選択科目として予め届けておく必要がある。現在は共同研究として大学院生が他の研究室で行うことについては選択科目を共同研究として届け出ることに変更した。また、大型の機器・設備については中央歯学研究所内に設置されている10施設(形態系研究施設、動物施設、歯科生物学 施設、生体材料研究施設、分析機器施設、組織培養実験施設、画像処理施設、咀嚼機能研究施設、低温実験施設、レーザー実験施設)及び中央材料室が設置されている。これらの施設に大型の機器として、1998年度にハイテク・リサーチ・センター整備事業によりタンパク質構造機能解析システム、高処理能分光光度計システム、細胞シグナル測定設備一式、血流モニタ設備一式及び咀嚼機能検査設備一式が、また、私学助成を受けて2001年度に生体分子タンパク質精製システム、2002年度に口腔疾患の分子生物学的解析システム、2004年度に超高分解能電界放出形走査電子顕微鏡、2005年度にマイクロフォーカス X 線 CT 装置が導入され、研究に活用されている以上の内容は中央歯学研究所案内、中央歯学研究所資料に基づいている。

研究施設・設備に関して大学院専用のもものは存在しない。大学院は学部を基礎に開設され、しかも大学院教員は学部との兼担であるので、大学の研究施設・設備である中央歯学研究所の研究施設・設備及び各講座の研究施設・設備を大学院が共用している状況である。したがって、大学院生もこれらの研究施設・

設備を利用している。大学と大学院が研究施設・設備を共用しているが、利用に当たっては利用願い等の書類提出によって双方が住み分けをしているので、研究を行う上での支障は来していない。

#### (維持・管理体制)

施設・設備等を維持・管理するための学内的責任体制について、中央歯学研究所の施設・設備は中央歯学研究所所長を中心として中央歯学研究所委員会が維持・管理するための責任体制をとっている。大学院各専攻科の設備備品に関しては各専攻科教授が総括責任者として維持・管理に当たっている。その下に個別の担当者が配置されている。

実験等に伴う危険防止のための安全管理・衛生管理と環境被害防止の徹底化を図る体制について、学校法人大阪歯科大学環境管理規程、防災管理規程(楠葉学舎)に基づき、防災センターが5号館の地下1階に設置され、危険防止のための安全管理が行われている。また、年1回防災訓練を行うとともに、防災に関する講習を受けている。研究室の衛生管理に関しては毎月、ビル管理施行令に基づき環境測定を行い環境衛生管理が行われている。健康管理委員会が開催され、教職員の健康管理が行われている。特に楠葉学舎の5号館2階に保健室が設置され、医師が非常勤で勤務し、看護師が常勤している。また、研究室にはスプリンクラーが設備されている。

その他に大阪歯科大学医の倫理委員会規程、大阪歯科大学医の倫理委員会細則、大阪歯科大学歯学・医学研究実施規則、大阪歯科大学歯学・医学研究実施細則、大阪歯科大学組換えDNA実験安全管理規程、大阪歯科大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究実施規則、大阪歯科大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究倫理審査委員会規程、大阪歯科大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究実施細則、大阪歯科大学中央歯学研究所管理運営規程、中央歯学研究所各施設の管理、運営及び利用に関する細則に則ってヘルシンキ宣言を遵守し、研究の倫理面や動物愛護のもとに研究を行うとともに、実験等に伴う危険防止に配慮している。

#### (2) 情報インフラ

情報インフラに関して、特に学術資料の記録や保管について学位論文は専門の学術雑誌に掲載され、各雑誌は図書館が冊子体あるいは電子ジャーナルとして所蔵している。また、学位審査の概要は単年ごとにまとめ冊子体を作成して、図書館に配付しているため、誰でもが閲覧できるシステムとなっている。

学術情報や資料の収集に当たって、大阪歯科大学図書館規程に基づき、当大学図書館が所蔵していない雑誌等であれば図書館を通じて所蔵している他大学に照会し、文献のコピーや図書を相互貸借システムによって利用することがで

きる。資料請求は学内のホームページからアクセスして利用できるようなっている。研究室から学内 LAN を通じて図書館へアクセスし文献等の外部依頼が行えるシステムになっている。電子ジャーナルであれば、研究室の端末からダウンロードができる環境になっている。国外の大学院・大学との図書等の学術情報・資料の相互利用に関しては協定を締結している大学とは可能であるが、実際に利用はしていない。しかし、現在の IT の進歩により本学にない図書等の情報・資料については容易に得ることができる。また、学外からの文献や図書の依頼については十分に機能している。

### 3) 点検・評価

中央歯学研究所の設備備品の整備は大学の予算に依存するが、中央歯学研究所の管理予算及び設備予算の中で機器備品に関しては研究者の要望に応じて整えられていると考えられるので、現時点では不満は出ていない。

本学大学院は学部基礎を置く大学院であるので、大学院専用の施設・設備は存在しない。学部との共用であり、教員も学部との兼担であるので、施設・設備の利用に当たって支障は見られない。利用者はほとんどが学部との兼担者であるので、研究施設・設備に関して現在の整備状況で十分である。研究施設・設備を利用する上でさらなる効率化を図ればなお一層、施設・設備の利用度が増し、研究の活性化が図られるであろう。

施設・設備等を維持・管理するための学内的責任体制は環境管理や防災管理の規程が整備され、大学全体としての安全管理や衛生管理、環境被害防止を図るための防災センターは確立され、責任体制も図られているので、問題はないが、各個人が安全管理や環境被害に直面したときの対処についてのマニュアルの整備が十分でないので、マニュアルの整備を行うとともに、的確な活動ができるように目に付く箇所に掲示することが求められる。

### 4) 課題と改善・改革の方策

施設・設備に関しては研究者の研究計画及び研究方針に依存するので、研究がさらに活発化し、質の高い研究を行う上で、施設・設備の充実が欠かせない。現時点では施設・設備で最大限の努力を図り、研究成果を上げておれば、自ずと施設・設備の充実がさらに完備されると考えられる。今後の施設・設備の充実は研究の発展次第であるが、各研究者の自覚と努力も必要である。施設・設備の安全管理についてはマニュアルの整備と掲示が求められる。

## 6 学生生活への配慮

### 1) 目標

大学院生が研究に専念するには、先ず日常生活が安心してできるように十分な経済的支援を行い、研究進展を大いに促進し、研究上や社会生活上の種々な問題を相談して速やかに解決し、将来の就職に対する不安などを取り除き、研究に勤しみ研究の飛躍的發展をもたらすことである。

### 2) 現状

#### (学生への経済的支援)

大学院生は年齢的には20代後半になるので、生活費ぐらいは自分で捻出する年齢になる。したがって、奨学金の充実が研究に専念できるかどうかの最も大きな分岐点となる。本学では学部学生に対しては日本学生支援機構の奨学金以外に学内の奨学金制度が2種類存在するが、大学院生に対しては学内の独自の奨学金制度はなく、日本学生支援機構の奨学金や民間の奨学金の利用に留まっている。

国際学会で発表する場合には大学院3、4年生を対象ではあるが、通算1回を限度として旅費の補助を行っている。

#### (生活相談等)

大学院生の健康保持等については、年1回、教職員と同時に楠葉学舎及び附属病院のある天満橋学舎で延べ3日健康診断を行っているので、健康面でのトラブルはないが、健康診断を受けない大学院生が極僅か存在している。それらに対しては自費で健康診断を受けさせている。そのほかの相談については、大学内に学生相談室があるが、大学院生も利用できる。ハラスメントについては大学にはセクシュアルハラスメントの防止等に関する規程及びセクシュアルハラスメント相談窓口に関する規則が制定され機能している。

#### (就職指導等)

大学院生の就職に関しては特に指導はしていないが、大学の定員に空席があれば教員として採用される方向で進んでいるが、空席がない場合は開業医か勤務医のいずれかになる場合がほとんどである。また、他大学、特に医学部からの問い合わせによってはそちらに就職ができることがある。現時点では制度的なものではなく、学会等での情報交換に依存している。

### 3) 点検・評価

大学院独自の奨学金制度がないのが、大学院への進学率が高くないことの一



つの理由かもしれない。外部の奨学金制度として大学院生に案内しているのは学生支援機構の奨学金や民間の奨学制度のみである。大学院生に対しては日本学術振興会が行っている大学院生の支援体制についての情報が教員にも大学院生にも伝わっていない感がある。一部の教員のみが知っている状態で、事務組織が把握していないことが考えられる。授業料に関して減免等の優遇措置を図るとか、分割納入などの方策も行えるような柔軟な対応が必要かもしれない。国際学会における大学院生の発表に対しての助成は、大学院生の研究活動の国際化や経済的支援に役立っている。また、優れた研究を行っている者に対しては大学院学則第30条に表彰について規定されているので、これを実際に適用することが重要である。これらの実行によって大学院生の士気が高まり、大学院入学者が増加することが期待できる。

#### 4) 課題と改善・改革の方策

後継者を養成するには大学院生の数を増やす必要がある。そのために大学院生の研究面での指導のみならず、実生活での相談や経済的な支援が必要である。経済的支援なくして大学院生を増やすことは困難であるので、大学院生の奨学制度を確立する、あるいは必要に応じて授業料の分割納入や減免措置、さらには優れた研究を行い、全国レベルの学会や国際学会での受賞者を大学院として表彰するなどの措置を行えば、大学院のさらなる活性化に繋がるのではないかと考えられる。

## 7 管理運営

### 1) 目 標

大学院歯学研究科の管理運営にとって大きな目標は、大学院生の充足率を100%にすることと、課程博士の論文が4年の期限内に全員が未来永劫に国際誌に掲載され、研究の質を高め、世界に冠たる歯学研究科にすることである。

### 2) 現 状

#### (大学院の管理運営体制)

大阪歯科大学大学院学則第2条の規定により本学大学院に歯学研究科が、第3条により歯学研究科に博士課程が、第4条により博士課程に専門課程がそれぞれ設置されている。専門課程に歯科基礎系専攻及び歯科臨床系専攻が置かれている。第5条により本学大学院に学長、教授、助教授、講師及び助手並びに職員が置かれている。

本学大学院の管理、運営を円滑にするために大学院学則第6条に基づき大学院委員会を置いている。大学院委員会は、大学院研究科科长、大学歯学部の教務部長、大学歯学部の学生部長、歯科基礎系専攻科及び歯科臨床系専攻科から選出された4名の大学院教授、中央歯学研究所委員会の委員の中から選出された大学院教授1名から構成されている。

大学院委員会は、大学院生の教育(授業と研究指導)、大学院教員任用・昇進、本学専攻生の教育研究、博士(歯学)の学位、大学院学則と規程の制定・改廃、大学院における自己点検・評価などを審議している。大学院委員会は定例で毎月第3水曜日に開催されて種々、協議している。それに基づいて毎月第4水曜日に開催される大学院研究科会議に上程している。

大学院研究科会議は大学院学則第7条の規定に基づき、大学院教授から構成され、大学院委員会から上程された議題等について審議し、大学院生の入学、休学、復学、転学及び退学、博士課程における教育研究、大学院教員の任用・昇進、本学専攻生の教育研究等について議決している。また、博士(歯学)の学位授与の決定及び研究科科长の選出等を行っている。

本研究科には大学院専攻科を置き、それぞれに大学院教員を配置し、大学教員と兼担の形で理事長が任用している(表 7-1)。

大学院歯学研究科科长は、研究科規程第11条の規定に基づき大学院歯学研究科の管理及び運営並びに研究科に関する諸事項を統括する。大学院事務組織については研究科規程第16条に基づき大学院課がこれを行う。第19条により大学院歯学研究科に大学院委員会を置いている。大学院歯学研究科では、大学院教員及び大学院歯学研究科における大学教員の職務、博士課程における大学院教員及び大学教員の教育及び研究、博士課程における大学院生の教育及び

研究、博士課程における大学院教員及び大学教員の教育並びに専門課程における大学院教員及び大学教員の研究の計画及び成果の報告、博士課程における大学院生の研究の計画及び成果の報告、博士課程における大学院生の教育成果、研究成果及び学術研究業績の評価、中央歯学研究所の運営の計画及び成果の報告並びに利用効果の向上措置、大学院及び大学における学術研究業績及びそれ以外の業績の公表出版物、大学院生の学会発表、学会研修、研究打合せ、術技研修、国内国外留学、大学院教員の任用、昇級等に関する事項を取り扱っている。

大学院教授は大学歯学部の教養教育の教授以外からの教授によって構成されているので、大学の教授会の構成員と重複している。研究科会議での審議結果について全学的内容の議題については教授会に諮っている。

大学院研究科会議の議長は学長であり、学長は教授会で選出される。大学院委員会の委員長に当たるのは研究科科长であり、研究科科长は研究科会議で選出される。

### 3) 点検・評価

表 7-1 に示しているように大学院専攻科は21であり、各大学院専攻科に各1名の大学院教授が置かれているので、大学院教授は21名であるが、大学院講義等のため、医学系の専攻科として2名の大学院教授及びその他の教員を置いている。したがって、大学院研究科会議は23名の大学院教授によって構成されている。大学院生が在籍しているのは21の歯学専攻の専攻科である。研究科会議では、入学考査、大学院教員の任用、大学院講義、大学院生の単位、専攻生の教育研究等の大学院委員会からの提議事項等について慎重に審議し、最終決定を行っている。また、研究科会議では課程博士及び論文博士の学位論文について3名の大学院教授からなる学位論文調査委員からの報告に基づき慎重審議を重ね、学位論文審査の最終決定を下しているので、現在まで大きな問題は生じていない。

大学院教授は大学歯学部の教養教育の教授以外からの教授によって構成されているので、大学の教授会の構成員と重複している。研究科会議での審議結果について全学的内容の議題については教授会に諮っているので、研究科会議と教授会との相互関係は適切である。

大学院研究科会議の議長は学長であり、学長は教授会で選出される。大学院委員会の委員長に当たるのは研究科科长であり、研究科科长は研究科会議で選出されるので、選出についての問題はないと考えられる。

表 7-1 大阪歯科大学大学院専攻科及び専攻科教員定員

専攻	専攻科名		教授	助教授	講師及び助手
歯科基礎系	解剖学	解剖学	各1	各1	各3
		口腔解剖学			
	生理学				
	生化学				
	病理学				
	細菌学				
	薬理学				
歯科理工学					
口腔衛生学					
歯科臨床系	歯科保存学		各1	各1	各3
	口腔治療学				
	歯周病学				
	高齢者歯科学				
	有歯補綴咬合学				
	欠損歯列補綴咬合学				
	口外腔科学	第1			
		第2			
	歯科矯正学				
	小児歯科学				
	歯科放射線学				
歯科麻酔学					
内科学		各1	各1	各3	
耳鼻咽喉科学					

#### 4) 課題と改善・改革の方策

大学院委員会での議題の厳正な審議及び学位論文調査委員会の厳格かつ公正な調査が徹底しているため、大学院研究科会議での問題指摘は少ない。大学院研究科会議に提議あるいは報告する事項を実務でこなしている委員に過大な負担があるかもしれない。大学院歯学研究科の管理運営組織上の問題は見られないが、大学院の充足率が100%に満たないことに対して大学院委員会及び研究科会議で検討を要する。特に歯科基礎系専攻の大学院生の充足率が低く、歯科臨床系専攻の充足率が高いのは管理運営上の改革を要するのか、あるいは歯学研究科の説明不足か判然としない。また、大学院教員は大学教員と兼任の形で任

用されているので、歯学部の充実と大学院の充実は表裏一体をなしていると考えられる。教育、研究、診療に関して大学院教員のさらなる向上が期待される。

大学院歯学研究科は研究のさらなる向上と社会への研究成果の還元を行い、それによってより質の高い医療に反映させる必要があるので、教育研究に専任するためには、大学学部と切り離すべきか、現状を維持しながらこれらの目標に向かうのかは今後の課題であり、他大学院の動向も考慮しながら検討する方針である。

## 終章

本学は、大学基準協会の加盟校であり、平成10年度に相互評価を受けている。今回は学校教育法が改正され、大学認証評価を7年毎に受けることが義務化されたことに伴う評価申請である。大学としては2回目の評価を受けるべく、まず、平成17年8月24日に開催した平成17年度第1回自己点検実施委員会で大学基準協会による認証評価を受けることを決定し、その件について同年9月の教授会で機関決定した。それを受け平成17年10月12日付で教育研究業績の原稿依頼を各教員に対して行った。平成18年5月17日に自己点検実施委員会が主催して大学基準協会からの資料に基づいて認証評価の説明を行った。同年6月1日に第1回自己点検評価委員会を開催し、今後の予定について検討した。同年6月15日付で大学基礎データ調書作成依頼を行い、同年7月から10月にかけて点検評価項目についての点検・評価報告書の原稿依頼を4部門（法人部門、教育研究部門、病院部門、事務部門）に対して行った。同年12月22日に第2回自己点検実施委員会を開催し、原稿の集まり具合を報告した。平成19年1月15日に第1回編集委員会を開催し、同年1月22日に大学基準協会へ出向いて原稿について意見を伺い、その結果を同年1月23日開催の第2回編集委員会で報告し、今後の対応を検討し、原稿の手直し等について改めて依頼し、同年2月23日に第3回編集委員会を開催して、原稿の平仄をできるだけ合わせ、同年3月5日開催の第3回自己点検実施委員会に諮り、大筋で了承を得たが、編集上の細部については同年3月7日開催の第4回編集委員会で調整を行うこととなり、最終案を同年3月14日開催の教授会に諮り、意見を伺い、同年3月22日開催の理事会で了承を得、今回大学基準協会へ認証評価を受けるための点検・評価報告書を提出する運びになった。

大学・学部と 大学院の評価項目で重複する項目は 大学・学部に統括し、大学院のみに限定しているため、大学院の項目としては1 大学院研究科の使命及び目的・教育目標、2 博士課程の教育内容、方法等、3 学生の受け入れ、4 教員組織、5、施設・設備等、6 学生生活への配慮、7 管理運営とした。

認証評価を受けることによって本大学がさらなる改善、発展をとげ、歯科界の雄として名を轟かせることを期待して終章とする。

自己点検・評価報告書の作成に当たって自己点検実施委員会（法人部門、教育研究部門、病院部門、事務部門）が資料の蒐集にあたり、蒐集した資料に基づいて自己点検実施委員会委員の一部が兼任する自己点検・評価報告書編集委員会委員が編集を担当した。今回の自己点検・評価報告書の作成に関われた多くの方々に感謝申し上げる次第である。